

「新たな多摩のビジョン行動戦略」 年次報告書 2015

平成 28 (2016) 年6月



東京都

— 目 次 —

I	「新たな多摩のビジョン行動戦略 年次報告書 2015」	— 総論 —	P. 1
1	策定の背景・趣旨		P. 3
2	本報告書のポイント		P. 3
3	各事業の取組状況と都の最新の取組		P. 4
II	目指すべき多摩の姿の実現に向けた事業展開	— 20の行動戦略の取組状況等 —	P. 15
第1章	持続可能な暮らしやすいまちづくり		P. 18
行動戦略 1	地域独自の魅力に根差した成熟したまちづくりの推進		P. 18
行動戦略 2	オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興		P. 24
行動戦略 3	子育て環境の充実強化と将来を支える人材の育成		P. 34
行動戦略 4	高齢者が健康でいきいきと活躍する社会の実現		P. 44
行動戦略 5	障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現		P. 50
行動戦略 6	健康と安心を支える医療体制の整備		P. 54
第2章	高付加価値を生み出す企業活動の促進		P. 60
行動戦略 7	産業集積の強みを活かしたイノベーションの創出		P. 60
行動戦略 8	地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進		P. 64
第3章	地域資源を活かした産業の活性化		P. 68
行動戦略 9	地域の特性を踏まえた観光の振興		P. 68
行動戦略 10	農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進		P. 74
第4章	地域を支える交通インフラの整備		P. 82
行動戦略 11	地域の内外を結び多摩を支える道路ネットワークの整備		P. 82
行動戦略 12	公共交通ネットワークの充実と快適な交通環境整備の促進		P. 86
第5章	災害に強いまちづくり		P. 90
行動戦略 13	耐震化の促進による地震に強い都市の実現		P. 90
行動戦略 14	自助・共助・公助の推進による防災力の向上		P. 96
行動戦略 15	水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進		P. 104
第6章	低炭素で自立分散型エネルギーのまちづくり		P. 108
行動戦略 16	低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市の実現		P. 108
第7章	豊かな自然の保全と活用		P. 114
行動戦略 17	豊かな森林や多様な緑の保全と確保		P. 114
行動戦略 18	美しく良質な水環境の実現		P. 120
行動戦略 19	豊かな自然環境を活かした観光の推進		P. 124
第8章	「成熟・持続」に対応した行政サービスの展開		P. 128
行動戦略 20	多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進		P. 128
参考資料			P. 133
都事業費一覧			P. 135
平成 27 年度 ビジョン連携推進会議 開催概要			P. 137

I 「新たな多摩のビジョン行動戦略年次報告書 2015」

— 総論 —

I 「新たな多摩のビジョン行動戦略年次報告書 2015」 — 総論 —

1 策定の背景・趣旨

平成 25 年 3 月、都は、人口減少や高齢化率の上昇など多摩地域を取り巻く状況変化を踏まえ、今後の方向性を明示するとともに、多摩地域の多様な主体における活動指針となることを目指した「新たな多摩のビジョン」を策定した。

さらに、平成 26 年 3 月、ビジョンで示した目指すべき多摩の姿の具体的な内容を明示し、都の取組に加えて、多摩地域の各主体の取組を、20 の行動戦略として体系的に取りまとめた「新たな多摩のビジョン行動戦略」を策定した。

今回作成する「新たな多摩のビジョン行動戦略 年次報告書」は、ビジョンに示した目指すべき多摩の姿を実現するために、戦略に掲げた都の事業の着実な推進と、市町村や民間企業など多摩地域で活動する様々な主体間における一層の連携強化を図っていくために、作成するものである。

本書を活用して、情報の共有化や共通認識の醸成を図り、関係者が一丸となって、多摩振興の取組を更に推進していく。

2 本報告書のポイント

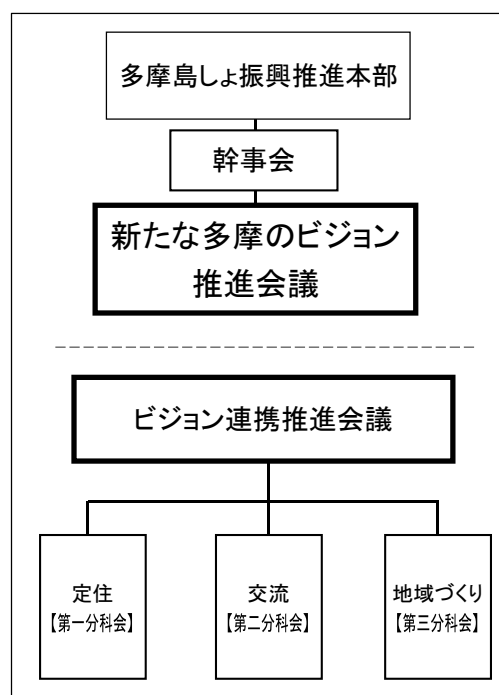
＜ポイント 1＞推進体制の活用

都はこれまで、副知事を本部長とした「多摩島しょ振興推進本部」を設置し、多摩島しょ地域の振興に係る施策を全庁的に推進してきた。

行動戦略の推進のため、平成 26 年度に設置した「新たな多摩のビジョン推進会議」において、戦略に掲げた都事業の進捗状況等の調査を実施した。

また、平成 25 年度より設置している「ビジョン連携推進会議」を開催し、市町村、民間等多様な主体相互の共通認識の醸成等を図った。

これら 2 つの会議体を活用した推進体制により、都、市町村、民間事業者等の取組を把握し、「新たな多摩のビジョン」の具現化を図った。



推進体制

＜ポイント 2＞都事業の進捗状況や最新の動向を把握

行動戦略に掲げたすべての都事業（全 175 事業）の進捗状況を取りまとめて報告するとともに、行動戦略の策定後の状況変化も踏まえて、多摩地域において新たに展開する都事

業等についても、最新の動向を取りまとめて報告している。

これにより、行動戦略のPDCAサイクルを有効に機能させていく。

＜ポイント3＞市町村、民間等による新しい取組を取りまとめ

行動戦略では、市町村や民間企業等による様々な工夫ある取組を取りまとめたが、これ以外にも、多摩地域が直面する課題の解決に向けて、参考となる事例が存在している。

こうした事例について、ビジョン連携推進会議等を活用して、関係者間で議論するとともに、本書においても取りまとめ、多様な主体間における共通認識を醸成していく。

都としても様々な補助金等を活用し、市町村の取組を積極的に後押ししていく。

3 各事業の取組状況と都の最新の取組

(1) 多摩振興に係る事業全般の状況

「新たな多摩のビジョン行動戦略」では、20の行動戦略の下に、175の事業を体系化している。行動戦略で掲げた各事業の取組状況の詳細については、Ⅱの「目指すべき多摩の姿の実現に向けた事業展開 — 20の行動戦略の取組状況等 —」の中で示しており、各事業については、全体として着実に推進されている。

また、本報告書では、行動戦略策定後に新たに展開している事業についても、「行動戦略策定後の主な取組等」として、合計で、50の事業を取りまとめている。

都としては、引き続き、市町村との連携を図りながら、多摩振興の取組を着実に推進していく。

(2) 各戦略に掲げた事業の取組状況等

＜行動戦略1＞ 地域独自の魅力に根差した成熟したまちづくりの推進

○ 各事業の取組状況

東京外かく環状道路のジャンクション周辺のまちづくりなどの取組や、多摩ニュータウンの再生に向けた取組について、関係市等と連携しながら推進している。

また、省エネ・エコリフォームに関する情報提供等を通じた既存住宅のリフォームの促進など、良質な住宅ストックの確保に向けた取組を進めている。

【主な実績等】

- ・「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の策定
- ・「多摩ニュータウン再生方針」の公表
- ・「省エネ・エコリフォーム&東京の木・多摩産材展 2015」の開催 など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン（仮称）」の策定
- ・大規模住宅団地再生に向けた取組を支援
- ・空き家の利活用を支援

＜行動戦略2＞オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興

○ 各事業の取組状況

実施競技の決定など、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた準備を着実に推進している。

また、武蔵野の森総合スポーツ施設（仮称）の平成28年度の竣工に向けた準備を着実に推進するほか、バリアフリー化や事前キャンプ誘致などのために行う市区町村立スポーツ施設の整備工事に対して支援した。

さらに、子供たちや高齢者、障害者など誰もがスポーツに親しめるよう、学校へのオリンピック・パラリンピアンへの派遣、高齢者を対象にしたスポーツ競技会等の開催、多摩障害者スポーツセンターの改修に向けた取組等を着実に実施した。

このほか、特設ホームページやSNSなどを活用した多摩地域の多様な魅力の発信や、多摩の地域資源を活かした文化イベントの実施などの取組を進めた。

【主な実績等】

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の多摩地域における実施競技の決定
- ・市区町村立スポーツ施設への支援 5市
- ・地域資源を活かした文化イベントの実施 など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた市区町村への支援等
- ・誰にでもわかりやすい道路案内標識の整備
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた各種ボランティアの育成 など

＜行動戦略3＞ 子育て環境の充実強化と将来を支える人材の育成

○ 各事業の取組状況

小規模保育や事業所内保育など、多様な保育サービスの拡充に向けた取組を進めるとともに、市町村が実施する待機児童解消などの取組を支援することで、安心して子育てができる環境の整備を推進した。

また、NICU（新生児集中治療管理室）の増床、多摩新生児連携病院の新規指定や、小児医療を担う人材の養成・確保に向けた研修等の開催などにより、周産期・小児医療体制の充実を図った。

さらに、子供たちの健全育成を図るため、多様な体験活動の場を提供するとともに、教育環境の充実に向けて、理数教育・国際理解教育の振興、いじめ等の課題への対応などの取組を推進した。

【主な実績等】

- ・小規模保育を整備する市町村への支援 17市町 54か所
- ・周産期母子医療センター等における NICU の確保 72床
(平成 27 年 4 月 1 日から 3 床増加)
- ・「高尾の森わくわくビレッジ」利用実績
宿泊者数：36,189 人 活動施設利用者数：273,070 人 など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・妊娠期からの切れ目のない支援

<行動戦略 4> 高齢者が健康でいきいきと活躍する社会の実現

○ 各事業の取組状況

しごとセンター多摩における高齢者の雇用就業に関する多様なサービスの提供や、シニア世代のスポーツ振興など、高齢者が元気にいきいきと活動する社会づくりに向けた取組を推進した。

また、地域包括支援センターの機能強化や訪問看護による高齢者ケアの推進など、高齢者を地域で支える仕組みづくりを進めるとともに、高齢者が安心して暮らせる環境の整備に向けて、高齢者向け住宅や高齢者福祉施設の整備などの取組を着実に推進した。

【主な実績等】

- ・高齢者層を対象にした再就職支援セミナー等の開催
- ・地域包括支援センターの機能強化のための市区町村支援 14市町
- ・訪問看護ステーションの設置促進 282か所
(平成 27 年 3 月から 21 か所増加)
- ・特別養護老人ホームの整備 214施設
(平成 27 年 3 月から 3 施設増加) など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・市区町村の介護予防機能の一層の向上
- ・新任訪問看護師の就労促進
- ・若年性認知症総合支援センターの新規設置 など

<行動戦略5> 障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現

○ 各事業の取組状況

府中療育センターと多摩療育園の一体的な整備を進めるとともに、グループホームや通所施設など、障害者の地域における生活基盤の整備を促進した。

また、市区町村等への支援などを通じた障害者スポーツの振興を図るとともに、東京障害者職業能力開発校における職業訓練の実施、障害者就労支援センターを設置する市町村への支援など、障害者の自立した生活の実現に向けた取組を推進した。

【主な実績等】

- ・府中療育センター等の整備に向けた実施設計等に着手
- ・障害者に係る施設整備を促進

グループホーム 631 人分の定員を新たに確保(数値は都内全域の数値)

- ・障害者スポーツの参加体験型イベント「チャレスポ! TOKYO」の実施
- ・障害者就労支援センター設置市区町村への支援 27 市町 など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・障害者スポーツの環境の整備
- ・盲ろう者への支援
- ・福祉・トライアルショップの開設

<行動戦略6> 健康と安心を支える医療体制の整備

○ 各事業の取組状況

多摩総合医療センターの救急患者受入体制の強化について検討を進めたほか、救急隊の増隊を図るなど、救急医療体制の強化に向けた取組を推進した。

また、地域医療を支える人材の確保のため、「東京都地域医療支援ドクター」の採用・派遣や、ナースバンク立川における就労あっせん・就業相談などを着実に進めた。

【主な実績等】

- ・救急隊の増隊 1 隊
- ・「東京都地域医療支援ドクター」の採用・派遣 3 病院に 4 名の医師を派遣
- ・ナースバンク立川における就労あっせんや就業相談等の実施 など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・多摩メディカル・キャンパスの連携強化
- ・救急搬送患者受入体制の強化

<行動戦略7> 産業集積の強みを活かしたイノベーションの創出

○ 各事業の取組状況

「広域多摩イノベーションプラットフォーム」におけるセミナー等の開催や、公立大学法人首都大学東京の産学公連携センターにおけるコーディネータ等による各種相談受付など、多様な主体の連携を通じた企業活動を促進した。

また、産業集積の維持・発展を図るため、ものづくり産業の集積強化に主体的に取り組む市町村への支援や、中小企業の設備投資に対する支援を実施した。

【主な実績等】

- ・「広域多摩イノベーションプラットフォーム」の推進
セミナー11回、研究会16回、交流会1回
- ・公立大学法人首都大学東京産学公連携センターにおいて各種セミナー等を開催
- ・「地域産業基盤強化計画」に基づき事業を実施している市町村の支援 3市など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・地域産業の活性化
- ・技術支援
- ・経営支援

<行動戦略8> 地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進

○ 各事業の取組状況

地域の市町村、経済団体等と連携しながら、幅広い年齢層の求職者を対象に、就職面接会の実施や職業訓練を行うなど、多様な人材が活躍できる就業支援を着実に進めた。

【主な実績等】

- ・しごとセンター多摩における就業支援の展開
- ・多摩職業能力開発センター等における公共職業訓練の実施 1,102名入校など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・住居喪失不安定就労者・離職者等に対する支援

<行動戦略9> 地域の特性を踏まえた観光の振興

○ 各事業の取組状況

地域の特性を踏まえた観光の振興を図るため、多摩地域の多様な地域資源を活かしたまちづくりや、埋もれた資源を発掘する取組に対する支援を行った。

また、専用 Web サイトの開設など多摩地域の観光情報の発信を強化し、多摩地域への来訪を促進した。

【主な実績等】

- ・東京の多様性を活かした観光まちづくりを推進する市を支援 3市
- ・西多摩地域の観光資源の魅力を高めるため、市町村が行う案内板等の整備などの取組を支援 7市町村
- ・地域に埋もれた資源を発掘し、観光資源として活用を図るための企画案を選定、事業化 9件
- ・専用 Web サイト「tokyo reporter 島旅&山旅」の公開 など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・外国人旅行者などに対する観光情報の発信
- ・外国人旅行者向けの旅行商品造成・販売の支援
- ・観光客向けの新たな交通サービスや交通インフラ開発の推進 など

<行動戦略10> 農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進

○ 各事業の取組状況

経営の多角化を目指す農業者や、生産流通の施設整備等を行う市町村を支援するなど、多摩地域の農業の強化を推進するとともに、とうきょう特産食材使用店の登録など、農産物のブランド化等を市町村や民間事業者等と連携しながら推進した。

また、多摩産材の利用拡大や、奥多摩やまめの安定供給のための技術指導など、地産地消を促進した。

【主な実績等】

- ・「チャレンジ農業支援センター」における経営の多角化を目指す農業者の支援
- ・経営力の向上に向けた、生産流通の施設整備等の支援 12事業実施主体
- ・とうきょう特産食材使用店の登録店舗の決定 49店舗
- ・「奥多摩やまめ」の養殖業者や加工生産者に対する技術指導を実施 計41回
など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・都市農業の活性化
- ・ブランド畜産物の生産拡大
- ・内水面漁業の振興対策 など

<行動戦略 11> 地域の内外を結び多摩を支える道路ネットワークの整備

○ 各事業の取組状況

多摩地域内の各都市を結ぶ、多摩南北道路や多摩東西道路等の整備を着実に推進した。

また、第3次交差点すいすいプランや鉄道の連続立体交差事業など、地域内で発生する渋滞等を解消し、円滑な移動を可能とするための道路整備を推進した。

【主な実績等】

- ・調布保谷線の全線開通
- ・新青梅街道（立川3・2・4）の事業着手
- ・右折車線などの整備 39か所
- ・（仮称）梅ヶ谷トンネルの事業着手 など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・圏央道へのアクセス道の整備促進
- ・トンネルの予防保全型管理の推進

<行動戦略 12> 公共交通ネットワークの充実と快適な交通環境整備の促進

○ 各事業の取組状況

横田基地共用化に向けた国への提案要求や、今後の鉄道ネットワークのあり方について、「広域交通ネットワーク計画について」により、都の考え方を国の交通政策審議会に提示し、次期答申への反映を求めるなど、多摩地域の今後の発展を支える交通ネットワークの更なる充実に向けた取組を行った。

また、快適な交通環境の整備を図るため、無電柱化の推進や自転車走行空間の整備を行った。

【主な実績等】

- ・国への提案要求の機会を通じ横田基地軍民共用化に向けた働きかけを実施
- ・「広域交通ネットワーク計画について《交通政策審議会答申に向けた検討のまとめ》」を公表
- ・無電柱化の推進（東八道路など）
- ・自転車走行空間の整備（東八道路、新奥多摩街道など） など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・自転車推奨ルートの整備

<行動戦略 13> 耐震化の促進による地震に強い都市の実現

○ 各事業の取組状況

医療機関や都立学校等多くの都民に利用され、災害時の活動拠点・避難場所等として重要な役割を担う公共建築物の積極的な耐震化を図った。

また、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化など、民間建築物の耐震化の促進を図った。

さらに、都市基盤の防災性の向上を図るため、橋梁の整備・長寿命化や無電柱化を推進した。

【主な実績等】

- ・ 都内医療施設の耐震補強等を支援

(平成 27 年 9 月 1 日時点 都内 648 病院中耐震化済 453 病院、一部耐震化済 112 病院)

- ・ 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化を完了 (累計 125 橋)

- ・ 市町村が取り組む主要駅周辺などの無電柱化事業への支援 5 市 など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・ 無電柱化の推進
- ・ 防災まちづくりのための地区計画の策定支援

<行動戦略 14> 自助・共助・公助の推進による防災力の向上

○ 各事業の取組状況

「首都直下地震等対処要領」について、訓練を通じて検証を行い、内容を改定するなど、初動対応力の強化を図った。

また、一斉帰宅抑制の周知徹底のための講演会の開催や、民間一時滞在施設の確保のためのアドバイザー派遣など、帰宅困難者対策を推進した。

さらに、防災隣組の認定や、消防団が使用するデジタル受令機等を整備する市町村に対する支援、地域における防災訓練の推進など、自助・共助を推進し、防災力の更なる向上に向けた取組を進めた。

【主な実績等】

- ・ 航空消防救助機動部隊 (エアハイパーレスキュー) の創設

- ・ 東京防災隣組を新たに認定 10 団体

- ・ 全都立高校における宿泊防災訓練の実施 など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・ 旧立川政府倉庫の防災拠点等としての活用
- ・ 都立公園の防災関連施設の整備

<行動戦略 15> 水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進

○ 各事業の取組状況

生態系の保全・再生などを適切に踏まえた護岸整備や、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等における土砂災害対策の整備など、災害に対する安全性の向上に向けた取組を推進した。

【主な実績等】

- ・空堀川、鶴見川、川口川などにおける護岸整備の推進、黒目橋調節池、残堀川調節池の整備推進
- ・土石流対策として海沢川、西川で砂防堰堤工や渓流保全工等を実施
- ・地元業者との雪害時の協力協定の締結による除雪協力体制の構築、除雪車両・機材の確保など、除雪体制の充実 など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・雨水流出抑制対策の推進
- ・地下調節池・分水路の予防保全型管理の推進

<行動戦略 16> 低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市の実現

○ 各事業の取組状況

省エネ設備等の導入費用の支援や地球温暖化対策報告書制度など、あらゆる主体による省エネ・エネルギーマネジメントや低炭素化の取組を進めた。

また、再生可能エネルギーの利用促進や分散型エネルギーの普及のため、次世代自動車（EV・PHV）の普及促進や、環境課題の解決に向けた中小企業の技術・製品開発支援、都有施設における再生可能エネルギーを利用した発電設備の導入等の取組を進めた。

【主な実績等】

- ・HEMS等の設置を条件に家庭用燃料電池システム等の導入を支援 4,129件
- ・中小事業者や個人事業者に対する次世代自動車（EV・PHV）の購入支援 135件
- ・環境課題の解決に向けた中小企業の技術・製品開発支援 15件
- ・上下水道施設における太陽光発電設備の導入

（鑑水小山給水所、南多摩水再生センター等） など

（数値はいずれも都内全域の数値）

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・水素エネルギーの活用拡大
- ・水再生センターにおける小水力発電の導入（南多摩水再生センター）

<行動戦略 17> 豊かな森林や多様な緑の保全と確保

○ 各事業の取組状況

荒廃した人工林の間伐、枝打ちを行うほか、シカの食害対策を進めるなど、多摩地域の豊かな森林環境の管理と再生に向けた取組を進めた。

また、都立公園の整備や特別緑地保全地区の指定の推進など、多様な緑の整備、保全、再生に向けた取組を行った。

【主な実績等】

- ・荒廃したスギ・ヒノキ人工林の間伐（596ha）、枝打ち（154ha）の実施
- ・シカ対策の総合的な推進のための検討会等を開催 4回
- ・都立公園の整備（神代植物公園、東伏見公園、大戸緑地、野山北・六道山公園）など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・林業労働環境の整備
- ・都民の自然体験活動の促進
- ・神代植物公園の拡張・再整備

<行動戦略 18> 美しく良質な水環境の実現

○ 各事業の取組状況

多摩川の上流域における森林保全活動の実施や、民有林の購入に向けた手続を進めるなど、多摩の水源の保全に向けた取組を推進した。

また、多摩地域の良好な水辺空間の確保を図るため、水辺空間における緑化の推進や下水処理の高度化などを進めた。

【主な実績等】

- ・ボランティア（多摩川水源森林隊）の協力による間伐・枝打ちの実施 141回
- ・改修済み河川の護岸や河川管理用通路における緑化事業の推進
（境川において0.2haの緑地を創出） など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・多摩地域の水環境の維持・向上

<行動戦略 19> 豊かな自然環境を活かした観光の推進

○ 各事業の取組状況

林道などを活用した観光ルートの整備や自然公園内の施設の改修を行うなど、活用と保全のバランスを取りながら豊かな自然を活かした観光を推進した。

【主な実績等】

- ・森林観光ルートを整備する市町村を支援 5市町村
- ・自然公園内の施設の改修（都立自然公園歩道改修、東海自然歩道改修 等）
- ・東京都レンジャー（高尾3名、奥多摩3名、御岳3名、檜原3名）による巡回活動、普及啓発・指導等の実施 など

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・自然公園のあり方の検討

<行動戦略 20> 多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進

○ 各事業の取組状況

上下水道や、環境の分野における連携を進めるなど、効果的・効率的な行政運営による持続可能な行政サービスの実現に向けた取組を進めた。

【主な実績等】

- ・水道局と多摩 26市町村との間で多摩水道連絡会を開催
- ・流域下水道本部と多摩 30市町村との間で下水道情報交換会を開催
- ・下水道に関する水質検査の共同実施を多摩 30市町村に拡大
- ・東京の広域的な環境課題の解決に向けた市区町村の取組を支援 15市町村

○ 行動戦略策定後の主な取組等

- ・市単独処理区の流域下水道への編入

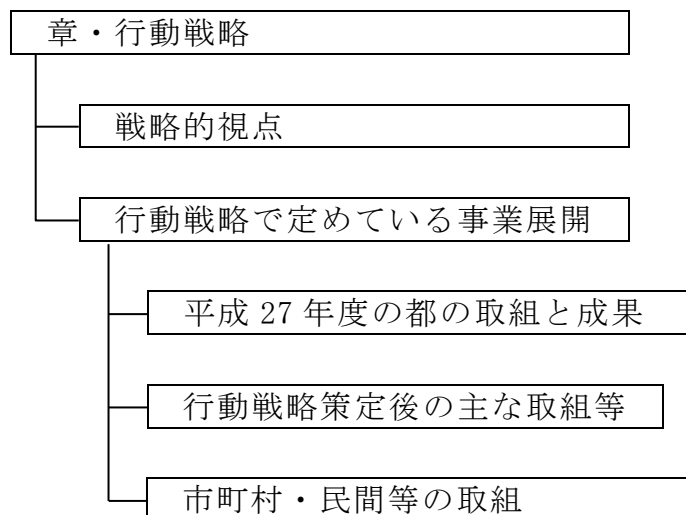
Ⅱ 目指すべき多摩の姿の実現に向けた事業展開

— 20の行動戦略の取組状況等 —

<構成について>

- 本書は、「新たな多摩のビジョン行動戦略」で示した章・行動戦略ごとに構成されている。
- 各行動戦略の冒頭では、行動戦略の推進に向けた3つの戦略的視点と、その戦略を構成する事業展開を示している。
- 行動戦略ごとに「平成27年度の都の取組と成果」、「行動戦略策定後の主な取組等」、「市町村・民間等の取組」を示している。
- 平成27年度の都の取組は特段の記載がない限り、平成28年2月末現在までの進捗状況である。一部の実績値には見込の数値も含まれており、今後変動する可能性がある。
- 文中の数値については、特段の記載がない限り、多摩地域の実績となる。

【 体系 】



＜行動戦略1＞地域独自の魅力に根差した成熟したまちづくりの推進

今後、成熟が進んでいく多摩地域においては、大規模団地の再生等の都市の課題解決を図るとともに、都市機能の集積や固有資源を活かしたまちづくりを進めていく必要がある。

多摩地域では、市町村による大規模な画地の活用に向けた検討や、デベロッパーが積極的に関与した団地再生などが進められている。こうした市町村の主体的な取組を支援するとともに、民間事業者の動向も踏まえて、行政・民間・地域の力を最大化して、成熟都市にふさわしいまちづくりを進めていく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・工場移転などに伴う跡地や、大規模団地や空き家等の既存の住宅ストックなど、地域資源を有効に活用する。

②結集すべき官・民の力

- ・民間デベロッパーなど不動産事業者の動向を踏まえて、その力を最大限に活かしていく。

③構築すべき連携やつながり

- ・都市機能の集積化など、今後のまちづくりの方向性に関する都民の理解と協力を得る。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略1-1 多摩の魅力を高めるまちづくり

都市計画道路の整備方針の策定をはじめ、多摩地域における道路整備による良好な都市空間の創出を図るなど、多摩の魅力を高めるまちづくりを推進する。

- ・都市計画道路の整備方針の策定 など全2事業

行動戦略1-2 民間と連携した良質な住宅ストックの確保

良質な住宅ストックを確保するため、市町村や民間事業者と連携を図りながら、多摩ニュータウン団地再生支援等を着実に推進していく。

- ・多摩ニュータウンの団地再生支援等 など全5事業

1 平成27年度の都の取組と成果

行動戦略1-1 多摩の魅力を高めるまちづくり
(1) 都市計画道路の整備方針の策定
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月に、平成28年度から10年間を計画期間とする「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」を策定し、未着手の都市計画道路を対象として、道路ネットワークを検証した上で、優先整備路線を選定した。 [関連 行動戦略 11]
(2) 東京外かく環状道路のジャンクション周辺におけるまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> 東京外かく環状道路のジャンクション周辺地域の良好なまちづくりの円滑かつ効率的な進捗を図るため、平成25年度、東京都は「北野の里(仮称)を中心としたまちづくりワークショップ」を国土交通省、三鷹市と協働で開催した。平成26年度、三鷹市はワークショップによる蓋かけ上部空間等の利用やジャンクション周辺のまちづくりの提案を踏まえ、「北野の里(仮称)を中心としたまちづくりワークショップでいただいたご意見に対する三鷹市の基本的な考え方」をとりまとめ、平成27年度、「北野の里(仮称)まちづくり方針」を策定した。引き続き、東京都は、東京外かく環状道路のジャンクション周辺地域の良好なまちづくりの円滑かつ効率的な進捗を図るため、必要に応じてまちづくりの支援や協力に努めていく。 [関連 行動戦略 11]
行動戦略1-2 民間と連携した良質な住宅ストックの確保
(1) 多摩ニュータウンの団地再生支援等
<ul style="list-style-type: none"> 多摩ニュータウン再生に向けたまちづくりの方向性や取組について、都の技術支援のもと、多摩市が、多摩ニュータウン再生検討会議において検討を進め、「多摩ニュータウン再生方針」を平成27年10月に公表した。 多摩ニュータウン内の未処分宅地のうち、2.5haについて販売した。
(2) 都営住宅の建替えの推進等
<ul style="list-style-type: none"> 都営住宅を良質なストックとして維持・更新していくため、地域の特性や老朽化の度合い等を勘案しながら計画的な建替えを推進している。また、建替えに当たっては、敷地の有効活用や団地の集約を通じて用地の創出を図っている。 「都営住宅耐震化整備プログラム」に基づき、都営住宅の耐震化を推進しており、引続き「平成32年度に耐震化率100%」の達成に向け、耐震改修を行っていく。
(3) 既存の住宅ストックの活用
<ul style="list-style-type: none"> 住宅検査、住宅履歴情報の蓄積・活用、既存住宅売買瑕疵保証責任保険についての手引き「安心して住宅を売買するために一知って役立つ3つのオススメー」を宅建事業者等に配布し、普及啓発を図っている。

- ・「省エネ・エコリフォーム&東京の木・多摩産材展 2015」(平成 27 年 10 月)を開催するなど、広く一般都民、消費者等に対して、省エネ・エコリフォームに係る情報・意義をPRし、既存住宅のリフォームを促進した。

(4) マンション建替えの円滑な推進

- ・ まちづくりと連携したマンション再生制度の構築に向け、3市区と先行モデル事業に取り組んでいる。
- ・ 建替え・改修アドバイザー派遣の助成制度創設を市町に働きかけており、1市で助成制度が創設された。 [関連 行動戦略 13]

(5) マンション管理の適正化

- ・ 管理組合による適正なマンションの維持管理を支援するため、パンフレット等による普及啓発やマンション管理アドバイザーの派遣を実施している。
- ・ マンション管理の適正化施策の再構築を図るため、東京都住宅政策審議会において、総合的かつ実効性のあるマンション施策のあり方について審議を行っていたが、平成 27 年9月に答申があった。この答申を受けて、管理組合による適正な管理等を促すために重点的に取り組むべき施策を盛り込んだ「良質なマンションストックの形成促進計画」を、平成 28 年3月に公表した。

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン（仮称）」の策定

多摩ニュータウン全体の再生に向けた「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン（仮称）」を平成29年度目途に策定するため、リニア中央新幹線など広域的な基盤整備効果を勘案した多摩ニュータウン全体の人口推計などの基礎調査を実施した。

(2) 大規模住宅団地再生に向けた取組を支援

大規模住宅団地の再生は、地元市町村における地域の将来のまちづくりと連携しながら行う必要があることから、市町村がまちづくりの視点で大規模住宅団地の再生に向けた取組を計画的かつ効果的に行えるよう、市町村の方針策定に対する支援策の検討を進める。

(3) 空き家の利活用を支援

空き家の利活用を計画的に行うための実態調査や空き家対策計画の作成、住宅確保要配慮者向け住宅への空き家の改修に対する助成など、市町村の行う空き家対策の取組に対し支援しており、3市に対して補助を行った。

3 市町村・民間等の取組

・地域と大学がつながる場 ～note cafe の取組～

(国立大学法人東京学芸大学、株式会社タウンキッチン)

東京学芸大学では、図書館の改修に当たり、「地域と大学がつながる場」としてカフェ (note cafe) を設置し、地元小金井市を中心に創業やコミュニティビジネスの支援を行う株式会社タウンキッチンに運営委託することで、地域連携を目的として、大学と地元企業が協働した取組を進めている。

店内にはホワイトボードの地図を設置し、大学の情報や近隣の地域情報を書き込んだり、活動のちらしなどを置くことができるなど、様々な情報が発信されているほか、トークイベントやワークショップなどが行われている。

多様な人と情報が行き交う創造的な学びと気づきの場をコンセプトとし、取組を進めており、そこから協働が生まれていくことが期待されている。

[関連 155 ページ]



トークイベントの様子

・公園を中心とした地域活動をコーディネート

(特定非営利活動法人エヌピーオー・フュージョン長池)

特定非営利活動法人エヌピーオー・フュージョン長池は、多摩ニュータウン南西部の八王子市長池公園を中心に、住民の暮らしを様々な角度から支援することを目的に活動を行っている。長池公園の指定管理者を担うとともに、地域の市民、企業、他のNPOなどと協力し、公園管理や公園内施設で、自然教育等の体験教室を行っている。

地域の「お世話係」として、長池公園を中心に地域に集まる多様な人や団体の「できること(役回り)」と「出番(活躍の場)」をコーディネートしている。

[関連 153 ページ]



長池公園(八王子市)

• **福生しごと・暮らし支援事業**（福生市）

福生市では、福生市商工会との連携の下、定住促進と企業の人材確保を目的に、市内の住宅情報と求人情報について、一体的な情報提供を行っている。

ポータルサイト（運営は福生市商工会）上で、住宅及び求人元企業の基本情報や所在地の地図を表示している。ポータルサイトの利用者は、両者の情報を連結させることで、求人元企業付近の住宅情報を容易に得ることができる仕組みとなっている。

• **若者住宅の整備**（奥多摩町）

奥多摩町では、定住化対策の一環として、町営の若者住宅を整備している。

入居対象は、世帯主の年齢が40歳以下の夫婦、又は50歳以下で子ども（中学生以下）がいる世帯としている。また、住宅使用料は、子育て世代が安心して暮せるように、安価に設定されている。



町営若者住宅(小丹波第1)

＜行動戦略2＞オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えて、誰もがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」の実現を図るとともに、地域固有の文化など多摩地域の魅力を広く発信し、普及していく。

＜戦略的視点＞

① 大化すべき多摩の強み

- ・スポーツ祭東京 2013 開催の成果と、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を、更なるスポーツ振興や歴史、文化等の多摩の魅力発信の契機として活用する。

② 結集すべき官・民の力

- ・体育協会や競技団体等のスポーツ関係者、文化団体や観光協会、旅行業者などの力を合わせて、地域の活性化へとつなげていく。

③ 構築すべき連携やつながり

- ・地域住民と連携した取組を促進し、地域スポーツや文化発信への主体的な参画を促していく。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 2-1 オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えて、「スポーツ都市東京」の実現に向けた取組を推進する。また、多摩地域独自の多様な文化を広く発信することで、多摩地域の持つ魅力を広く普及する。

- ・オリンピック・パラリンピック開催を通じた「スポーツ都市東京」の更なる発展
- ・多摩地域におけるスポーツクラスターの形成
- ・地域におけるスポーツの振興
- ・体力や競技力の向上に向けた取組の推進
- ・シニア世代のスポーツ振興
- ・障害者スポーツの振興
- ・多摩の多様な魅力の発信・普及
- ・多摩地域から文化を広く発信
- ・多摩地域における文化財の保護等 全9事業

1 平成 27 年度の都の取組と成果

行動戦略2-1 オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興

(1) オリンピック・パラリンピック開催を通じた「スポーツ都市東京」の更なる発展

- ・ 会場計画について、組織委員会とともに、「レガシー」、「都民生活への影響」、「コスト」の3つの視点で再検討を行った結果、多摩地域ではオリンピックは立候補ファイル時の近代五種に加え、バドミントン、ラグビー、さらにはパラリンピックの車椅子バスケットボールが行われることになった。
- ・ 東京 2020 大会の開催やその先を見据えて、外国人旅行者が円滑に移動し、安心して快適に滞在できる都市環境の向上を図るため、市区町村、国、民間事業者等と連携し、表示・標識等の多言語対応を推進・強化している。平成 27 年度は、「多言語対応・ICT 化推進フォーラム」を開催し、先進的取組事例に関する講演や ICT の最新技術動向の紹介、ワークショップ等を実施した。
- ・ 大会後のレガシーを見据えた 2020 年までの東京都の取組をまとめた「2020 年に向けた東京都の取組－大会後のレガシーを見据えて－」を策定した。
- ・ 事前キャンプについては、都内市区町村に対する説明会を実施し、個別の相談に対応するとともに、各国オリンピック委員会等に対する PR や視察の受け入れを行った。

(2) 多摩地域におけるスポーツクラスターの形成

- ・ 武蔵野の森総合スポーツ施設(仮称)の整備については、メインアリーナ、サブアリーナ、屋内プールの新築工事を、平成 28 年度の竣工に向け着実に推進した。
- ・ 多摩障害者スポーツセンターの改修に向けて、平成 27 年 12 月に基本設計に着手した。
- ・ 市区町村立スポーツ施設のバリアフリー化や競技スペースの拡大に向けた新築・改築等の取組を支援している。平成 27 年度は、新たに利用時間延長等利用機会の向上に資する工事及びオリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致のための工事を対象に加え、5市への補助を行った。

(3) 地域におけるスポーツの振興

- ・ 東京都市町村総合体育大会(4,836 人)、TOKYO ウオーク 2015(8,628 人)、ニュースポーツ EXPO in 多摩(38,067 人)、味の素スタジアム6時間耐久リレーマラソン(11,338 人)など、多摩地域の特性を活かしたスポーツイベントを実施した。
- ・ 地域スポーツクラブの設立・育成の支援を行っており、東京都地域スポーツクラブ設立支援協議会を2回開催するとともに、地域スポーツクラブサポートネットで情報の発信等を行っている。
- ・ 子育て世代のスポーツ参加促進及び親子等でスポーツに親しむ環境の醸成のため、地域スポーツクラブが実施する子育て世代に対するスポーツ事業を支援しており、8クラブに補助を行った。

(4) 体力や競技力の向上に向けた取組の推進

- ・ 総合的な子供の基礎体力向上方策（第1次推進計画）・（第2次推進計画）に基づき、東京都統一体力テストや「一校一取組」運動の実施、第7回中学生「東京駅伝」大会の開催等、体力向上の事業・取組を推進した。
- ・ 平成28年1月に策定した「アクティブプラン to 2020」（第3次推進計画）について市区町村教育委員会や学校に通知文や冊子を配布するなどして周知をし、平成28年度以降の取組につなげる。
- ・ オリンピック・パラリンピックの歴史や意義等を正しく理解し、スポーツを通して、心身の調和的な発達を遂げ、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう、オリンピック・パラリンピック教育推進校を600校指定するとともに、オリンピック・パラリンピアンを112校に派遣する等の取組を行った。（都内全域）
- ・ 全国大会や関東大会への出場を目指す都立高校を増加させていくため、競技力の高い運動部活動Ⅰ型「特別強化部」15校41部、Ⅱ型「育成競技」8校9部を「スポーツ特別強化校」に指定し、都立学校運動部活動全体の活性化と競技力の向上を一層推進する。（都内全域）

(5) シニア世代のスポーツ振興

- ・ シニア世代のスポーツ機会の拡充のため、「シニア健康スポーツフェスティバル TOKYO」（ソフトボール）を多摩地域で開催した。
- ・ 高齢者を対象としたスポーツ競技会やスポーツに関する講習会等に対して支援しており、187事業に補助を行った。（都内全域）

〔関連 行動戦略4〕

(6) 障害者スポーツの振興

- ・ 障害のある人が身近な地域でスポーツができるようにするため、事業の企画・実施に関する相談や助言、指導員の派遣や用具貸与等を行い、市区町村や地域スポーツクラブ等の取組を支援した。
- ・ 障害のある人の一般スポーツ施設の利用促進に向け、ソフト面でのバリアフリーの充実を図るため、施設管理者が配慮すべきポイントをマニュアルとしてまとめ、一般スポーツ施設等へ配布した。
- ・ スポーツ推進委員等を対象に障害者スポーツセミナーや初級・中級障がい者スポーツ指導員養成講習会等を開催し、障害者スポーツを支える人材を育成した。
- ・ 障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO 障スポ・ナビ」により、都内スポーツ施設のバリアフリー情報や大会・教室などの開催情報等を提供した。
- ・ 障害のある人もない人もともに楽しめる障害者スポーツの参加体験型イベント「チャレスポ！ TOKYO」を実施し、障害のある人へはスポーツを始めるきっかけを提供し、障害のない人へは障害者スポーツの理解促進・普及啓発を図った。
- ・ 多摩障害者スポーツセンターの改修に向けて、平成27年12月に基本設計に着手した。
〔関連 行動戦略5〕
- ・ 障害者スポーツの魅力を広く伝えるプロモーション映像を作成し、市区町村等へ配布した。
〔関連 行動戦略5〕

(7) 多摩の多様な魅力の発信・普及

- ・ 多摩の魅力発信プロジェクト特設ホームページや SNS の運営などを通じて、多摩地域の持つ魅力を広く発信した。また、趣味を通じた多摩地域の魅力の発信、交流人口の増加を図るため、多摩地域の写真を広く募集する「たま発！ギャラリー」のページを SNS 上に新たに設置し、フォトコンテストを実施したほか、実際のギャラリーを使用した展覧会を開催した。
- ・ 平成 27 年7月に「新たな多摩のビジョンシンポジウム」を開催し、多摩地域における課題や今後の展望について議論を行った。
- ・ 市町村が地域の有する魅力を広く域外に発信する取組を支援しており、33 事業に対し補助を行った。

(8) 多摩地域から文化を広く発信

- ・ 東京芸術文化評議会及びその専門部会である文化プログラム検討部会において、リオデジャネイロ大会以降に展開する文化プログラムの基本方針等について検討を進め、その検討結果をもとに、2020 年に向けた東京都の取組(平成 27 年 12 月発表)に文化プログラムの展開方針等について記載した。
- ・ 多摩地域の多様な文化を広く発信するため、アーツカウンシル東京芸術文化創造・発信事業として、子供のための伝統文化・芸能体験事業や、ホールや学校等で芸術家と子供たちが交流しながら舞台作品を創作するパフォーマンスキッズ・トーキョー、Music Program TOKYO 等多摩の地域資源を活かした文化イベントを多数実施した。
- ・ 貴重な文化遺産を次世代に継承するため、江戸東京たてもの園において、復元済みの収蔵建造物 30 棟を維持管理し、公開している。
- ・ 都立多摩図書館において「東京マガジンバンク」を運営し、時代状況を先鋭的に捉えた雑誌ならではの情報発信を行った。常設展示(隔月で展示品入替)、セミナー(1回)を開催するなどマガジンバンクの一層の認知と利用を図った。
- ・ 国分寺市に移転改築する新都立多摩図書館は、平成 29 年1月の開館に向けて工事中である。

(9) 多摩地域における文化財の保護等

- ・ 多摩地域の国指定及び都指定文化財を良好な状態において保存し、後世に伝えるため、文化財の解体復元修理等の取組を支援しており、31 件の補助を行った。
- ・ 回遊性を高め外国人観光客が訪れる魅力的なエリアを創出するため、外国語による文化財情報提供サイトの運営や都内文化財案内(三鷹市・府中市・調布市・町田市・日野市の新選組ゆかりの地)の作成を行った。

〔関連 行動戦略9〕

2 行動戦略策定後の主な取組

(1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた市区町村への支援等

市区町村が大会を契機として行う、オリンピックを招いた講演会やスポーツ教室等、主にスポーツ振興を目的とする事業に対して財政支援を行った。

また、市町村の地域における事業展開に資するよう、市町村等と連携し、平成 27 年 11 月から、東京自治会館を推進拠点とし、オリンピック・パラリンピックの醍醐味を伝える写真や映像の紹介、有識者を招いてのセミナーなど、今後の事業展開に有益な情報・コンテンツなどを市町村に積極的に提供している。



東京自治会館における展示

(2) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた気運醸成等

パラリンピック大会の盛り上げについては、平成 27 年度から、パラリンピック競技体験等を通じてパラリンピックの魅力を体感できるプログラム「NO LIMITS CHALLENGE」を、市区町村と連携して実施している。

平成 28 年度は、リオ 2016 大会を通じたオリンピック・パラリンピックの感動や盛り上がりを 2020 年につなげていくため、大会期間中はライブサイトを多摩、区部、東北被災 3 県で開催するとともに、大会後は大会旗を活用したフラッグツアーを市区町村等で展開していく。

リオ市内に設置するジャパンハウス等においては、東京 2020 大会の P R を行うとともに、東京の魅力を世界に向けて発信していく。



武蔵野桜まつりにおける
NO LIMITS CHALLENGE の様子

(3) 多言語対応の推進

平成 28 年度は、東京自治会館で多摩地域の自治体等の取組を支援するためのフォーラムを開催し、参考となる先進的事例や市区町村への補助制度を紹介する。

(4) 誰にでもわかりやすい道路案内標識の整備

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、増加が見込まれる外国人旅行者も含め、全ての人々が安心して円滑に移動できるように、「東京みちしるべ 2020」（平成 28 年 1 月策定）に基づき、全都道での英語併記化に加え、ピクトグラムや路線番号の活用などにより、全ての人にわかりやすい道路案内標識を整備していく。

また、多摩地域においては、東京スタジアムを含む武蔵野の森エリア、立川駅周辺及び八王子駅周辺を重点整備エリア、主要地方道等の路線を重点整備路線として設定し、優先的に整備を進めていく。



英語併記の標識(多摩地域路線)

(5) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた各種ボランティアの育成

ボランティアの気運醸成やボランティア活動の推進のため、平成 27 年 9 月に、官民様々な関係団体が参加する「東京都ボランティア活動推進協議会」を立ち上げた。大会関連ボランティアの裾野拡大・都市ボランティアの運営体制に関する戦略の策定に向けて検討を進めている。さらに、東京 2020 大会に向け、ボランティアの裾野拡大や気運醸成を図るため、平成 28 年 1 月に「オリンピック・パラリンピックに向けたボランティアシンポジウム」を開催し、平成 28 年 3 月にボランティアに関する情報発信のためのウェブサイト「東京ボランティアナビ」を開設した。



シンポジウムの様子

また、幅広い世代の参加を得て都民全体での「おもてなし」を実現し、日本に滞在する外国人が安心して過ごすことができるよう、東京都だけでなく市区町村や企業・団体等と連携・協力した、「外国人おもてなし語学ボランティア」育成講座を多摩地域及び区部で、計 80 コース（東京都 44 コース、市区町村等 28 コース、企業・団体等 8 コース）実施した。

(6) 障害者スポーツの環境の整備

平成 28 年度から、障害のある人や障害者スポーツ競技団体等が身近な地域でスポーツ活動ができるよう、都立特別支援学校を障害者スポーツの拠点の一つとして位置付け、活用を順次拡大していくことで、障害者スポーツの場の更なる確保に取り組んでいく。また、誰もが気軽に障害者スポーツを楽しめる体験教室や地域スポーツ交流会を開催するとともに、障害者スポーツ競技団体等の活動の場として活用していく。

※平成 28 年度の多摩地域における実施校 2 校（府中けやきの森学園、村山特別支援学校）

〔関連 行動戦略 5〕

3 市町村・民間等の取組

・街ぐるみでアートを守る（立川市）

立川市では、市民団体、周辺企業、公共的団体等から成る実行委員会を立ち上げ、多摩モノレール立川北駅周辺に設置されたアート作品群（ファーレ立川アート）の修復をした。

ホームページ、SNS、ポスター等による周知、イベントの実施などで、街の魅力の一つとして、作品群の価値をPRし、街全体でアート擁護の機運を高め、修復への協力を訴えた。

また、次代に向けたアート保全を見据えて、美大生を中心とした若年層のアートボランティアによる作品清掃やワークショップも実施した。

修復の財源確保のため、個人や企業、公共的団体、イベントでの募金等の協賛金受付のほか、クラウドファンディングも実施した。



左上：アートの修復

右上：プロモーションビデオ

左下：清掃ボランティア

右下：アートハント

・武蔵府中熊野神社古墳の改修（府中市）

武蔵府中熊野神社古墳は、上円下方墳と呼ばれる、全国的にも希少な形の古墳である。

経年劣化による痛みが激しい箇所があり、景観に支障が生じていたことから、改修工事を行った。国の史跡としてふさわしい状態で保存され、市西部における重要な観光資源となっている。



武蔵府中熊野神社古墳

・東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地等招致に向けた取組（町田市）

町田市では、東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地等の招致に向けた取組を実施している。

諸外国や関係団体に、市のキャンプ地としての魅力を発信するため、市の立地やスポーツ施設の情報、会場や空港からのアクセスなどを掲載したパンフレットを作成した。

また、招致の機運醸成のために、オリンピック出場経験者を招いた講演会や、バドミントン日本リーグの試合前イベントで招致活動のPRを実施した。



バドミントン日本リーグの
試合前イベントの様子

・ペンシルロケット発射 60 周年記念事業（国分寺市）

昭和 30 年 4 月 12 日に、東京大学生産技術研究所の糸川英夫教授らが、国分寺市において日本初のペンシルロケットの水平試射公開実験を行ってから、平成 27 年で 60 周年となった。

実験実施日の同日である 4 月 12 日に記念講演会を開催したほか、ペンシルロケットの実機

（過去最大となる 17 機同時展示）や、はやぶさが小惑星イトカワから持ち帰った微粒子、帰還カプセルの実機などを同時に展示する企画展を日本で初めて開催して、市が「日本の宇宙開発発祥の地」であることを市内外に PR した。



ペンシルロケットの実機

• **まちの魅力発信（福生市）**

福生市では、市の魅力を知ってもらうため、市内在住・在勤・在学及び周辺住民の方を対象に、福生の魅力を発見し、映像化する方法を学ぶワークショップを開催した。

ワークショップの受講者は、市内のベストロケーションを巡りながら、まちの魅力を再発見して、映像作品を作り上げた。

完成した作品は、市のホームページにて公表しており、まちの魅力を発信している。



映像撮影時の様子

• **地域・行政資料の電子化事業（西東京市）**

西東京市では、中央図書館において、「地域に関する専門図書館を目指す」という活動目標の下、昭和50年以降の市内に関する折込広告を収集している。

折込広告は、当時の地域の経済・文化等の時勢を読み取ることができる貴重な資料である。これらを電子化することにより、永久保存が可能となるほか、資料検索が容易になり、より多くの人々が当時の資料に触れる機会を提供している。



図書館内で閲覧可能なデータ例

＜行動戦略3＞子育て環境の充実強化と将来を支える人材の育成

多摩地域の活力を維持し、持続可能な発展を図っていくため、多様な保育サービスの提供や子育てに関する相談支援体制の整備などの子育て家庭への支援等により、安心して子供を産み育てられる環境を整えるとともに、教育環境の充実を図り次代を担う子供たちを健全に育成する。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・我が国の将来を担う財産である子供たちを、安心して産み育てられる社会を実現する。

②結集すべき官・民の力

- ・社会福祉法人、医療機関、NPOなど様々な力を活用して、子供たちのための環境を整備する。

③構築すべき連携やつながり

- ・都、市町村との連携に加えて、地域住民の協力も得て、子供たちの安心と安全を確保する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略3-1 多様な保育サービス等による安心して子育てできる環境の整備

民間等の力を活用した多様な保育サービスの提供や子育てに関する相談支援体制の整備などの子育て家庭への支援等により、誰もが安心して子育てができる環境を整備する。

- ・多様な保育サービスの拡充 など全7事業

行動戦略3-2 周産期・小児医療体制の充実

小児総合医療センターの体制強化等により、多摩地域において、安心して子供を産み、育てることができる周産期・小児医療体制の充実を図る。

- ・周産期医療体制の強化 など全2事業

行動戦略3-3 次代を担う子供たちの健全育成

多摩地域に暮らす次代を担う子供たちが、健やかに、また、安全に見守られながら育つための環境を整える。

- ・子供たちの居場所づくりの推進 など全6事業

行動戦略3-4 優れた人材を育成する教育環境の充実

将来の日本を背負う優れた人材を育成するため、多摩地域における子供たちの教育環境の充実を図っていく。

- ・学力向上や海外で活躍する人材育成を実現する教育の推進 など全6事業

1 平成 27 年度の都の取組と成果

行動戦略3-1 多様な保育サービス等による安心して子育てできる環境の整備

(1) 多様な保育サービスの拡充

- ・ 空き家や空き店舗など、既存の資源を活用して、0～2歳児を対象とした小規模保育を整備する市区町村を支援し、17市町に54か所整備された(平成27年3月末から35か所増)。
- ・ 事業所内保育施設における保育サービスの水準の維持向上を図り、もって企業等の次世代育成に対する取組を促進し、併せて仕事と子育ての両立支援に資するため、事業所内保育施設の運営費等を補助しており、3施設に補助した。
- ・ 子ども子育て支援制度における市区町村の認可を受けて事業所内保育事業を実施する事業者に対し事業所内保育施設の整備費等を補助する市区町村を支援しており、2市2施設に補助した。
- ・ 家庭的保育事業の推進により、市町村が認定する都独自の家庭的保育者(保育ママ)は、平成27年9月1日現在61人となっている。
- ・ 大都市特有の保育ニーズに的確に応える都独自の認証保育所の整備を促進し、平成28年3月1日現在171施設(定員5,971名)が設置されている。
- ・ 賃借物件を用いた認可保育所の整備を行う社会福祉法人等を支援しており、改修費等の補助を11市19施設、賃借料の補助を14市43施設に対して行った。
- ・ 株式会社やNPO法人など多様な主体による認可保育所の創設や定員増を伴う増改築等の整備に要する経費を補助することにより、保育所の設置等を促進しており、5市5施設に補助した。
- ・ パートタイム労働者等のための保育サービスの充実を図るため、定期利用保育事業を実施し、12市で延べ53,273人が利用した。
- ・ 病児・病後児保育施設の運営支援と設置促進により、26市61施設において病児・病後児保育事業が実施されている(前年度比5施設増)。また、保育所に対して病児ケアに関する情報提供の実施、駅前等利便性の高い場所への施設の設置、児童が発病した際の送迎サービスの実施等に取り組む5市町村を支援した。
- ・ 都有地の減額貸付や、定期借地権の一時金に対する補助、国有地や民有地を借り受ける場合の土地借料補助などにより、認可保育所等の整備を促進している。
- ・ 保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的な確保を推進するため、保育士就職支援研修・就職相談会(3回)、保育所勤務未経験者等を対象とした講義・現場実習(5回)、保育事業者向けの経営管理研修、高校生向け職場体験などを実施した。

(2) 送迎保育ステーションの実施支援

- ・ 保護者にとって利便性の良い場所に送迎ステーションを設置し、バス等により児童を送迎する取組を行う市区町村を支援している。

<p>(3)待機児童解消への取組の支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> 待機児童の解消に向け、市区町村が地域の実情に応じて実施する取組を広く柔軟に支援する待機児童区市町村支援事業を実施しており、保育所等の開設準備支援等補助を13市に行った。
<p>(4)子育て家庭を地域で支える取組の支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> 総合相談、在宅子育てサービスの提供、要支援家庭へのサポート等を実施する子供家庭支援センターを設置運営する市区町村を支援している。また、先駆型のセンターに、児童相談所や学校、保健センター等の関係機関との連携・調整等を行う虐待対策コーディネーターを配置する市区町村を支援している。 子育てをしている親子に、地域の身近な場所でつどいの場を提供し、子育てについての相談支援や情報提供、子育てサークルの支援等を行う子育てひろば事業に取り組む市町村を支援しており、平成27年9月1日現在で、28市町に314か所設置されている(うち144か所は、専用スペースで実施する一般型・連携型)。また、子育てひろばの職員が子育て家庭の様々なニーズに対応できるよう研修を5回実施した。 保護者の心理的、肉体的な負担を軽減するため、市区町村の一時預かり事業を支援しており、28市町356施設に対して補助を行った。 家族等から出産前後のケアが受けられない等、特に支援を要する母親等に対して相談支援やデイケア、宿泊ケアを行うなど、妊娠期から切れ目ない支援を行う市区町村を支援しており、2市に対して補助を行った。
<p>(5)学童クラブの設置等の支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> 小学生の放課後等の適切な遊び及び生活の場を確保するため、学童クラブ事業に取り組む市町村や社会福祉法人等を支援しており、29市町村705か所の学童クラブに、35,978人の児童が登録している(平成27年5月1日現在)。 開所時間の延長などサービス向上を図る都型学童クラブ事業を実施する市町村を支援しており、13市145か所に対して補助を行った。
<p>(6)ひとり親家庭への支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> 家庭相談、生活支援講習、学習支援ボランティアの派遣など、ひとり親家庭の地域での生活を支える市区町村の取組を支援しており、3市に対し補助を行った。 日常生活に大きな支障が生じているひとり親家庭等の生活の安定を図るため、市町村がホームヘルパーを派遣する事業を支援しており、24市に対して補助を行った。
<p>(7)子育て施策の充実に向けた包括的支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> 市町村による保育サービスの拡充と子育て支援全般の充実を図るため、「子育て推進交付金」を交付しており、30市町村に対して補助を行った。 市区町村が地域の実情に応じて、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤整備等に資する事業に対して支援しており、30市町村653事業に対して補助を行った。

行動戦略3-2 周産期・小児医療体制の充実

(1) 周産期医療体制の強化

- ・ ハイリスク妊婦や新生児等に適切な医療を提供する周産期母子医療センターを6施設整備しており、同センター等において、NICU(新生児集中治療管理室)を72床確保している(平成27年4月1日から3床増加)。また、ハイリスク新生児の望ましい成長発達等を図るため、周産期母子医療センターへの理学療法士の配置を支援した。
- ・ ミドルリスク妊婦を受け入れる周産期連携病院を3病院指定しており、周産期母子医療センターへの分娩・搬送の集中を緩和するとともに、妊婦のリスクに応じた受入体制を確保している。
- ・ 比較的リスクの高い新生児の搬送や周産期母子医療センターからの逆紹介に対応する多摩新生児連携病院を平成27年12月に新たに1病院指定し、計2病院指定しており、多摩地域の新生児受入体制を強化している。
- ・ 周産期医療ネットワークグループを構築し、グループでの一次、二次、三次の医療機能分化や搬送に係る連携強化のため、連携会議、連絡会、研修会等を実施した。
- ・ 母体救命対応総合周産期母子医療センター(スーパー総合周産期センター)として、多摩総合医療センター・小児総合医療センター及び杏林大学医学部付属病院を指定し、迅速な医療体制を確保している。
- ・ 地域内で受入れが困難な母体・新生児について都全域の搬送調整を行う周産期搬送コーディネーターを東京消防庁に配置し、24時間体制で運用している。
- ・ NICU等から在宅療養への円滑な移行を促進するため、周産期母子医療センター等における在宅移行支援病床の設置を支援しており、2施設7床確保した。
- ・ 在宅療養に移行したNICU等入院児の定期的医学管理及び保護者の負担軽減(レスパイト)を目的とする短期入院を3施設4床で実施した。

(2) 小児医療体制の充実

- ・ 東京都こども救命センター(多摩地域では小児総合医療センター)を指定し、重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を行っている。
- ・ 休日・全夜間における小児の救急患者に対応する医療機関を17施設26床確保した。
- ・ 小児救急医療を担う人材の養成・確保のため、地域の診療所の医師等を対象に、臨床研修や小児初期救急に関する研修会を実施した。
- ・ 施設間の連携強化を促進し、小児救急医療体制の確保・充実を図るため、医療機関等で構成される小児医療協議会を1回開催した。

行動戦略3-3 次代を担う子供たちの健全育成

(1) 子供たちの居場所づくりの推進

- ・ 「高尾の森わくわくビレッジ」において、多摩地域の自然環境を活かし多様な体験活動等を行う機会と場を提供している。平成 27 年4月から 28 年3月までの利用実績は宿泊者数:36,189 人、活動施設利用者数:273,070 人となっている。
- ・ 子供たちに学習、スポーツ・文化活動、地域住民との交流の機会を提供するため、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の居場所(放課後子供教室)を設けており、29 市町・392 教室実施した。

(2) スポーツ体験や遊び、生活の場の提供を通じた子供たちの健全育成

- ・ アスリート等を派遣し、あいさつやチームワークの大切さを親子に伝える「こころのチャレンジプロジェクト」を 12 校の小学校で実施し、音楽劇を通じて「あいさつ」の大切さを訴えかける、あいさつ音楽劇「あいさつは魔法の力」を5校の小学校で実施した。また、子供たちがサッカーを通じて、仲間とのコミュニケーションや親子とのふれあい、あいさつの大切さなどを学ぶための「ジュニアサッカーフェスティバル」を1回実施した。
- ・ 子供たちに健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするために、児童館の整備を行う市区町村等を支援しており、5市に対して補助を行った。

(3) 乳幼児、義務教育就学及びひとり親家庭等に係る医療費の助成

- ・ 乳幼児、義務教育就学児やひとり親家庭等に係る医療費の負担を軽減し、子育てを支援することなどを目的として、市町村の実施する医療費助成事業を支援しており、乳幼児約 21 万人、義務教育就学児約 25 万人、ひとり親等約5万人が対象となっている(平成 28 年1月末現在)。

(4) 子供たちの安全確保

- ・ 子供が犯罪に遭いにくい環境づくりを推進するため、子供を見守る防犯ボランティア活動の活性化等を促進しており、子供見守りボランティアリーダー応用講座の開催や子供見守り活動事例集の作成・配布などの取組を行った。また、町会や自治会、防犯ボランティア等を対象に地域の危険箇所点検とその改善手法を学ぶ講習会を開催した。
- ・ 子供自身の犯罪被害防止能力を高める地域安全マップづくりを推進しており、指導者育成のための講習会を2回開催した。また、いざというとき、子供が安全に駆け込めるようにするとともに子供 110 番の家の協力者も子供の保護や警察への通報について理解を深めるため、子供 110 番の家等への駆け込み体験訓練を2回実施した。

(5) 消費者教育の推進

- ・ 中学生向け Web 版消費者教育読本及び高校生向け消費者教育用 DVD を作成している。
- ・ 学校における消費者教育を行う教員を支援するため、東京都多摩消費生活センターにおいて、教員講座(全 16 テーマ)を実施した。また、教員向け消費者教育情報提供誌「わたしは消費者」の発行・配布、Web版の掲載を行った。

- ・消費生活における必要な知識等の習得を目的とした「親子夏休み講座」を10回開催した。

(6)若年者のひきこもり対策の推進

- ・ひきこもりサポートネットによる電話やメールでの相談、家庭等への訪問相談を実施している。平成27年度は13件の申込があった。相談・支援機関の実務的な連携強化のため、福祉・保健・医療・雇用等各分野の代表で構成する「ひきこもりに係る連絡調整会議」を3回開催した。
- ・ひきこもり等の若者への相談・支援事業の実施など支援体制の整備を行う市区町村の取組を支援しており、2市の支援組織の立ち上げに際し、補助を行った。また、ひきこもり等の若者の自立等支援に向けた相談事業や支援事業を行う際に必要となる知識の習得を目的として市区町村職員等を対象とする研修を3回実施した。

行動戦略3-4 優れた人材を育成する教育環境の充実

(1)学力向上や海外で活躍する人材育成を実現する教育の推進

- ・児童・生徒の「確かな学力」の定着と伸長を図るため、平成27年7月に「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を実施するとともに、11月にその報告書を配布した。
また、8月に小学校算数、中学校数学・英語の効果的な習熟度別指導を実施するための研修会を開催した。併せて、中学校版「東京ベーシック・ドリル」、「東京方式1単位時間の授業スタイル」を作成、配布するなど、基礎学力の定着を図るための取組を行うとともに、授業改善を促すための取組を推進した。
- ・中学生対象の東京ジュニア科学塾を3回、東京ジュニア科学塾専修コースを8回開催し、科学に高い興味・関心がある生徒の育成を図った。
- ・小・中学校に、学生や退職教員などの外部人材を観察実験アシスタントとして配置する区市町村に対する補助制度を創設し、10市町に補助した。
- ・小学生科学展を実施し、児童の理数に対する能力の伸長を図った。
- ・大学や研究機関と連携した最先端の実験・講義を通じて、理数に秀でた生徒の能力を一層伸長するとともに、科学技術系人材育成の拠点として東京の理数教育をけん引する理数イノベーション校を3校指定した。(都内全域)
- ・対象の全都立高校が、校内で組織的・計画的な指導を行うため、「都立高校学力スタンダード」を踏まえ、具体的な学習目標を明示した自校の学力スタンダードを作成した。また、推進協議会を開催し、情報共有を図った。
- ・様々な分野等で活躍する人材を育成するため、都立高校生への留学支援事業である「次世代リーダー育成道場」を実施し、事前研修を経て平成27年8月にアメリカ合衆国へ95人、平成28年1月にオーストラリアへ100人の高校生を、約1年間の留学に出発させた。(都内全域)
- ・日本人教員とネイティブによる指導を充実させるため、JETプログラムによる外国人の招致を拡大し、200人を配置するとともに、在京外国人を英語等教育補助員としての活用を図った。(都内全域)

- ・ 都立高校生の「国際社会の一員としての自覚」と「社会に貢献する意欲と主体的に行動する力」を育成するため、JICA と連携した体験研修「東京グローバル・ユース・キャンプ」を実施しており、100 人の高校生を派遣した。(都内全域)
- ・ 意欲のある若者のチャレンジを後押しするため、各私立高校による独自の特色ある留学プログラムに参加する生徒 410 人に支援を行った。(都内全域)
- ・ 環境について児童・生徒が学び、考え、行動する契機となるよう、環境教育の充実のために、「環境教育推進委員会」を2回開催し、都及び市区町村教育委員会の関係者が、その具体的方策について情報交換等を行った。また、普及啓発資料「くらしと環境学習 Web」ホームページを更新・拡充した。
- ・ いじめや不登校など児童・生徒の問題行動等の未然防止や解消を図るため、スクールカウンセラーを全小・中・高等学校に配置している。また、一部の学年の児童・生徒を対象とした全員面接を実施した。
- ・ 問題を抱える児童・生徒の支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを 26 市町の地区に配置し、児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整、保護者や教職員等に対する支援、助言等を行った。
- ・ 不登校やいじめなどの健全育成上の課題に対して、民生・児童委員等の地域の人材 469 人を、家庭と子供の支援員として 156 校(小学校 102 校、中学校 54 校)に派遣し、アドバイスや情報提供等を行った。また、対応困難事例等については、弁護士、医師等のスーパーバイザーが支援員に対して専門的な知見からの助言を行った。
- ・ 市町村の行う特別教室の冷房化を支援しており、5市(74 教室)に対して補助を行った。

(2)豊かな心を育てる道徳教育の推進

- ・ 学校と家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進するため、道徳授業地区公開講座を公立小・中学校等の全校及び特別支援学校 1,944 校で実施したほか、東京都道徳教育教材集を全ての公立小・中学校等の全児童・生徒に配布・活用した。また、東京都道徳教育教材集保護者向けリーフレットを小・中学校の新入生の保護者に配布した。(都内全域)
- ・ 人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」の平成 28 年度からの全都立高校における実施に向けて、試行実施を行うとともに、教科書及び指導資料の開発を行った。

(3)都立学校の充実・発展

- ・ 「都立高校改革推進計画・第一次実施計画」に基づき、真に自立した社会人を育成するため、学校ごとに充実や改善を図っている。また、時代の変化に伴う新たな課題に対応した、より良い都立高校の実現に向けて、平成 28 年度から 30 年度を計画期間とする「都立高校改革推進計画・新実施計画」を策定した。
- ・ 児童・生徒が、情報化の進展に対応するための情報モラル、情報活用能力を習得できるよう、協働学習等にも対応できるタブレットパソコンを順次導入した。

(4) 特別支援教育の充実

- ・ 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校の再編整備を推進しており、小金井特別支援学校改築及び外構工事、八王子特別支援学校改築工事の基本設計及び実施設計、七生特別支援学校改築及び改修工事の基本設計及び実施設計、武蔵台学園増築及び改修工事、立川学園特別支援学校(仮称)増築及び改修工事の基本設計、町田の丘学園改築工事の基本設計、久留米特別支援学校改築工事の基本設計を実施した。
- ・ 知的障害のある生徒の企業就労を目指すため、2校に設置している高等部就業技術科において実践的な職業教育を実施した。また、高等部就業技術科の平成28年度の定員増に向けた準備を推進するとともに、高等部職能開発科の設置に向けた検討を行った。
- ・ 平成28年度に特別支援教室を導入する15市町村に対し、補助金の交付決定を行った。

(5) 幼児教育の充実

- ・ 私立幼稚園における保護者のニーズに対応した質の高い幼児教育を提供するために、教育時間終了後や長期休業中の預かり保育を実施する私立幼稚園を支援した。

(6) 校庭の芝生化

- ・ 子供たちの健やかな成長を支える教育環境を整えるため、8市町が行う校庭芝生化等に対して補助を行うとともに、都立学校4校の校庭芝生化を実施した。
- ・ 校庭グリーンキーパー等を112の公立小中学校に派遣するとともに、芝生リーダーを育成するための講座及び実務者講習会を延べ4回実施した。
- ・ 東京芝生応援団による普及啓発、芝生出前の実施やニュースレターの作成等の芝生化に対する広報・普及啓発を行った。また、学校と地域で構成される「校庭芝生化推進協議会」の設置の下、芝生の維持管理や地域連携事業の企画、学校と地域の調整を行うグリーンリーダーを配置し、多様な文化・スポーツ活動等を行った。

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

保健師や助産師などの専門職が、全ての子育て家庭の状況を妊娠期から把握し、継続したサポートを行う市区町村を支援しており、2市町に補助した。



面接の様子

3 市町村・民間等の取組

• 病児・病後児保育室のお迎えサービス（東大和市）

東大和市では、児童が保育所等で体調不良となった際に、迎えに行けない保護者に代わり、病児・病後児保育室の保育士が迎えに行き、預かるサービスを実施している。

保育士が保育所等で児童の引き渡しを受け、タクシーで送迎し、保育室併設の診療所で受診後、病児・病後児保育室で保育を行う。

本サービスにより、保護者の仕事と育児の両立の支援を図っている。



病児・病後児保育室の様子

• 空き家を活用した子育て交流拠点（武蔵村山市）

武蔵村山市では、乳幼児とその保護者が気軽に集い、子育て世代の交流を図る場として、子どもカフェ「みんなのおうち」をNPO法人に委託して運営している。

空き家となっていた民家を活用した施設であり、乳幼児に安全な遊び場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報の提供のほか、交流イベントを催すなど、保護者の子育てに対する不安感、負担感を緩和する取組を実施している。



交流イベントの様子

• 民間学習塾との連携による学習教室（瑞穂町）

瑞穂町は、町内の民間学習塾との連携により、中学生を対象に補習・発展学習を行う、瑞穂町フューチャースクールを開講している。

土曜日（月2日程度）及び夏季・冬季の長期休業中に講習を行い、少人数クラスで2名程度の講師が指導している。

これまでの学校教育に加えて、学習塾が持つ習熟度に合わせた指導方法を取り入れることによって、基礎学力の向上を図っている。



瑞穂町フューチャースクール

＜行動戦略4＞高齢者が健康でいきいきと活躍する社会の実現

多摩地域が今後も魅力・活力に満ちあふれた地域であるため、今後増加が見込まれる高齢者の健康や安心を守るとともに、生きがいを感じながらいきいきと活躍できる社会をつくる必要がある。

高齢者が、住み慣れた地域で、健康で安心して生活できるよう、見守り体制を構築するとともに、住居やグループホームなど必要な環境整備を推進する。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・元気な高齢者の豊富な知識や経験を、地域を活性化する人的資源として活用する。
- ・高齢者を支える仕組みや住居等の充実を図り、生活基盤を強化する。

②結集すべき官・民の力

- ・民間事業者、NPO、社会福祉法人などの力を活かして、高齢者の社会参画、高齢者福祉施設等の環境整備を促進する。

③構築すべき連携やつながり

- ・市町村の主体的取組に対する都の支援など行政機関の連携を図る。
- ・地域にネットワークを有する民間事業者や団体と協力体制を構築する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略4-1 高齢者が元気にいきいきと活動する社会づくり

多摩地域において今後増加が見込まれる高齢者が、いきいきと活動できるよう、高齢者への就業支援やシニア世代のスポーツ振興などを展開していく。

- ・高齢者等の活躍の場の拡大 など全2事業

行動戦略4-2 高齢者を地域で支える仕組みづくり

介護等の様々な支援が必要となる多摩地域の高齢者が安心して生活できるよう、地域包括支援センターの機能強化や訪問介護による高齢者ケアの推進など、地域における支えあいの機能を強化していく。

- ・地域包括支援センターの機能強化 など全5事業

行動戦略4-3 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

あらゆる高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、サービス付き高齢者向け住宅や認知症高齢者グループホームをはじめとした高齢者施設など、必要な環境を整備していく。

- ・高齢者向け住宅等の供給促進 など全3事業

1 平成 27 年度の都の取組と成果

行動戦略4-1 高齢者が元気にいきいきと活動する社会づくり

(1) 高齢者等の活躍の場の拡大

- ・ しごとセンター多摩において、高齢期向け再就職支援セミナーを3回開催するなど、高齢者を対象に雇用就業に関する多様なサービスを提供した。
〔関連 行動戦略8〕
- ・ 働く意欲のある高齢者の身近な地域での就業機会の確保を促進するため、シルバー人材センターにおける会員拡大(30 市町村)や活動拠点となる施設整備(1町)に対して補助を行った。

(2) シニア世代のスポーツ振興

- ・ シニア世代のスポーツ機会の拡充のため、「シニア健康スポーツフェスティバル TOKYO」(ソフトボール)を多摩地域で開催した。
- ・ 高齢者を対象としたスポーツ競技会やスポーツに関する講習会等に対して支援しており、187 事業(平成 28 年 2 月現在)に補助を行った。
〔関連 行動戦略2〕

行動戦略4-2 高齢者を地域で支える仕組みづくり

(1) 地域包括支援センターの機能強化

- ・ 地域包括支援センターの機能を強化するため、管内の複数のセンターを統括しサポートする、「機能強化型地域包括支援センター」を設置する市区町村を支援しており、14 市町に対し補助を行った。
- ・ 市区町村及び地域包括支援センターの介護予防機能の向上等を図るため、「介護予防機能強化支援員」を配置する市区町村を支援しており、17 市町村に対して補助を行った。
- ・ 地域包括支援センターの現職職員向け研修について、介護保険制度改正を反映させるなど、研修内容を充実させた。

(2) 訪問看護による高齢者ケアの推進

- ・ 地域包括ケアの推進及び高齢者の在宅療養生活を支えるため、訪問看護ステーションの設置を促進しており、平成 28 年3月1日現在で 282 か所設置されている(平成 27 年3月1日から 21 か所増)。
- ・ 訪問看護ステーションの運営安定化や業務の効率化を支援するため、個別相談会を5回開催し、延べ 52 事業者が参加した。(都内全域)
- ・ 地域の小規模な訪問看護ステーションの人材育成等を支援する教育ステーションを2か所設置するとともに、管理者・指導者育成研修の実施や、認定看護師の資格取得支援の補助を7事業所に対して行うなど、訪問看護ステーションにおける人材の確保・育成に向けた取組を推進した。
- ・ 訪問看護師の資質向上や勤務環境の向上を図るため、訪問看護師が研修を受講する場合などに必要な代替職員の確保を支援している。

<p>(3)高年齢者見守り相談窓口の設置促進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の在宅生活の安心・安全を提供するために、地域に高齢者を見守る拠点となる高齢者見守り相談窓口が22地区に設置されている。
<p>(4)高年齢者対策等に係る包括的支援の実施</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村が地域の実情に応じて主体的に実施する高齢者福祉や地域の福祉・保健・医療の推進に係るサービスの充実及び基盤整備に資する事業を支援しており、高齢社会対策包括補助事業により30市町村483事業に対して、地域福祉推進包括補助事業は30市町村460事業に対して補助を行った。
<p>(5)高年齢者の消費者被害の防止</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の悪質商法被害を防止するため、ホームヘルパー、民生・児童委員等の高齢者を見守る立場の人を対象に、悪質商法の特徴や、被害の早期発見、被害発生時の対応などを紹介する出前講座を105回実施した。 また、宅配等を行う事業者と連携して、各家庭を訪問し注意喚起情報(リーフレット)を声掛けしながら手渡しを行う、高齢者の消費者被害を防ぐ事業を平成27年9月から開始した。
<p>行動戦略4-3 高齢者が安心して暮らせる環境の整備</p>
<p>(1)高年齢者向け住宅等の供給促進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅等については、医療・介護サービス事業所との連携等に対する補助加算による供給拡大や一般住宅を併設した住宅の整備を推進し、1,008戸整備され、計11,123戸となった。(都内全域)
<p>(2)低所得高齢者のすまいの確保</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体機能の低下等により、居宅生活が困難となった低所得高齢者等が介護保険施設等を確保するまで安心して生活ができるよう、見守りなど高齢者等の支援体制において一定の基準を満たす宿泊所(「寄りそい型宿泊所」)の設置を支援している。 ・ 日常生活に不安があり、かつ住宅に困窮している低所得高齢者等が、安心して地域で生活できるよう、居住支援協議会等の取組によりすまいを確保し、見守り等の生活支援サービスを提供する市区町村を支援している。 ・ 地価の高い東京の実情を踏まえ、居室面積要件等を緩和した都市型軽費老人ホームの整備を支援している。
<p>(3)高年齢者福祉施設等の整備の促進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者グループホームの整備を促進するため、都独自の整備費補助、都所有地の減額貸付け、定期借地権の一時金に対する補助などの支援策を実施しており、平成28年3月末現在、178か所開設されている(平成27年3月末から8か所増)。 ・ 特別養護老人ホームの整備を促進するため、都独自の整備費補助、都所有地の減額貸付け、定期借地権の一時金に対する補助、土地賃借料の負担軽減などの支援策を実施しており、平成28年3月末現在、214施設開設されている(平成27年3月末から3施設増)。

- ・ 老朽化した特別養護老人ホーム等の建替えを促進するため、建替え期間中の代替施設を清瀬小児病院跡地に設置し、希望する事業者が交代で利用する仕組みの検討を進めた。また、代替施設整備に着手し、基本設計を実施した。

2 行動戦略策定後の主な取組

(1) 市区町村の介護予防機能の一層の向上

市区町村においてリハビリテーションの専門職等を活かした効果的な介護予防事業が推進されるよう、都の指定する地域リハビリテーション支援センター等に広域派遣アドバイザーを設置し、市区町村への助言等を行うほか、地域における専門人材の育成を図っている。

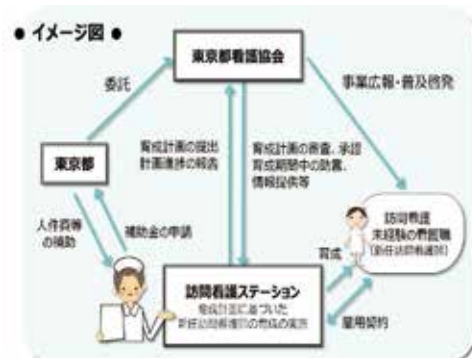
(2) 福祉人材の確保・定着等に向けた支援

高齢者の急増等に伴う福祉人材の需要増加に対応するため、東京都福祉人材センター多摩支所（立川市）において、福祉人材の確保や定着等を図る取組を実施している。

また、福祉人材の定着と離職防止を図るため、職場の悩みや、健康についての相談を受け付け、助言を行っている。

(3) 新任訪問看護師の就労促進

平成28年度より、質の高い訪問看護師の確保を図るため、訪問看護未経験の看護職を雇用し育成を行う訪問看護ステーションに対し、教育体制を強化するための支援を実施し、訪問看護分野への就労を促進していく。



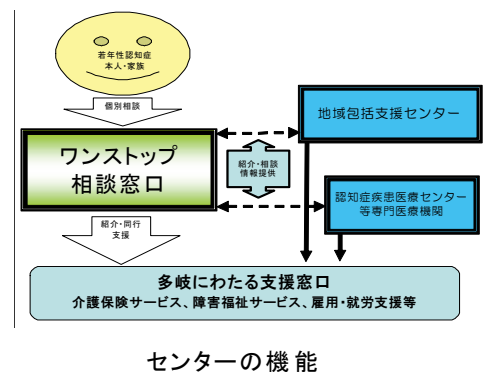
新任訪問看護師就労応援事業

(4) 地域拠点型認知症疾患医療センターの指定

地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、地域拠点型認知症疾患医療センター（5 医療機関）に加え、地域拠点型が未設置の市町村に地域連携型認知症疾患医療センター（14 医療機関）を指定し、認知症に関する鑑別診断、身体合併症と行動・心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健医療・介護関係者等との連携の推進、人材の育成等を実施している。

(5) 若年性認知症総合支援センターの新規設置

若年性認知症の人と家族のためのワンストップ相談窓口や、地域包括支援センター等の専門機関への支援などの機能を持った若年性認知症総合支援センターを、平成 28 年度から、区部に加え、新たに多摩地域に 1 施設開設する。



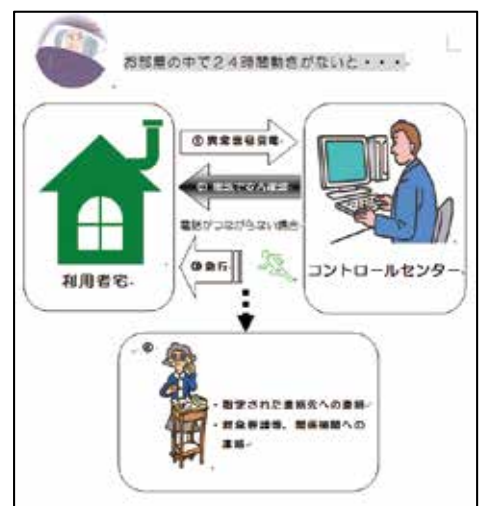
3 市町村・民間等の取組

・産学官連携による人感センサー見守り事業（調布市）

調布市では、ひとり暮らしの高齢者の見守りとして、一定時間動きがない場合に異常通報を発する機器「人感センサー」を自宅に設置する取組を行っている。

通報があった場合は、利用者本人への安否確認の連絡を行い、確認が取れない場合は、緊急連絡先への連絡及び警備員が現場に駆け付け対応する。

使用する機器は、調布市に立地する国立大学法人電気通信大学との連携の下、株式会社 AI TECHNOLOGY が開発したものを使用している。平成 27 年度～28 年度のモデル事業として実施している。



安否確認のフロー

• **サッカークラブチームとの連携による高齢者体操教室**（小平市）

小平市では、市内に練習グラウンドを構えるFC東京と連携して、高齢者の体操教室を実施している。

FC東京スタッフが講師を務め、普段、サッカー選手がトレーニングに取り入れている体操を、高齢者向けにアレンジして紹介・実践している。

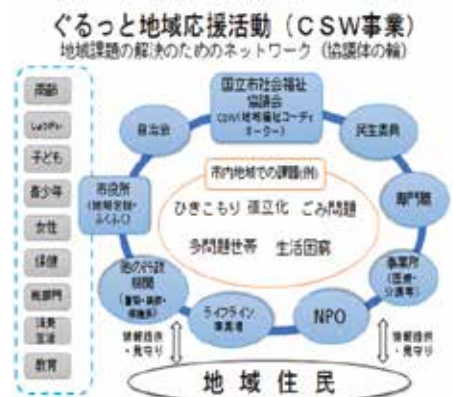


体操教室の様子

• **ぐるっと地域応援活動事業**（国立市）

国立市では、支援を必要としながらも地域の中で孤立している方などの地域課題解決のために、国立市社会福祉協議会と連携して、本事業を実施している。

モデル地区を設定し地域福祉コーディネーターが地域に積極的にアプローチし、地域の中でしか見えない課題を発見し、地域の相談を受けて、住民や関係機関と共に問題の解決に取り組んでいる。



事業スキーム

• **高齢者世帯等ごみ収集事業**（檜原村）

檜原村では、収集先までごみを出すことが困難な高齢者等の世帯などを対象に、玄関先まで、ごみや資源を個別収集するサービスを実施している。収集時にあわせて、安否確認も行っている。



ごみ収集の様子

＜行動戦略5＞障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現

障害のある人もない人も共に暮らすことのできる地域社会の実現に向けた取組を一層推進する。

障害者やその家族が安心して暮らせる社会が実現できるよう、障害者の地域における生活基盤を整備するとともに、当たり前前に働ける社会の実現を目指し、障害者の就労支援等を推進していく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・ 障害者の地域生活基盤の整備を促進する。

②結集すべき官・民の力

- ・ 障害福祉サービス事業者、民間企業など、様々な主体の力を活かして、障害者の暮らしやすい社会を実現する。

③構築すべき連携やつながり

- ・ 市町村と都の相互の連携・協力や、地域の多様なつながりにより、障害者の安全・安心を確保する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略5－1 障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現

地域における生活基盤の整備を促進するとともに、障害者の自立した生活の実現に向けて、就労支援などの充実を図る。

- ・ 府中療育センターの機能強化
- ・ 障害者に係る施設整備の促進
- ・ 障害者スポーツの振興
- ・ 障害者等の就労の支援
- ・ 障害者に係る取組の充実 全5事業

1 平成 27 年度の都の取組と成果

行動戦略5-1 障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現

(1)府中療育センターの機能強化

- ・重症心身障害児(者)の入所施設として質の高い医療・療育を提供するとともに、通園・通所機能、外来機能を兼ね備えた、乳幼児から成人までを対象に総合的な療育を行う施設とするため、府中療育センターと多摩療育園の一体的整備を進めており、実施設計及び埋蔵文化財発掘調査に着手している。

(2)障害者に係る施設整備の促進

- ・グループホームや通所施設など障害者の地域における生活基盤の整備を促進するため、整備に係る経費の事業者負担を軽減する特別助成、都有地の減額貸付け、定期借地権の一時金に対する補助、土地賃借料の負担軽減などの支援策を実施しており、都内全域で、新たに、グループホーム 631 人分、短期入所 45 人分の定員を確保し、児童発達支援センターを1施設整備した。(平成 28 年2月末現在)

(3)障害者スポーツの振興

- ・障害のある人が身近な地域でスポーツができるようにするため、事業の企画・実施に関する相談や助言、指導員の派遣や用具貸与等を行い、市区町村や地域スポーツクラブ等の取組を支援した。
- ・障害のある人の一般スポーツ施設の利用促進に向け、ソフト面でのバリアフリーの充実を図るため、施設管理者が配慮すべきポイントをマニュアルとしてまとめ、一般スポーツ施設等へ配布した。
- ・スポーツ推進委員等を対象に障害者スポーツセミナーや初級・中級障がい者スポーツ指導員養成講習会等を開催し、障害者スポーツを支える人材を育成した。
- ・障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO 障スポ・ナビ」により、都内スポーツ施設のバリアフリー情報や大会・教室などの開催情報等を提供した。
- ・障害のある人もない人もともに楽しめる障害者スポーツの参加体験型イベント「チャレスポ! TOKYO」を実施し、障害のある人へはスポーツを始めるきっかけを提供し、障害のない人へは障害者スポーツの理解促進・普及啓発を図った。
- ・多摩障害者スポーツセンターの改修に向けて、平成 27 年 12 月に基本設計に着手した。 [関連 行動戦略2]
- ・障害者スポーツの魅力を広く伝えるプロモーション映像を作成し、市区町村等へ配布した。 [関連 行動戦略2]

(4)障害者等の就労の支援

- ・障害者がそれぞれの適性に応じた知識や技能を習得することで自立した生活を送ることができるよう、東京障害者職業能力開発校において、求人ニーズ、訓練生ニーズに応じた職業訓練を実施しており、137 名が入校した。
- ・障害者が安心して働き続けられる環境づくりを促進するため、障害者就労支援センターを設置する市区町村に対する支援を実施し、これまで 27 市町にて設置された。

- ・ 難病患者の就労支援を強化するため、東京都難病相談・支援センターに配置した難病患者就労コーディネーターが、多摩地区の6か所のハローワークへ出向いて就労相談を実施した。

(5) 障害者に係る取組の充実

- ・ 障害者施策推進区市町村包括補助事業により、市区町村が地域の実情に応じて主体的に実施する事業を支援しており、30 市町村 548 事業に対して補助を行った。

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 障害者スポーツの環境の整備

平成28年度から、障害のある人や障害者スポーツ競技団体等が身近な地域でスポーツ活動ができるよう、都立特別支援学校を障害者スポーツの拠点の一つとして位置付け、活用を順次拡大していくことで、障害者スポーツの場の更なる確保に取り組んでいく。また、誰もが気軽に障害者スポーツを楽しめる体験教室や地域スポーツ交流会を開催するとともに、障害者スポーツ競技団体等の活動の場として活用していく。

※平成28年度の多摩地域における実施校2校（府中けやきの森学園、村山特別支援学校）

〔関連 行動戦略2〕

(2) 盲ろう者への支援

盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、東京都盲ろう者支援センターにおいて、来所、電話による相談や、コミュニケーション手段などの訓練、指点字やお菓子作りなどの学習会や交流会を実施している。

平成28年度から、多摩地域の盲ろう者の福祉の向上のため、多摩地域に会場を確保し、毎月1回程度、定期的に日常生活などに関する相談や各種訓練を実施していく。

(3) 福祉・トライアルショップの開設

平成28年度に、福祉施設の自主製品を販売するトライアルショップを都内3か所（都庁舎、区部、多摩地域）に開設し、障害者の工賃向上への取組を推進する。

＜行動戦略6＞健康と安心を支える医療体制の整備

地域の人たちが、健康で安心して生活できるよう、適切な医療を提供できる体制を整備する。

多摩総合医療センター等を中心とした総合的な医療の提供や救急医療体制の整備などのほか、医療人材の確保などを着実に推進していく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・地域の医療資源である医療機関の機能強化、医療人材の確保・育成を図っていく。

②結集すべき官・民の力

- ・都立病院等の公立の医療機関はもとより、民間の医療機関の力も最大限に発揮して、適切に医療を提供する体制を整える。

③構築すべき連携やつながり

- ・市町村、医師会等の連携を強化するとともに、医療に関する都民の理解・協力を促進する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略6-1 多摩地域における総合的な医療の充実

誰もが地域で安心して医療を受けられるよう、多摩総合医療センター、小児総合医療センターにおける総合的な医療の充実を図る。

また、救急医療を必要とする人たちが、迅速かつ円滑に医療を受けられるよう、救急医療体制を整備する。

- ・多摩メディカル・キャンパスにおける総合的医療の提供 など全6事業

行動戦略6-2 地域医療を支える人材の確保・育成

地域における医療を支える医師、看護師等の人材を確保・育成し、多摩地域において適切な医療を提供する体制を整える。

- ・総合診療能力を有する専門医等の確保・育成 など全3事業

1 平成 27 年度の都の取組と成果

行動戦略6-1 多摩地域における総合的な医療の充実

(1)多摩メディカル・キャンパスにおける総合的医療の提供

- ・ 多摩総合医療センターでは、高齢化に伴う重症患者や合併症患者の増加を見据えた救急患者受入体制の強化について検討を行った。
- ・ 小児総合医療センターでは、平成 27 年3月に開設した小児 ER 病棟を適切に運用し、小児の救急医療・重症対応体制の充実を図った。

(2)救急活動体制の充実強化

- ・ 救急隊を1隊増加するとともに、円滑な救急搬送を行うため、適切な救急搬送トリアージを実施した。
- ・ 増大する救急需要に対応するため、救急相談センターの利用促進のための広報や、東京版救急受診ガイドの普及啓発を行った。
- ・ リーフレットや電車内動画広告などによる救急車の適正利用を呼び掛ける広報を実施した。

(3)救急医療体制の強化

- ・ 地域の救急医療機関が相互に協力・連携して救急患者を受け入れる「救急医療の東京ルール」を推進している。
- ・ 二次保健医療圏内において、搬送先選定に時間を要する救急患者を迅速に受け止めるネットワークの核となる二次救急医療機関を東京都地域救急医療センターに指定している(39 病院指定)。また、二次保健医療圏ごとに全ての二次救急医療機関、精神科医療機関、消防機関等が参加する地域救急会議を8回開催し、圏域内の医療連携の推進を図った。
- ・ 「救急患者受入コーディネーター」を東京消防庁指令室に配置し、二次保健医療圏内での患者の受入れが困難な場合に、365 日 24 時間体制で二次保健医療圏を超えた搬送調整を行っている。

(4)在宅療養への円滑な移行

- ・ 地域における在宅療養を担う人材の育成を行う「在宅療養地域リーダー」を育成するための研修のほか、各地域リーダーによる地域の多職種に対する研修等を 11 地区医師会で実施した。
- ・ 在宅療養における医療と介護の連携を推進するため、介護事業者等からの在宅医療に関する専門相談に対応できる体制の整備や、退院患者への医療・介護連携支援体制の整備、かかりつけ医と入院医療機関の連携促進に取り組む市区町村を支援しており、3市に対して支援を行った。
- ・ 医療・介護の多職種の関係者が連携して在宅療養患者を支援する体制を整備するため、ICT を活用して効果的に患者情報を共有する地域のネットワーク構築に取り組む 21 地区医師会を支援した。

<p>(5) 医療に対する理解と参画の促進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者が医療に関する制度等を正しく理解し、適切な受療行動の促進につなげるため、「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ」を医療機関、市区町村、保育園・幼稚園などに約 2 万 5000 部配布した。(都内全域) ・ 都民と医療従事者の相互理解を促進するため、医療情報ナビを活用したミニ講座を実施した。
<p>(6) 医療保健施策の充実に向けた包括的支援</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情を踏まえたきめ細かな医療保健サービスの展開を推進するため、市区町村が主体的に実施する医療保健分野にわたる事業を支援しており、30 市町村 491 事業に対して補助を行った。
<p>行動戦略6-2 地域医療を支える人材の確保・育成</p>
<p>(1) 総合診療能力を有する専門医等の確保・育成</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の都立病院の中核を担う人材を育成するため、多摩総合医療センターに感染症科、小児総合医療センターに小児科(腎臓内科)のクリニカルフェローのコースを設置し、採用者を決定した。 ・ 小児救急医療体制の充実を図るため、救急告示医療機関に勤務する医師等に対し、小児救急に関する専門的な研修を 10 回実施し 234 名が修了した。(都内全域)
<p>(2) 地域医療の人材確保</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩・島しょ地域の医療提供体制を安定的に確保するため、地域医療の支援に意欲を持つ医師を「東京都地域医療支援ドクター」として都が採用し、医師の確保が困難な公立の3病院に4名の医師を派遣した。 ・ へき地における医師の安定的な確保を図るため、事業協力病院へ謝金を交付し、当該病院からへき地医療機関への医師の定期的な派遣を行った(1町へ1名派遣)。 ・ 都内で医師の確保が必要な地域や診療科での医療に従事する意志のある医学生に対し奨学金を貸与した。 ・ 病院勤務医の勤務環境の改善や離職防止を図るため、チーム医療を促進する取組や、女性医師の復職に向けた研修等の取組を行う医療機関を支援しており、20 病院に対して補助を行った。
<p>(3) 看護師の人材確保</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員の確保や資質の向上を図るため、ナースバンク立川に来所した 1,000 名(平成 27 年4月から平成 28 年3月までの累計)に対し、就労あっせんや就業相談等によるきめ細かな支援をしたほか、看護職の定着促進に向けた研修等を実施した。 また、都内5か所のハローワーク(多摩地域では、八王子及び立川)のハートフルワークコーナー(福祉専門相談窓口)において、毎月、ナースプラザ職員による出張相談を実施し、きめ細かな就業相談・職業紹介を実施した。

- ・ 新人看護職員の離職防止と定着を図るため、厚生労働省の定める新人看護職員研修ガイドラインに沿った新人看護職員研修を実施する医療機関を支援しており、45病院に対して研修費用の一部補助を行った。
- ・ 都が委嘱する看護師等就業協力員が中小病院を巡回訪問し、働きやすい職場づくりや業務改善、職員募集に関する相談、助言を行った(平成28年3月末現在で、2病院を対象に17回訪問)。
- ・ 看護職員の再就職を支援するため、15病院を看護職員地域就業支援病院に指定し、経験やスキルに応じたきめ細かな復職支援研修を30回にわたり実施した。

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 多摩メディカル・キャンパスの連携強化

多摩メディカル・キャンパス各施設の相互連携体制の強化による更なる医療機能の充実に向け、「多摩メディカル・キャンパスあり方検討会」において、メディカル・キャンパスの将来像や機能強化の方向性について検討を行い、平成28年2月に最終報告をまとめた。

(2) 救急搬送患者受入体制の強化

平成28年度から、救急医療機関において救急依頼に対応できないケースを減らすため、調整業務等を行う人材をモデル的に配置し、医師や看護師の業務負担の軽減を図り、救急搬送患者受入体制を強化していく。

3 市町村・民間等の取組

• 製薬会社との提携による健康増進対策（狛江市）

狛江市では、大塚製薬株式会社と協定を締結したことにより、同社が持つノウハウ等を活かした健康増進対策を実施していく。

今後は、熱中症対策、健康長寿の推進、食育の推進や、スポーツ（イベント）活動等で連携・協力して取り組み、市民の健康増進の向上を図っていく。



大塚製薬株式会社との協定書調印式

• 在宅医療・介護連携の推進（稲城市）

稲城市では、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護の連携を推進している。

平成27年度は、退院時の相談や主治医の紹介を受けることのできる窓口として「いなぎ在宅医療・介護相談室」を開設したほか、医療職・介護職が一堂に会した「在宅医療・介護連携を推進するための多職種連携研修会」を開催した。

「研修会」により、多職種間で顔の見える関係が構築できたことから、より一層の連携が期待されている。

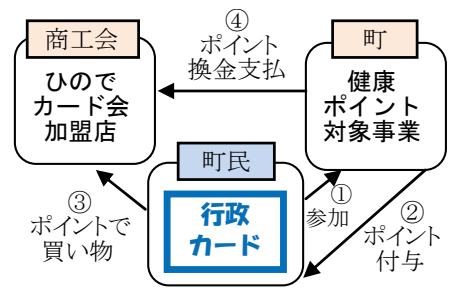


研修会の様子

• **行政カードを活用した健康増進と商工会活性化対策（日の出町）**

日の出町では、町が主催する行事等に参加した場合、町内店舗で買い物できるポイントが付与される行政カードを配布して、地域の活性化に寄与している。

ポイント付与の対象事業に、高齢者健康診査や、がん検診、体操教室などを対象に加えて、町民の健康に対する意識の向上などを図っている。



行政カード事業イメージ



ひのでちゃん 行政カード

＜行動戦略7＞産業集積の強みを活かしたイノベーションの創出

多摩地域においても、大規模工場の撤退、事業所数や製品出荷額の減少など、産業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

一方で、圏央道の整備により、多摩地域を含め4千万人の人口を有する首都圏内のつながりは、これまで以上に強くなることが見込まれる。

また、多摩地域には、長年培われた高い技術力を持った中小企業が多数存在するほか、大学や学術・研究機関が集積しており、新たなイノベーションの苗床として期待できる。

今後の多摩地域の経済の活性化を図るためには、こうした優位性を最大限活かし、付加価値の高い製品や新たなサービスを生み出すとともに、産業集積の維持・発展を図り、産業力を高めていくことが必要である。

＜戦略的視点＞

① 最大化すべき多摩の強み

- ・高い技術力を有する中小企業や大学・研究機関が集積する利点を活かす。
- ・首都圏一帯との接続性の高さを活かす。

② 結集すべき官・民の力

- ・産業支援機関のノウハウなどを活用しながら、中小企業等の高度な技術力や研究機関の知見等を結びつけ、新たな製品・サービスの創出につなげる。

③ 構築すべき連携やつながり

- ・イノベーション創出の基盤となる、中小企業同士や大企業、大学、研究機関、金融機関などの広域的なネットワークの構築を促進する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略7-1 多様な主体の連携を通じた企業活動の促進

多摩地域に数多く存在する研究開発型や基盤技術型の中小企業をはじめ、大学や研究機関の広域的な連携・交流を促進し、産業の競争力向上につなげる。

- ・産産・産学公の交流・連携による新製品・サービスの創出 など全3事業

行動戦略7-2 産業集積の維持・発展に向けた産業競争力の強化

半導体や電子デバイス、ロボットなどの産業分野をはじめ、イノベーションの創出に不可欠な高い技術やノウハウなどの高度な技術基盤を持つ多摩地域の産業集積を守り育むため、中小企業の立地・操業に係る環境整備や成長に向けた設備投資への支援などを展開し、産業競争力の強化を図る。

- ・ものづくり産業の集積維持・発展に向けた環境整備 など全3事業

1 平成27年度の都の取組と成果

行動戦略7-1 多様な主体の連携を通じた企業活動の促進

(1)産産・産学公の交流・連携による新製品・サービスの創出

- 多摩地域に多く集まる高度な技術を有する中小企業と、大企業や大学、研究機関との交流・連携を深めるために構築している「広域多摩イノベーションプラットフォーム」において、セミナーを11回、新技術創出研究会を16回、新技術創出交流会を1回開催し、数多くの取引機会と新たな製品・サービスの創出を促進した。

新技術創出交流会では、中小企業357社からの申込みがあり、大手企業47社から面談指名を受けた159社が本交流会に参加した。

- 環境や健康といった成長産業分野において、社外の知見や技術を活用して、高度な技術・製品開発を行う中小企業34社に対して支援した。(都内全域)

〔関連 行動戦略 16〕

(2)多摩地域における産学公連携事業の推進

- 産学公の連携・交流を促進し、地域産業の振興を図るため、公立大学法人首都大学東京に設置されている産学公連携センターにおいて、多摩信用金庫との連携事業である「TAMA NEXT ファーマーズ プログラム」や、りそな中小企業振興財団との共催による技術懇親会「IoT 活用で見えてくる未来社会を考える」などのセミナー・フォーラム等を開催したほか、都への施策提案や産学公連携コーディネータ等による各種相談などを行った。

(3)産業交流拠点の整備・活性化

- 八王子市旭町・明神町地区の広域的産業交流拠点整備について、基本計画を策定し、基本設計に着手した。

行動戦略7-2 産業集積の維持・発展に向けた産業競争力の強化

(1)ものづくり産業の集積維持・発展に向けた環境整備

- 多摩地域におけるものづくりの基盤を強固なものにするため、ものづくり産業の集積強化に主体的に取り組む市町村を支援しており、「地域産業基盤強化計画」を策定し、それに基づき事業を実施している3市について、補助や意見交換等を行った。
- 都内ものづくり中小企業の集積維持・発展を図るため、都内での工場等の立地・移転や、操業環境の改善に向けた防音・防臭等の対策に取り組む中小企業に対し、3市と連携した支援を行った。

(2)設備投資への支援

- 成長産業分野への参入や付加価値の高いものづくりを目指す中小企業の設備投資について支援しており、185件の支援対象事業を採択した。(都内全域)
- 工場の新増設や生産設備の更新などに必要な資金を融資するメニュー(設備更新・企業立地促進)を実施している。

(3) 西南部物流拠点の整備促進

- ・ 物流拠点のあり方を検討した「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」(平成20年)に基づき、東京都と八王子市と青梅市で構成する西南部物流拠点整備検討協議会を開催し、各市の物流拠点整備に取り組んでいる。
- ・ 八王子市川口地区において、市は、基盤整備を組合施行による土地区画整理事業とし、環境影響評価の手続を進めているほか、企業誘致に向けて取り組んでおり、都は土地利用計画等の調整を通じて取組を推進している。
- ・ 青梅市今井地区において、市は、基盤整備を組合施行による土地区画整理事業で施行することを予定しており、都は土地利用計画や農業政策等の調整を通じて取組を推進している。

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 地域産業の活性化

産業集積の維持・強化を図り、都内中小企業の競争力を高めるため、中小企業や大学、金融機関等による産学公金のネットワークを地域に構築し、新たな技術や製品等を創出するなど、産業集積の強化を図る1市の取組を支援した。

(2) 技術支援

高い技術力を持つ中小企業が、今後成長が見込まれる、健康・スポーツ、医療・福祉、環境・エネルギー、危機管理といった都市課題を解決する成長産業分野で、次世代を担う技術・製品開発を、大学や研究機関等と連携して行うプロジェクトに対して、試作から実用化まで一貫して支援しており、15件の支援プロジェクトを採択した。(都内全域)

(3) 経営支援

地域の経済や雇用を支える小規模企業の事業継続と発展を図るため、都と商工会議所等が連携して都内6か所に小規模企業の支援拠点を整備し、企業が抱える事業承継等の課題解決に取り組んだほか、商工会等が取り組む地域ブランド開発等の15の活性化事業に対して支援した。

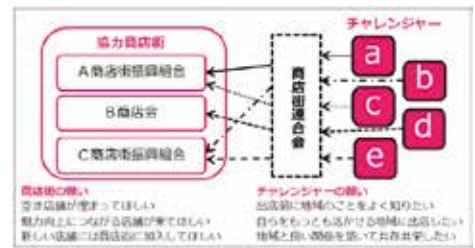
3 市町村・民間等の取組

・商店街チャレンジャー募集事業（立川市）

立川市では、立川市商店街振興組合連合会と連携して、新規出店希望者と商店街が共同で作成した出店計画を募集し、店舗の魅力や商店街活性化への効果等の基準で審査・表彰を行う取組を実施している。

コンペティション方式で実施されており、優れた出店計画を提案した表彰者には、開店を条件に奨励金が支給される。

意欲的な事業者を呼び込むことにより、空き店舗の解消はもとより、商店街の活性化を図っている。



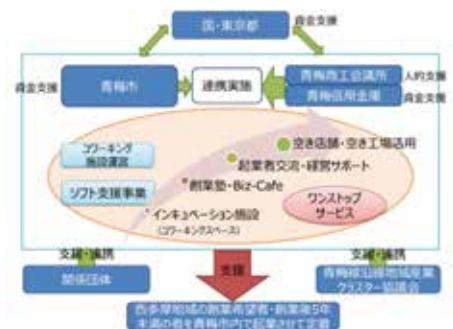
事業スキーム

・創業支援センターの開設（青梅市）

青梅市では、青梅商工会議所、青梅信用金庫と連携して、総合的に創業を支援する拠点として、おうめ創業支援センターを開設している。

常駐している専門家や商工会議所の経営指導員等のスタッフから、事業計画の策定、創業融資、販路の開拓などについて、創業相談を受けることができる。

今後は、隣接する市町村の担当者をはじめ、各企業支援機関や市内のまちづくり会社とも連携して、切れ目のない創業支援を行っていく。



事業スキーム

＜行動戦略8＞地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進

多摩地域では、区部に先行して生産年齢人口の減少が見込まれ、産業振興を図る観点からも、効果的な雇用就業施策を実施することが急務となっている。

一方で、多摩地域には、高い技術力を持った中小企業が多数存在するほか、大学や学術・研究機関が集積し、優秀な人材も豊富である。

また、これまでの経験等を活かして働く意欲のある団塊世代も潜在しており、これらの人材の活用を進めていく必要がある。

＜戦略的視点＞

① 最大化すべき多摩の強み

- ・ これまでの経験等を活かして働く意欲のある高齢者など豊富な人材を有効活用する。

② 結集すべき官・民の力

- ・ 企業のニーズに応じて能力開発をするとともに、幅広い人材へのマッチングを行う。

③ 構築すべき連携やつながり

- ・ 大学と連携した学生の活用や企業間や自治体間での合同での人材発掘・育成を行う。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略8-1 地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進

多摩地域の特性を踏まえ、住民の希望や能力に応じたきめ細かい就業を支援し、多摩の産業の成長を支え、多様な人材が活躍できる雇用就業の仕組みづくりを着実に進める。

- ・ 多摩地域における雇用就業対策の拠点整備
- ・ 多摩地域における就業支援の展開
- ・ 多摩地域における公共職業訓練の実施 全3事業

1 平成 27 年度の都の取組と成果

行動戦略8-1 地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進	
(1)多摩地域における雇用就業対策の拠点整備	
<ul style="list-style-type: none"> 多摩地域の雇用就業施策の充実を図るため、しごとセンター多摩の移転や労働相談情報センターの再編整備を行う。平成 27 年度から、基本設計等を実施している。 	
(2)多摩地域における就業支援の展開	
<ul style="list-style-type: none"> しごとセンター多摩において、若年者から高齢者まで幅広い年齢層の求職者を対象に、カウンセリング、セミナー、求人情報の提供、職業紹介等の一貫したサービスをワンストップで提供した。また、地域の市町村、経済団体等とも連携し、地域就職面接会や若者と中小企業の交流会などを開催した。 	
〔関連 行動戦略4〕	
(3)多摩地域における公共職業訓練の実施	
<ul style="list-style-type: none"> 多摩職業能力開発センターなどにおいて、離転職者等を対象とした、産業ニーズや求人ニーズを踏まえた公共職業訓練を実施しており、1,102 名入校した。 	

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 住居喪失不安定就労者・離職者等に対する支援

サポートセンター（TOKYO チャレンジネット）において、住居を失い、インターネットカフェ等で寝泊まりしながら不安定な就労に従事する人や離職者等に対して、生活支援、居住支援、資金貸付及び就労支援を実施するとともに、市区の自立相談支援機関へ専門的・広域的な支援を提供している。平成 28 年度から、多摩地域において、月 1 回程度出張相談を行っていく。

3 市町村・民間等の取組

・若年無業者に対する就労支援（八王子市）

八王子市では、八王子市若者サポートステーション、事業者との協働により、社会体験や就労体験などの不足から就労が困難となっている若者に対して、支援している。

実習は、協力事業者の事業所で実施し、実習生のニーズに応じた様々な業種・職種のパログラムを提供しており、社会的な自立・就労に結び付けている。

平成 27 年度は、専門的技術とともに基礎的な生活習慣の習得を目的とした、合宿形式の「クリーニング基礎講座」を実施した。



エアコンのクリーニング等実践的な講座を実施

＜行動戦略9＞ 地域の特性を踏まえた観光の振興

地域に埋もれている特色ある資源を地域自らが主体的に活用し、発信していくことによって、魅力溢れる地域となるとともに、各地域で旅行者が回遊する取組を促進する。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・歴史・文化、自然・地形など、地域にある資源を観光に活用する。

②結集すべき官・民の力

- ・地域の観光協会等が持つアイデアと民間事業者のノウハウとを結び付けることで、観光資源の掘り起こしや活用につなげていく。

③構築すべき連携やつながり

- ・地域の自由な発想を具体化するため、多様な主体による協働を促すなど、地域内の連携を図る。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略9-1 地域の特性を踏まえた観光の振興

多摩地域の特性を活かした資源を発掘し、産業や食といった新たな観光ニーズを捉えるなど、より一層の創意工夫を行うことで、地域の多様な魅力を創出し、地域経済の活性化を図っていく。

- ・多様な観光まちづくりを推進
- ・地域ならではの観光資源の発掘
- ・多摩地域の文化財保存・整備
- ・観光情報の発信 全4事業

1 平成27年度の都の取組と成果

行動戦略9-1 地域の特性を踏まえた観光の振興

(1) 多様な観光まちづくりを推進

- ・ 東京の多様性を活かした観光まちづくりを推進するため、「伝統・文化」、「産業」、「食」などその地域ならではの資源を活用した新たな観光ルートの整備などの取組を実施する市区に対して支援しており、3市に補助を行った。
- ・ 西多摩地域の観光資源の魅力を高めるため、市町村が行う案内板や標識などの整備などの取組を支援しており、7市町村に補助を行った。〔関連 行動戦略19〕
- ・ 多摩地域の持つ自然の魅力を活かした観光振興を図るため、林道等において高木を伐採し眺望を確保するなどの森林観光ルートの整備に対する支援をしており、5市町村に対して補助を行った。〔関連 行動戦略19〕

(2) 地域ならではの観光資源の発掘

- ・ 地域に埋もれた資源を発掘し、観光資源として活用を図るため、各地域から地域資源を活用するためのアイデア(企画案)を募集した。募集した企画案の中から、9件選定し、民間事業者のノウハウを結びつけることで事業化を図っている。
- ・ 西多摩8市町村に夏季・秋季・冬季の年3回ブロッガー等を派遣し、SNS等を活用して、情報発信を行ったほか、各ブロッガーが発信した旅行記事をまとめたWebサイト「tokyo reporter 島旅&山旅」を公開した。
また、各ブロッガーの旅行記事及び写真をまとめたレポート集「#tokyo 島旅山旅レポート」を作成し、8市町村へ配布した。
- ・ 地域住民が主体となり、地域が持つ観光資源を活用した観光まちづくりを展開できるよう、観光まちづくりの専門家などをアドバイザーとして2市町に派遣し、地域資源の掘り起こしや実施体制の構築について支援した。

(3) 多摩地域の文化財保存・整備

- ・ 多摩地域の国指定及び都指定文化財を良好な状態において保存し、後世に伝えるため、文化財の解体復元修理等の取組を支援しており、31件の補助を行った。
- ・ 回遊性を高め外国人観光客が訪れる魅力的なエリアを創出するため、外国語による文化財情報提供サイトの運営や都内文化財案内(三鷹市・府中市・調布市・町田市・日野市の新選組ゆかりの地)の作成を行った。〔関連 行動戦略2〕

(4) 観光情報の発信

- ・ 都内での撮影の円滑化を図ることで、映像文化を通じて東京の魅力を国内外に発信し、旅行者の誘致を促進するため、「東京ロケーションボックス」を運営している。
- ・ 自治体等のロケ担当者を育成するための講習会を2回開催した。
- ・ 設立されたフィルムコミッションが行うロケ支援活動の課題を解決するため、アドバイザーを2市に派遣した。
- ・ スマートフォン等の携帯端末に対応したアプリケーション「東京ロケたび」により、観光客等が「ロケ地」を楽しめるツールを運用している。
- ・ 東京の観光公式サイト「GO TOKYO」(9言語 10種類のページ)のほか、SNSを活用して、様々な観光情報を発信している。

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) MICE開催による観光振興

平成 28 年度に、多摩・島しょ地域の魅力的な観光資源を生かした MICE 参加者向けの観光ツアーや体験メニューの開発・提供を行い、多摩・島しょ地域への誘客につながる取組を実施する。

(2) 外国人旅行者などに対する観光情報の発信

平成 28 年度から、外国人旅行者などの多摩地域への誘客を図るため、デジタルサイネージ等による PR 映像の放映、SNS による発信、旅行雑誌等への記事掲載などにより、フェーズ別・ターゲット別の集中的プロモーションを行い、有益な観光情報が自動的に拡散していく流れを作っていく。

(3) 外国人旅行者向けの旅行商品造成・販売の支援

平成 28 年度から、多摩地域内を周遊する外国人旅行者向けの旅行商品の販売を促進するため、モニターツアーを実施し、商品の造成につなげていく。

(4) 観光客向けの新たな交通サービスや交通インフラ開発の推進

移動アクセス手段が比較的不便な多摩地域で、観光客向けの新たな交通サービスや交通インフラ開発を推進するため、平成 28 年度、モニターツアーを実施し、その結果を踏まえて、観光交通の改善に向けた取組を進めていく。

また、電動アシスト自転車の購入経費に対して補助を行い、移動アクセス手段の充実化を図っていく。

3 市町村・民間等の取組

• 観光用アプリによる魅力発信（調布市）

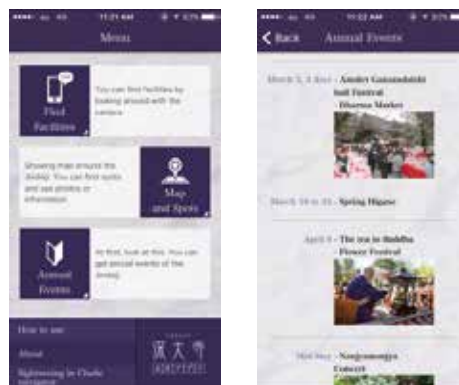
調布市では、市内最大の観光地である深大寺を訪れる外国人観光客は毎年増加の傾向にあり、その観光客の多くは、ネットにより訪問先の情報を入手していることから、地域の歴史・文化遺産に関する情報を発信するためのツール「深大寺 AR アプリ」（日本語・英語版）を提供している。

深大寺地域では、無料の Wi-Fi が整備されており、観光客がアプリをセルフガイドとして、現地を回ることができるようになっている。

平成 27 年度は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、中国語、韓国語版を追加するとともに、動画や音声等のコンテンツ機能を強化した。



メインメニュー・マップ



メニュー・行事紹介

• **官民一体となって栽培管理を行うチューリップを活用した観光イベント**（羽村市）

羽村市では、市民や企業等と一体となって、栽培管理を行ったチューリップを活用した観光イベント「チューリップまつり」を開催している。

関東最大規模の栽培面積を誇り、開催時は多くの観光客が訪れる市の代表的なイベントである。

市民、企業等が応募するチューリップオーナーの支援の下、栽培されている。また、球根の植え付けは、チューリップオーナーのほか、市民ボランティア、地元の幼稚園・保育園生、小中学生などが行っている。



満開のチューリップ畑

• コミュニティサイクルの促進（三鷹市・小金井市・調布市）

三鷹市、小金井市、調布市では、期間限定で広域無料コミュニティサイクル（複数の拠点で貸出・返却が可能なレンタサイクル）を実施し、あわせて、サイクルルートマップを製作した。

また、JR 中央線と京王線の間を中心とした3市エリアの魅力の再発見を目的とした、観光・文化施設などのスタンプラリーや、留学生等を対象としたガイドツアーも実施した。



コミュニティサイクル参加者の様子

＜行動戦略 10＞農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進

農地の減少や農林水産物の価格低迷、担い手の減少や高齢化など、農林水産業を取り巻く環境は極めて厳しくなっている。

一方、多摩地域には全国に誇れる価値の高い農林水産物もあり、ブランド化を進めることや、第一次産業にとどまらず加工品の生産や観光農園の開設など、多角的な経営への取組を進めるとともに、大消費地である有利性を活かし、消費者ニーズを戦略的に取り入れた経営を展開することが重要である。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・大消費地である首都圏に位置する地の利を最大限に活かす。

②結集すべき官・民の力

- ・市場ニーズに即した付加価値の高い農林水産物及び加工品を供給・開発できるように、農林水産業事業者の経営力を強化する。

③構築すべき連携やつながり

- ・農地等の有する多面的機能や森林の循環の重要性などへの理解促進を通じて、農林水産業の振興を図る。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 10-1 農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進

多摩地域には、全国に誇れる農林水産物があり、ブランド化や加工品の生産などの経営の多角化を進めることや、大消費地である有利性を活かした消費者ニーズを戦略的に取り入れた経営の展開を支援していく。

- ・多摩地域の農業の強化
- ・農地と農作物への理解促進
- ・林業の振興と多摩産材の利用拡大
- ・豊かな川づくり 全4事業

1 平成 27 年度の都の取組と成果

行動戦略 10-1 農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進

(1) 多摩地域の農業の強化

- ・ 多様な販路の開拓や農業と加工・サービス業の組合せによる経営の多角化を目指す農業者を「チャレンジ農業支援センター」において支援し、相談業務(47人)、地域相談会の開催(9回)、専門家の派遣(77案件(255人))、説明会の開催(8回)等を行った。
- ・ 経営力の向上に向けて、生産や流通、加工施設等の整備を支援しており、12事業実施主体に補助を行った。
- ・ 農業経営の多角化・向上に向けて、販売促進、商品開発やブランド化などを行う取組を支援しており、17団体に補助を行った。

(2) 農地と農作物への理解促進

- ・ 都市農地の保全を積極的に推進するため、多面的機能を一層発揮させるための施設整備等を支援しており、6市に補助等を行った。
- ・ 区市町村食育推進活動支援事業は 28 市区町村7団体に対し、また、広域食育推進民間活動支援では 20 団体に対し補助金を交付し、それぞれの活動に対して支援を行った。
- ・ 「東京都食育推進計画」改定に向けて、東京都食育推進協議会を開催し、中間まとめを作成した。
- ・ 食育関連団体の相互交流や連携を促進し、地域における食育活動を加速・拡大するため、東京都食育フェアを開催した。
- ・ とうきょう特産食材使用店の新規登録として 49 店舗を決定し、東京農産物の積極的なPRを図ることで、農業や東京産農林水産物への認知や理解促進を図っている。
- ・ 都民に新鮮で安全・安心な農産物を供給するため、農薬や化学肥料を削減した 25 人の生産者が生産する農産物を「東京都エコ農産物」として認証した。

(3) 林業の振興と多摩産材の利用拡大

- ・ 都民共有の財産である豊かな森林を次世代に継承していくため、花粉飛散量の削減にもつながるスギ・ヒノキ林の伐採・更新規模を拡大するとともに、「とうきょう林業サポート隊」の創設により林業の新たな担い手の確保・育成を進めた。(伐採規模：24ha。とうきょう林業サポート隊の登録者数 218 名)

〔関連 行動戦略 17〕

- ・ 高度な林業技術を持つ技術者を育成するため、森林循環維持に不可欠な森林作業道作設研修等を実施した。
- ・ 多摩産材の利用拡大のため、多摩地域に所在する 13 の保育園等の内装木質化や木製遊具整備等の支援を行った。また、市が整備する木造公共施設整備(1市)への支援を行った。
また、9校の都立学校において多摩産材を利用した什器を購入したほか、多摩産材を活用した内装工事を1校において実施した。

- ・「木育活動」の推進のため、多摩産材の素材生産から木材利用までを学びながら体験できるツアー等を実施したほか、多摩産材木工・工作コンクールを開催した。
- ・都内小・中学生を対象とした多摩産材等使用の木育活動を実施する団体に対し、イベント等の出展費用を支援した。

(4) 豊かな川づくり

- ・中下流域で滞留する天然遡上稚アユを効率的に採捕し上流域に放流する手法を確立するため、漁具・生け簀の改良に向けた調査を行い、1日最大1万尾の天然遡上稚アユを採捕・蓄養することができる漁具・生け簀を考案した。
- ・「奥多摩さかな養殖センター」において、「奥多摩やまめ」種苗を安定的に供給するとともに、養殖業者等に対し養殖に係る技術指導を18回実施した。
- ・加工品を活用した「奥多摩やまめ」の普及のために、加工生産者に対し技術指導を23回実施したほか、東京味わいフェスタ2015、東京農林水産フェアに出展した。

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 都市農業の活性化

平成 28 年度から、認定農業者の経営力の強化、認定新規就農者の確保・定着促進、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた夏季の農畜産物生産拡大、市区町や JA などの行う地域農業の取組への支援を行っていく。

(2) 農業の産業力の強化

平成 28 年度から、経営改善に意欲ある農業者等が行う、農業経営の多角化・改善に向けての販売促進、商品開発やブランド化などを行う取組に対して補助を行い、東京の強みを活かした魅力ある農業経営の促進や、東京農業の産業力を強化していく。

(3) ブランド畜産物の生産拡大

「トウキョウ X」や「東京しゃも」など、東京のブランド畜産物の生産量を大幅に拡大するため、青梅畜産センターの再編整備について、基本計画書を作成した。

また、「トウキョウ X」については平成 28 年度から、新規生産者開拓のための指導員派遣費用への補助や、増産意欲を持つ生産者への種豚導入費補助、出荷経費の負担軽減のための生体等の輸送費補助を実施していく。



トウキョウ X



東京しゃも

(4) 地域特産品開発の支援等を通じた農林水産業の振興

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、東京の高い食品製造技術や都内産農林水産物を用いた新たな食品開発と販路開拓を支援するため、都内食品製造事業者のシーズや課題、消費者ニーズ等を調査した。調査結果を踏まえ、平成 28 年度以降、開発メニューの選定、販路開拓支援や PR を実施し、都内食品産業の活性化とともに、農林水産業の振興を図っていく。

(5) 多摩産材の利用拡大

多摩産材の認知度向上に向け、平成 28 年度から、多くの都民が訪れる都関連施設や民間商業施設等での利用促進や、木造住宅での利用につなげるための住宅展示場を活用したPR、建築士向けの木材利用に係る技術講習会の開催など、多摩産材の利用拡大に向けた取組を新たに実施していく。



無垢の多摩産材を用いた住宅

(6) 林業労働環境の整備

林業は他産業に比較し労働災害発生率が高いなど、より一層の労働環境の整備が必要である。労働環境を整備し、新規就業者の定着や、林業事業者の自立化を図るため、平成 28 年度から、事業者の体質強化及び労働者の就労環境整備のための支援、林業機械レンタル料の助成などを実施していく。

[関連 行動戦略 17]

(7) 内水面漁業の振興対策

多摩の河川と水産物を活かし、多くの釣り人や観光客のニーズに応えられるよう、振興計画の策定（2市町）及び養殖施設整備（1町）に対して、支援を行った。



奥多摩やまめ

3 市町村・民間等の取組

• 地域資源を活かした6次産業化 ～異業種連携～

(東久留米柳久保小麦の会)

東久留米柳久保小麦の会は、東久留米伝来の柳久保小麦に関し、生産から販売までの一連の作業（6次産業化）を行い、柳久保小麦の継承を目的として活動を行っている。

きっかけは、産業振興に活用すべき資源や生かし方を検討する「地域産業振興会議」の準備会において、柳久保小麦を東久留米市の特産品として市の産業に結びつけることができなにかとの提言があり、農業者・商業者・有識者・市により検討を開始した。その後、事業者が中心となり、振興策を企画、商品開発から販売へと展開した。

現在、柳久保小麦の生産者・収穫量ともに増加し、「柳久保うどん（乾麺・生麺）」・「柳久保ラーメン（乾麺）」などの商品を展開している。

(関連 150 ページ)



柳久保小麦

• 江戸東京野菜を活用したイベントの開催（小金井市）

小金井市では、市内の農家が東京の伝統野菜である江戸東京野菜を栽培し、市内の飲食店がそれを使ったオリジナルメニューを提供するという、「農業と商業」が連携したイベントを開催している。

イベントの開催により市の知名度を向上させ、市外から観光客を呼び込み、まちの活性化を図っている。



黄金井フェアパンフレット

• **TOYODA BEER プロジェクト**（日野市）

日野市では、地域の活性化や、市の認知度の向上を図るため、多摩地域最古のビールが豊田で醸造されていたことをきっかけに、産学官金から構成される TOYODA BEER プロジェクト実行委員会を立ち上げ、平成 27 年 7 月 26 日に第 1 弾の復刻を遂げた。

日野市産の大麦を使用した TOYODA BEER の復刻を目指しており、市内農家の協力により、大麦の試験栽培を行っている。また、自分たちの住んでいる地域の歴史や文化を肌で感じてもらうため、地元の小学生を対象とした麦踏体験を実施した。



復刻した TOYODA BEER

• **東久留米ブランド認定事業**（東久留米市）

東久留米市では、東久留米らしい特徴を持った商品を「東久留米ブランド」として認定し、市内外に広く紹介する事業を実施している。

この事業は 3 年間にわたり実施するもので、1 年目の平成 27 年度は、食品・菓子部門として 26 品を認定した。

今後、2 年目に当たる平成 28 年度は飲食メニュー、3 年目に当たる平成 29 年度には技術・工芸、サービス部門について、認定を行っていく。



東久留米ブランドロゴマーク

• **新規就農者への支援（あきる野市）**

あきる野市では、農業の担い手不足の解消や、農作物の安定供給を図るため、新規就農者への支援を総合的に行っている。

提案された農業経営プランの審査後、事業対象として認定された就農希望者に対し、就農に係る経費について補助を行っている。

また、新規就農者は、適当な農地が見つからないなどの課題があるため、農地、農機具、設備などの就農環境を総合的にコーディネートする相談員を配置して、支援を行っている。



新規就農者への相談の様子

＜行動戦略 11＞地域の内外を結び多摩を支える道路ネットワークの整備

多摩地域内の各都市を結ぶ東西・南北方向への道路整備を行うとともに、首都圏の各拠点都市や港湾、空港等の国際旅客・物流施設と多摩を結ぶ環状道路及び関連道路の整備等を進めていく。

また、道路と鉄道の連続立体交差化や地域内の駅周辺・交差点など渋滞が発生しやすい場所の交通の円滑化、災害発生時を視野に入れた道路の整備などを行い、多摩地域内・周辺地域への交通アクセスを円滑化する。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・多摩地域内外の各拠点を結ぶ道路ネットワークの整備により、首都圏の各都市との連携を強化する。

②結集すべき官・民の力

- ・道路整備による渋滞の解消などにより、地域の物流や人の流れを円滑化し、企業や商業施設が力を発揮できる環境づくりを行う。

③構築すべき連携やつながり

- ・隣接区市や都内市区町村と連携し、一体的な道路整備を進める。
- ・市町村と連携し、まちづくりと連動した道路整備を行い、魅力ある都市を作る。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 11-1 幹線道路ネットワークの整備

多摩南北道路、多摩東西道路、圏央道等の整備を着実に推進する。

- ・多摩南北主要5路線の整備 など全9事業

行動戦略 11-2 円滑な域内交通の実現に向けた道路整備の推進

地域内で発生する渋滞等を解消し円滑な移動を可能とするため、道路整備を推進していく。

- ・第3次交差点すいすいプランの推進 など全2事業

行動戦略 11-3 道路整備による防災性の向上

緊急輸送道路の拡幅整備や山間部の道路整備により、多摩地域の防災性の向上を図る。

- ・防災に寄与する道路ネットワークの整備 など全2事業

1 平成 27 年度の都の取組と成果

行動戦略 11-1 幹線道路ネットワークの整備

(1) 多摩南北主要5路線の整備

・ 多摩地域の交通を円滑化し、他県との都市間連携を強化するため、多摩南北道路を整備している。調布保谷線については、平成 27 年8月に、西東京3・2・6号線(保谷第一小学校付近～埼玉県境)を交通開放し、全線開通となった。また、府中所沢鎌倉街道線については、平成 28 年2月に町田3・3・8号線薬師池Ⅱ期区間(町田市金井町～野津田町)を、平成 28 年3月に東村山3・3・8(東村山市久米川町四丁目～久米川町五丁目)の事業に着手した。

(2) 多摩東西主要4路線の整備

・ 多摩地域の交通を円滑化し、区部との連携を強化するため、多摩東西道路の整備を進めている。新青梅街道については、平成 28 年2月に立川3・2・4(武蔵村山市神明四丁目～中央一丁目)、平成 28 年3月に立川3・2・4(武蔵村山市三ツ木二丁目～岸一丁目)の事業に着手した。東八道路については、三鷹3・2・2号線(三鷹市牟礼一丁目)で整備を実施している。

(3) 三環状道路の整備の推進

・ 平成 26 年6月に、高尾山インターチェンジ～相模原愛川インターチェンジ間が開通し、都内区間が全線開通となり、平成 27 年 10 月には埼玉県内区間が全線開通し、東名高速・中央道・関越道・東北道が圏央道で結ばれた。

(4) 外かく環状道路に関連する道路の整備

・ 高速道路としての機能を最大限に発揮することに加え、周辺道路への通過交通の流入を極力抑えるため、外環の完成を見据え、関連する道路の整備に重点的に取り組んでおり、平成 28 年2月に調布3・4・18 号線(調布市八雲台二丁目～柴崎一丁目)、調布3・4・17 号線及び三鷹3・4・11 号線(調布市仙川町三丁目～三鷹市北野四丁目)の事業に着手した。また、平成 27 年8月に、放射7号線を経由して大泉インターチェンジと調布保谷線を結ぶ西東京3・3・14 号線を交通開放した。

(5) 都県境を越えた道路網の拡充

・ 南多摩尾根幹線の延伸について、都市計画決定に向けて、相模原市等関係機関と線形や構造形式などの道路計画案決定のための調整を進めている。

・ 「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」(平成 28 年3月策定)において、埼玉県と接続する東村山3・4・35 号線を優先整備路線に位置付け、早期整備に向けて、東京都と埼玉県で調整を進めている。

・ 都県境が入り組んでいることにより、整備が進んでいなかった新東京所沢線について、埼玉県と連携して整備を進めることとした。

(6) 都市計画道路の整備方針の策定

・ 平成 28 年3月に、平成 28 年度から 10 年間を計画期間とする「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」を策定し、未着手の都市計画道路を対象として、道路ネットワークを検証した上で、優先整備路線を選定した。

〔関連 行動戦略1〕

(7) 東京外かく環状道路のジャンクション周辺におけるまちづくり

- 東京外かく環状道路のジャンクション周辺地域の良好なまちづくりの円滑かつ効率的な進捗を図るため、平成 25 年度、東京都は「北野の里(仮称)を中心としたまちづくりワークショップ」を国土交通省、三鷹市と協働で開催した。平成 26 年度、三鷹市はワークショップによる蓋かけ上部空間等の利用やジャンクション周辺のまちづくりの提案を踏まえ、「北野の里(仮称)を中心としたまちづくりワークショップでいただいたご意見に対する三鷹市の基本的な考え方」をとりまとめ、平成 27 年度、「北野の里(仮称)まちづくり方針」を策定した。引き続き、東京都は、東京外かく環状道路のジャンクション周辺地域の良好なまちづくりの円滑かつ効率的な進捗を図るため、必要に応じてまちづくりの支援や協力に努めていく。

〔関連 行動戦略1〕

(8) 高速道路網の有効活用

- 首都圏中央連絡自動車道内側エリアにおける、合理的な料金体系の実現について、国への提案要求等の機会を通じ、要望を実施した。
平成 28 年4月の新たな料金体系の導入に向けて、首都高速道路の事業変更について平成 27 年第四回定例会における議決の上同意し、平成 28 年3月には、国が高速道路会社に対して事業許可を行った。
- 5都県市で構成する中央自動車道渋滞対策促進協議会にて、第3回中央自動車道渋滞対策促進大会を開催し、早期の渋滞低減を図るよう要望活動を実施した。
平成 27 年8月に、国がNEXCO 中日本に小仏トンネル付近の渋滞対策の事業許可を行った。平成 27 年 12 月に、NEXCO 中日本八王子支社が上り線の調布 IC～三鷹バスストップ間の付加車線を設置し、3車線運用となった。

(9) 連続立体交差事業の推進

- 数多くの踏切を同時に除却することにより、道路ネットワークの形成を促進するとともに、交通渋滞や地域分断を解消し、地域の活性化や都市の防災性の向上を図るため、連続立体交差事業を推進している。
- JR 南武線では、側道整備等を行った。
- 西武新宿線(東村山駅付近)では、用地取得及び高架橋工事等を進めた。

行動戦略 11-2 円滑な域内交通の実現に向けた道路整備の推進

(1) 第3次交差点すいすいプランの推進

- 右折待ち車両により発生する渋滞の緩和を図るため、39 か所の交差点において、右折車線などの整備を実施している。

(2) まちづくりに寄与する道路への支援

- 地域のまちづくりにとって重要な役割を果たす都道のうち、地元市町村からの整備要望が強い路線について、新みちづくり・まちづくりパートナー事業として実施しており、9市 11 か所の整備を推進し、平成 28 年3月に2か所(都道 123 号線、東村山 3・4・19 号線)が完成した。

- ・ 市町村道の新設・改築等に対し、財政的・技術的支援を行っており、28 市町村に支援を行った。

行動戦略 11-3 道路整備による防災性の向上

(1) 防災に寄与する道路ネットワークの整備

- ・ 災害時の救援・救助活動や消火活動の迅速化を図り、緊急物資を確実に輸送するため、緊急車両が通行でき広幅員の幹線道路である多摩南北道路・多摩東西道路を整備している。なお、調布保谷線については、平成 27 年8月に、西東京3・2・6号線(保谷第一小学校付近～埼玉県境)を交通開放し、全線開通となった。
- ・ 緊急輸送道路のうち、より幅員を確保することが望ましい区間の拡幅整備を進めており、川崎街道については、平成 27 年8月に日野3・4・3号線(日野市三沢一丁目～高幡)の事業に着手した。〔関連 行動戦略 13〕

(2) 山間部の防災性向上を図る道路整備

- ・ 山間部において、災害時における集落の孤立化防止や緊急輸送路の確保、休日・観光シーズンの交通渋滞の解消などを目的として、現道拡幅や線形改良、代替道路の整備を進めており、多摩川南岸道路の城山工区が平成 27 年5月に交通開放したほか、秋川南岸道路の荷田子地区などで整備を進めている。また、平成 28 年1月に大久野青梅線の(仮称)梅ヶ谷トンネルの事業に着手した。〔関連 行動戦略 15〕

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 圏央道へのアクセス道の整備促進

国道 20 号八王子南バイパスや日野バイパス（延伸）は、圏央道へのアクセス性を向上させるほか、道路ネットワークの拡充による地域の活性化、周辺地域への通過交通の流入が減少することによる交通混雑の緩和、交通事故の減少による安全性の向上などが期待される。

都においては、事業者である国に対して、未事業化区間の早期事業化や、事業化区間の早期整備を要望するとともに、未事業化区間である日野バイパス（延伸）の一部について、国の新規事業化に向けて都市計画変更を実施した。

(2) トンネルの予防保全型管理の推進

損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行うことで、全てのトンネルを今後 100 年間更新することなく健全な状態に保つため、トンネルの種類ごとの特徴や対策方針を明確にした上で、補修・補強工事の優先順位を設定した「トンネル予防保全計画」を平成 27 年 11 月に策定した。

平成 36 年度までに、本計画に基づき、劣化が進んでいる 13 箇所でのトンネルの対策を優先的に実施していく。平成 27 年度は、花折トンネルの工事が完了した。



花折トンネル

＜行動戦略 12＞公共交通ネットワークの充実と快適な交通環境整備の促進

公共交通ネットワークの充実を図るとともに、無電柱化、バリアフリー化など快適な交通環境の整備を進め、魅力ある都市を創っていく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・公共交通や歩行空間等の充実により、生活都市としての利便性を向上する。

②結集すべき官・民の力

- ・鉄道等の運輸関係事業者、電力事業者等の力を活かした取組を推進する。

③構築すべき連携やつながり

- ・横田基地の軍民共用化に当たっては、都と市町村が相互に連携・協力し、国や関係機関との協力により実現を目指す。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 12-1 公共交通ネットワークの充実

多摩地域の今後の発展を支える交通ネットワークの更なる充実を目指す。

- ・横田基地の軍民共用化
- ・鉄軌道ネットワークの充実 全2事業

行動戦略 12-2 快適な交通環境の実現

無電柱化の推進・自転車走行空間の整備・道路のバリアフリー化などを実施することで、快適な交通環境の整備を推進する。

- ・無電柱化の推進
- ・自転車走行空間の整備
- ・道路のバリアフリー化
- ・鉄道駅のバリアフリー化
- ・ITS等を活用した交通の円滑化と安全の促進 全5事業

1 平成 27 年度の都の取組と成果

行動戦略 12-1 公共交通ネットワークの充実

(1) 横田基地の軍民共用化

- ・ 「平成 28 年度 国の施策及び予算に対する東京都との提案要求」などの機会を捉え、早期実現に向けて国に対し働きかけを行っている。
- ・ 地元の理解促進のために、周辺自治体等との意見交換や働きかけ、地元経済団体などと情報交換、意見交換を行っている。

(2) 鉄軌道ネットワークの充実

- ・ 都は、学識経験者などで構成される委員会を設置し、移動時間の短縮や拠点間の連携強化等の視点から検討を行い、平成 27 年7月に、これまでの検討状況を「広域交通ネットワーク計画について《交通政策審議会答申に向けた検討のまとめ》」として発表し、都の考え方を国の交通政策審議会に提示し、次期答申への反映を求めた。

行動戦略 12-2 快適な交通環境の実現

(1) 無電柱化の推進

- ・ 緊急輸送道路や主要駅周辺等で無電柱化事業を推進しており、東八道路等で電線共同溝を整備した。
- ・ 市町村が取り組む主要駅周辺などの無電柱化事業を支援しており、5市に対して補助を行った。

〔関連 行動戦略 13〕

(2) 自転車走行空間の整備

- ・ 「東京都自転車走行空間整備推進計画」に基づき、多摩地域の整備を推進しており、東八道路(三鷹市)や新奥多摩街道(羽村市)などを整備した。

(3) 道路のバリアフリー化

- ・ 高齢者や障害者などが日常生活で利用する主要な施設を結ぶ都道のバリアフリー化を推進しており、立川駅及び平山城址公園駅周辺の整備に向けて、関係者との調整を実施した。

(4) 鉄道駅のバリアフリー化

- ・ 高齢者や障害者を含めたすべての人の円滑な移動等を確保するため、駅におけるホームドアやエレベーター等の整備を鉄道事業者へ働きかけるとともに、市区町村と連携して支援を行っており、平成 27 年度は、京王井の頭線吉祥寺駅のホームドアの整備に対して補助を行った。

(5) ITS 等を活用した交通の円滑化と安全の促進

- ・ 震災等発生時に運転者等に対して、道路交通情報と都が集約した火災情報を効果的に提供するため、東京都総合防災訓練において、(公財)日本道路交通情報センターの「災害時情報提供サービス」(訓練用)を稼働させ、情報提供訓練を実施した。

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 自転車推奨ルート整備

自転車利用における安全性や回遊性を高めるため、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場(武蔵野の森総合スポーツ施設等)や主要な観光地の周辺7地区において、自転車が走行しやすい空間を連続させた約200kmの自転車推奨ルートを、平成27年4月に設定し、国や市区等と連携しながら整備に取り組んでいる。また、市区道における自転車推奨ルートの整備を促進するため、平成27年4月に補助制度を創設した。



自転車推奨ルートの整備 7 地区

3 市町村・民間等の取組

・サイクルシェア事業（三鷹市）

三鷹市では、JR 三鷹駅周辺駐輪場の効率的な利用を図るため、放置自転車数の減少、環境負荷の軽減、まちの活性化などが見込まれるサイクルシェア事業のミニ実験を実施し、時間別の利用台数や貸出方法、利用満足度などの検証・評価を行った。

事業の本実施に向けて、平成28年度から、ミニ実験を踏まえた本格的な社会実験を行う。



社会実験のイメージ図

＜行動戦略 13＞耐震化の促進による地震に強い都市の実現

地震による災害から都民の生命や財産を守るには、都市そのものの防災性を高めていくことが必要である。

想定される人的・物的被害の減少を目指し、公共施設や住宅などの建築物や都市インフラの耐震化を進めるとともに、災害時における交通ネットワークや各種ライフラインの機能を確保する。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・耐震化を強力に推進し、公共施設や都市インフラなど、地震に強い社会資本ストックを確保する。

②結集すべき官・民の力

- ・アセットマネジメントによる予防保全型管理など、民間企業や学識経験者等の持つ最新の技術や知見を取り入れる。

③構築すべき連携やつながり

- ・都と市町村が連携して耐震化の普及啓発や、様々な負担軽減策を行うことにより、建築物の所有者等が行う主体的な耐震化を加速する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 13-1 防災上重要な公共建築物の耐震化

多数の都民に利用されるとともに災害時の活動拠点・避難施設等として重要な役割を担う公共建築物について、積極的に耐震化を図る。

- ・医療施設の耐震化 など全4事業

行動戦略 13-2 民間建築物の耐震化の促進

震災時の沿道建築物倒壊による緊急輸送道路の閉塞防止や、住宅倒壊による被害軽減に向け、市区町村と連携し、建築物所有者の理解と協力を得ることにより、民間建築物の耐震化を促進する。

- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 など全4事業

行動戦略 13-3 都市基盤の防災性の向上

震災時に迅速な救助活動や緊急物資輸送を可能にする道路・橋梁等や、安全・安心な生活を支える上下水道など、都市インフラの耐震化や、施設の適切な維持管理・更新を行う。

- ・地震に強い橋梁の整備 など全7事業

1 平成 27 年度の都の取組と成果

行動戦略 13-1 防災上重要な公共建築物の耐震化
(1)医療施設の耐震化
<ul style="list-style-type: none"> 都内医療機関の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震補強や建替え費用等の助成を行っており、平成 27 年9月1日現在、都内 648 病院中、耐震化済 453 病院、一部耐震化済 112 病院となっている。
(2)都立学校における耐震化
<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に避難所や帰宅支援ステーションとして活用される都立学校の体育館等の非構造部材の落下防止対策を実施しており、工事完了 136 校、設計実施 24 校とした。(都内全域)
(3)学校耐震化への支援
<ul style="list-style-type: none"> 市区町村が行う、公立小中学校、幼稚園の耐震補強工事に対して財政支援しており、耐震診断実施率 99.9%、耐震化率 99.6%とした。(平成 27 年4月1日現在 都内全域) 市区町村が行う、公立小中学校等の非構造部材の耐震補強工事に対して財政支援を行っており、23 市町村が本補助金を活用した。 私立学校の耐震改修等の費用を助成するとともに、建築士を未耐震の学校に派遣し、各学校の実情に応じた耐震化へのアドバイスをっており、耐震診断 27 棟、耐震補強工事 25 棟、耐震改築工事 31 棟、非構造部材の耐震化 125 校の支援を行った。(都内全域)
(4)社会福祉施設等の耐震化
<ul style="list-style-type: none"> 民間社会福祉施設等が実施する耐震診断・耐震改修の費用を支援し、耐震化を促進しており、耐震診断1棟、耐震改修3棟に対して補助を行った。
行動戦略 13-2 民間建築物の耐震化の促進
(1)緊急輸送道路沿道建築物の耐震化
<ul style="list-style-type: none"> 特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する耐震診断や耐震改修などに係る費用の助成や耐震化の相談、建築士等の派遣などにより耐震化を促進しており、耐震診断・設計・改修助成約 700 件、専門家派遣 166 件を実施した。(都内全域)
(2)耐震化促進普及啓発活動の支援
<ul style="list-style-type: none"> 市区町村が行う耐震化の普及啓発活動を支援しており、13 市が本制度を活用して普及啓発活動を実施している。
(3)耐震マーク表示制度
<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に関する情報を広く提供し、都民や都を訪れる人が安心して建物を利用できるよう耐震基準に適合した都内建築物に対し、制度発足以来、約 29,000 件の耐震マークを交付した。(都内全域)

<p>(4) マンションの耐震化</p>
<ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準分譲マンションの耐震化では、区分所有者間の合意形成を図ることが困難であるため、マンション啓発隊による訪問で助言等を行うとともに、耐震アドバイザー派遣、耐震診断及び耐震改修に要する費用の助成等による支援を行っており、マンション啓発隊による訪問約 3,700 棟、耐震アドバイザーの派遣 115 件、耐震診断 4,976 戸、耐震改修 2,730 戸を実施した。(都内全域) <p style="text-align: right;">〔関連 行動戦略1〕</p>
<p>行動戦略 13-3 都市基盤の防災性の向上</p>
<p>(1) 地震に強い橋梁の整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> 災害時の輸送、避難ルートを強化するため、幹線道路ネットワークや緊急輸送道路の一部をなす橋梁の新設、架け替え整備を推進しており、関戸橋は仮橋工事に着手し、羽村大橋(平成 28 年3月)及び小川橋(平成 27 年8月)の事業に着手した。 睦橋、立日橋など、緊急輸送道路等の橋梁(累計 125 橋)の耐震化を完了した。
<p>(2) 橋梁の長寿命化</p>
<ul style="list-style-type: none"> 予防保全型管理手法を導入し、適切な補修・補強を施すことにより 100 年以上の延命を図る長寿命化工事を進めており、和田橋で工事を実施している。
<p>(3) 防災に寄与する道路ネットワークの整備</p>
<ul style="list-style-type: none"> 災害時の救援・救助活動や消火活動の迅速化を図り、緊急物資を確実に輸送するため、緊急車両が通行でき広幅員の幹線道路である多摩南北道路・多摩東西道路を整備している。なお、調布保谷線については、平成 27 年8月に、西東京3・2・6号線(保谷第一小学校付近～埼玉県境)を交通開放し、全線開通となった。 緊急輸送道路のうち、より幅員を確保することが望ましい区間の拡幅整備を進めており、川崎街道については、平成 27 年8月に日野3・4・3号線(日野市三沢一丁目～高幡)の事業に着手した。 <p style="text-align: right;">〔関連 行動戦略 11〕</p>
<p>(4) 無電柱化の推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路や主要駅周辺等で無電柱化事業を推進しており、東八道路等で電線共同溝を整備した。 市町村が取り組む主要駅周辺などの無電柱化事業を支援しており、5市に対して補助を行った。 <p style="text-align: right;">〔関連 行動戦略 12〕</p>
<p>(5) 鉄道施設の耐震化</p>
<ul style="list-style-type: none"> 震災による鉄道被害の未然防止のため、乗降客1日1万人以上の駅や駅間の高架橋等、鉄道事業者による耐震補強の取組を支援しており、小田急永山～唐木田間の高架橋などの耐震補強に対し補助を実施した。
<p>(6) 安定供給に向けた水道施設の構築</p>
<ul style="list-style-type: none"> 震災時においても給水を可能な限り確保するため、取水から給水に至る水道施設の耐震化を推進しており、村山上貯水池の堤体強化の調査・設計、砂川線の耐震化工事、鑓水小山給水所の耐震補強工事を実施した。 震災時の断水被害を最小限にとどめるため、水道管の耐震継手化や私道内及び避難所等への給水管の耐震化を推進した。

- ・ 施設更新時における給水の安定性を確保するため、東村山浄水場の更新に当たり、境浄水場において代替浄水施設を整備するための設計・工事を実施した。
また、バックアップ機能を強化するため、朝霞東村山原水連絡管の二重化、多摩南北幹線の工事を実施した。
- ・ 多摩地域における給水所等の地域的な偏在や配水池容量の不足を解消するとともに、震災時や事故時等の給水拠点となる多摩北部給水所(仮称)、幸町浄水所等の調査・設計及び柴崎浄水所、深大寺浄水所の工事を実施した。
- ・ 奥多摩町の老朽化した水道施設について、取水施設、浄水施設等基幹施設及び送配水施設の整備を進めている。取水施設の改良については、雲風呂第一、雲風呂第二取水所の設計を行った。また、浄水施設については、ひむら浄水所の整備を実施するとともに、小河内浄水所の施工及び大丹波浄水所・日原浄水所の設計を行ったほか、小河内浄水所に関連する導水管の布設替工事整備について設計を行った。

(7) 下水道機能の確保

- ・ 水再生センター等の耐震対策のため、想定される最大級の地震動に対し、震災後においても必ず確保すべき機能を担う揚水、簡易処理及び消毒施設の耐震対策を7か所全ての水再生センターで着手するとともに、稲城ポンプ所の耐震対策を完了した。
- ・ 非常時の電源確保のため、7か所全ての水再生センターと2か所のポンプ所で非常用発電設備の整備を完了するとともに、7か所全ての水再生センターでNaS電池の整備を完了した。
- ・ バックアップ機能を確保するとともに、効率的な施設の更新や維持管理に活用するため、多摩川をはさむ二つの水再生センター間を結ぶ3本の連絡管の整備を完了した。
- ・ 震災時の通信手段の確保のため、連絡管で結ばれた水再生センター間は、下水道局独自の光ファイバーを敷設することで、信頼性の高い通信手段を確保した。

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 無電柱化の推進

「東京都無電柱化推進計画」に基づき都市防災機能の強化に寄与する緊急輸送道路等の路線を重点的に整備しているが、平成27年度から、都市防災機能の強化に向けた取組として、これまでの主要駅周辺や観光地周辺の市道に加え、『防災に寄与する路線』についても支援を拡充し、面的に広がりを持つ無電柱化を推進している。



無電柱化の整備イメージ(野猿街道(八王子市子安町四丁目))

(2) 防災まちづくりのための地区計画の策定支援

多摩地域には、震災時に延焼被害のおそれのある老朽木造住宅が密集している木造住宅密集地域、又は、今後そのような状況になるおそれのある地域がある。

こうした地域において、木密地域拡大の未然防止等を図るため、敷地面積の最低限度の設定や市街地の耐火性能を高める新防火区域の指定を市に働きかけていく。

また、市が地区計画などを活用して防災上効果的な敷地の細分化防止策等を講じられるよう、平成28年度から地区計画の策定に要する費用を新たに支援するなど、市と連携して震災時における市街地の安全性を高めていく。

3 市町村・民間等の取組

• 公共施設の再編整理と一体となった防災公園の整備（三鷹市）

三鷹市では、市役所に隣接する青果市場の跡地を中心とした約 2.0ha に、独立行政法人都市再生機構との連携の下、防災公園の整備と、老朽化した公共施設の再編整理を一体的に行う整備事業を実施している。

平成 28 年度末の竣工に向けて、三鷹中央防災公園とその下部に総合スポーツセンターを、そして老朽化により耐震性に課題のあった公共施設（福社会館、総合保健センター、社会教育会館等）を移転・集約した施設である元気創造プラザを一体的に整備している。

災害時には、公園が一時避難場所となるほか、施設全体を耐震構造としながら、地上階を免震構造とした元気創造プラザに、災害対策本部や、災害医療対策実施本部、災害ボランティアセンター本部が設置され、災害対策の指揮機能を担い、総合スポーツセンターは、支援物資の受入れ、仕分け、保管などのスペースとして活用される予定である。

更なる防災機能の向上のため、施設の周辺道路の拡幅や、無電柱化も実施している。



施設配置図（イメージ模型）

＜行動戦略 14＞ 自助・共助・公助の推進による防災力の向上

災害発生時に一人でも多くの命を救うためには、都や市町村の迅速な対応や自衛隊・警察・消防などによる救出救助活動などの公助の取組に加えて、一人ひとりが自分で自分を守り、身近な者同士が助け合うことが不可欠である。

東日本大震災の経験や教訓を踏まえるとともに、被害想定や帰宅困難者の発生、昼間発災の場合の地域における救出救助の担い手不足などの地域特性を十分考慮の上、防災力を向上する取組を進めていく。

＜戦略的視点＞

① 最大化すべき多摩の強み

- ・ 都民、町会・自治会、行政、消防など、自助・共助・公助それぞれの担い手の防災力を最大化する。

② 結集すべき官・民の力

- ・ 帰宅困難者の一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションの確保など、民間事業者の力を活用した体制を整備する。

③ 構築すべき連携やつながり

- ・ 救出救助機関、都、市町村、民間協力事業者、防災市民組織^{*}等の緊密な連携により、的確な災害対策を実行する。
- ・ 多摩地域にとどまらず、東京都全体・首都圏を見据えた広域的な視点による防災体制を構築していく。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 14-1 初動体制等の強化による防災力の向上

都はもとより、防災機関などの関係機関・市区町村等との連携により、災害発生直後の初動対応を迅速かつ確実に実施する体制を構築する。

- ・ 防災計画の実効性の確保
- ・ 初動対応力の強化
- ・ 都政のBCP（東京都事業継続計画）
- ・ 住民等への情報伝達の強化
- ・ 救出救助におけるヘリコプターの積極的な活用
- ・ 消防救助機動部隊等の整備
- ・ 多機能な消防庁舎の整備及び耐震化
- ・ 震災復興体制の基盤整備 全8事業

行動戦略 14-2 帰宅困難者対策の推進

首都直下地震等の発生時には、多摩地域で約 92 万人の帰宅困難者が発生することが想定されている。災害時に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を都民一人ひとりが理解するとともに、個人・事業者による自助・共助の取組が浸透するよう、帰宅困難者対策を推進する。

- ・ 一斉帰宅抑制の周知徹底
- ・ 帰宅困難者の保護と帰宅支援
- ・ 事業所における帰宅困難者対策の推進 全 3 事業

行動戦略 14-3 地域における共助の仕組みづくり

災害発生時に多くの命を救うには、近隣の住民同士の助け合いが欠かせない。「自らの命は自分が守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本に、地域における災害への備えを進める仕組みを構築する。

- ・ 防災隣組の構築
- ・ 多様な主体による応急給水への対応
- ・ 地域住民による初期消火体制の強化
- ・ 要配慮者の安全対策
- ・ 消防団活動の支援
- ・ 災害時ボランティア活動支援機能 全 6 事業

行動戦略 14-4 住民の防災力の向上

都民一人ひとりが、地震をはじめとする災害に対する知識や技能を修得することにより、災害による被害を最小限に抑える。

- ・ 多摩地域の防災力強化に向けた広報
- ・ 防災教育の充実
- ・ 防災訓練の推進
- ・ 応急手当の普及促進
- ・ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進 全 5 事業

1 平成 27 年度の都の取組と成果

行動戦略 14-1 初動体制等の強化による防災力の向上

(1) 防災計画の実効性の確保

- ・ 都と市区町村の連携を一層強化するために、平成 27 年5月に東京都・区市町村防災連絡調整会議を開催し、防災施策に関する情報共有や意見交換を行った。
- ・ 「東京の防災プラン」に掲げた取組の進捗状況等を明らかにしながら、防災対策を着実に推進していくため「東京の防災プラン進捗レポート 2016」を策定した。

(2) 初動対応力の強化

- ・ 発災後 72 時間における的確な初動対応体制の構築を図るため、市区町村との意見交換を実施したほか、「首都直下地震等対処要領」について、訓練等を通じて検証を行い、内容を改定した(平成 28 年3月)。
- ・ 市区町村等との連携強化を図り、地域の防災対応力を向上するため、年4回の住民参加型防災訓練を実施した。(平成 27 年5月に、東京都・八王子市合同風水害対策訓練を実施。平成 27 年9月に、九都県市合同防災訓練として、東京都・立川市合同総合防災訓練を実施)

(3) 都政の BCP(東京都事業継続計画)

- ・ 非常時優先業務等に関する各局調査結果に基づき、データの整理等を行い、「都政の BCP<地震編>」修正素案の作成を進めた。

(4) 住民等への情報伝達の強化

- ・ 災害情報共有システム(Lアラート)を活用して、都内市区町村が発令した避難勧告等の情報をテレビやインターネット等により都民へ伝達する仕組みを導入している。また、ホームページやツイッターによる防災情報の発信も引き続き行っており、平常時は防災に関する知識やイベントの告知、災害時は被害状況や気象情報等を発信している。
- ・ 東京都防災ホームページに中国語、韓国語のページを公開するなど、多言語化の充実を図った。また、同ホームページ上で避難情報や気象情報などの情報を多言語で発信する仕組みの構築に向けて、関係機関等と調整している。

(5) 救出救助におけるヘリコプターの積極的な活用

- ・ 災害拠点病院7施設、大規模都営団地 92 施設、大規模救出救助活動拠点(都立公園等)4施設にヘリサインを整備(都内全域)するとともに、市町村、国、民間等の施設に対しても整備の働きかけを行った。
- ・ 平成 28 年1月に、活動拠点を立川及び江東の2か所とし、高度な救助技術や救急救命士の資格を有する部隊員と、大量救出用ゴンドラや空中消火装置など特殊な資器材を備えた航空消防救助機動部隊(エアハイパーレスキュー)を創設した。

(6)消防救助機動部隊等の整備
<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度は第九消防方面本部消防救助機動部隊の本隊舎整備を完了した。受援施設や訓練施設も併設した全施設の平成 29 年度からの利用開始を目指し、引き続き工事を行っている。
(7)多機能な消防庁舎の整備及び耐震化
<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 10 月、府中消防署分梅出張所を整備した。また、整備に合わせて、自家発電設備の拡充、太陽光発電設備や屋上緑化の導入など環境負荷の低減を進めた。
(8)震災復興体制の基盤整備
<ul style="list-style-type: none"> 市区町村の震災復興体制の基盤整備に向け、市区町村職員を対象とした、被災者生活再建支援業務マネジメント研修などの支援を実施した。また、市区町村の被災者生活再建支援業務を支援するため、都と各市区町村の連携を図る災害時都民台帳システム(仮称)の整備に向けた検討を進めた。 東日本大震災を契機に行われた法改正等を踏まえ、東京都震災復興検討会議の意見を聞きつつ、平成 28 年 3 月に「東京都震災復興マニュアル」の修正を行った。
行動戦略 14-2 帰宅困難者対策の推進
(1)一斉帰宅抑制の周知徹底
<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し、帰宅困難者対策条例の概要等を簡潔に記したリーフレット等を配布したほか、事業者団体を中心に講演会を 25 回開催した。(都内全域)
(2)帰宅困難者の保護と帰宅支援
<ul style="list-style-type: none"> 首都直下地震対策に関する合同検討チームの下に設置した帰宅困難者対策分科会において、一時滞在施設の確保を進めるに当たって重要な課題である施設管理者の損害賠償責任を中心に帰宅困難者対策に係る課題を協議した。 民間一時滞在施設の確保を進めるため実施した備蓄品購入経費に対する支援では 18 件、帰宅困難者の受入れに係る施設整備費の支援では 1 件の実績があったほか、一時滞在施設開設アドバイザー及び安全確認アドバイザーを計 15 回派遣した。(都内全域) 各地域での取組や都の施策等について、担当者間で情報共有を行い、各地域が実施する帰宅困難者対策事業の充実に寄与することを目的に帰宅困難者対策フォーラムを開催し、多摩地域からは 15 市が参加した。 災害時帰宅支援ステーションについて新たに 14 事業者と協定を結び、拡充を進めた。(都内全域)
(3)事業所における帰宅困難者対策の推進
<ul style="list-style-type: none"> 事業所における帰宅困難者対策の実効性を高めるために、事業所防災計画の作成や一斉帰宅抑制に関する見直しの指導を行い、指導対象 108,478 件のうち、101,267 件について指導を完了した。(平成 27 年 12 月末現在 都内全域)

行動戦略 14-3 地域における共助の仕組みづくり
(1)防災隣組の構築
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で意欲的な防災活動を行う団体を「東京防災隣組」として平成 28 年3月に新たに 10 団体認定した。 ・ 地域防災力の向上に向けた人材育成のため、都内全域で地域防災学習交流会を 250 回、防災市民組織リーダー研修会を4回開催した。
(2)多様な主体による応急給水への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町や町会、自治会など多様な主体が容易に応急給水できるよう応急給水拠点に指定された水道施設の改修を行っており、平成 27 年度は上水南浄水所の改造を行った。 ・ 地域と連携して応急給水できるよう、スタンドパイプなどの応急給水用資器材 355 セットを市町に貸与した。また、市町職員を対象とした応急給水訓練を実施した。
(3)地域住民による初期消火体制の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練を行う住民が住む街区において、実災害における共助体制の強化と総合的な対応力の向上を目的として、当該街区に配置された資器材等を活用して主として初期消火訓練を行う「まちかど防災訓練」を実施し、約3万 1000 人が参加した。(平成 28 年1月末現在 東京消防庁管内)
(4)要配慮者の安全対策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者名簿等の共有化や、要配慮者対応を取り入れた訓練を実施するよう市区町村への働きかけを推進するとともに、啓発資料「地震から命を守る『7つの問いかけ』」を 73,000 部配布し、各地区の防火防災講話やワークショップを推進した。 また、危険度判定手法による総合的な防火防災診断を、市区町村等と連携して実施し、実施結果のデータ分析を行った。 ・ 緊急通報システムや火災安全システム等の利用者の増加を図るため、市区町村の福祉部局やイベント等で緊急メール通報や FAX 通報のリーフレットを配布し、利用の普及促進を図った。
(5)消防団活動の支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団の認知度向上のため、多摩地域内の鉄道路線への PR ポスターを平成 28 年 1月に掲出した。 ・ 平成 27 年 12 月に東京都消防訓練所において救助科研修を実施し、消防団員訓練の充実を図った。 ・ 消防団用受令機(無線機)のデジタル化等への対応のため、デジタル受令機等を整備する市町村に対して財政支援を行った。
(6)災害時ボランティア活動支援機能
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティア活動の支援体制づくりを進めるため、災害ボランティアコーディネーター養成講座を開催した。 また、東京都・立川市合同総合防災訓練において、都災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施した。

行動戦略 14-4 住民の防災力の向上

(1) 多摩地域の防災力強化に向けた広報

- ・ 各家庭において、首都直下地震等の様々な災害に対する備えが万全となるよう、一家に一冊常備され、日常的に活用できる防災ブック「東京防災」を作成し、平成 27 年 9 月 1 日より順次、都内の各家庭宛てに、配布した。
- ・ 「東京防災」の英語版や音声コード添付版等も作成し、外国人や視覚障害者への対応も進めてきたほか、東京消防庁や教育庁などの各局等と連携した活用促進も展開している。
- ・ 都外在住者や企業などから「東京防災」の有償頒布について多数の要望が寄せられたため、平成 27 年 11 月 16 日から有償頒布を開始した。

(2) 防災教育の充実

- ・ 地域に貢献できる人材を育成するため、全都立高校で一泊二日の宿泊防災訓練を行い、東京消防庁等と連携して初期消火訓練や応急救護訓練等を実施した。
- ・ 都立特別支援学校のうち 20 校で、児童・生徒の安全を確保することを想定した一泊二日の宿泊防災訓練を実施した。(都内全域)
- ・ 保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、発達の段階に応じた総合防災教育を実施し、330,078 人が参加した。(平成 28 年 1 月末現在 東京消防庁管内)
- ・ 消防少年団の指導体制の充実を図るため、消防少年団指導者ハンドブック等の改訂に着手した。

(3) 防災訓練の推進

- ・ 地域のイベント等あらゆる機会を捉えた防災訓練を実施し、約 42 万人が参加した。
- ・ 訓練を行う住民が住む街区において、実災害における共助体制の強化と総合的な対応力の向上を目的として、当該街区に配置された資器材等を活用して主として初期消火訓練を行う「まちかど防災訓練」を実施し、約 3 万 1000 人が参加した。(平成 28 年 1 月末現在 東京消防庁管内)
- ・ 都民防災教育センター(立川防災館)を活用した防災体験学習を推進し、延べ 77,231 人が来館した。(平成 28 年 1 月末現在)

(4) 応急手当の普及促進

- ・ 応急手当実施率の向上、事業所等における応急救護体制の構築を目的に、救命講習の受講を促進するとともに、応急手当奨励制度を推進した。(救命講習受講優良証を 66 団体に交付)
- ・ 総合防災教育の一環として、高校生を対象とした上級救命講習を 33 回、中学生を対象とした普通救命講習を 128 回、小学校高学年を対象とした救命入門コースを 96 回開催した。(平成 27 年 12 月末現在 都内全域)
- ・ バイスタンダーによる応急手当の実施率向上のため、平成 27 年 9 月にバイスタンダー保険を創設し運用を開始した。

(5)家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

- ・ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施率が低い若者への啓発を強化するために、SNS 等を活用した広報を展開した。また、引越し、マンション管理及び不動産等の業者との連携により、防止器具の取付けに係る普及啓発を推進した。

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 旧立川政府倉庫の防災拠点等としての活用

いつ起きてもおかしくない大規模災害への備えとして、多摩地域全体の防災力を向上させるため、都が旧立川政府倉庫を取得し、活用する。

旧立川政府倉庫は、災害対応を担う機関が集中的に配置されている立川広域防災基地内に立地しており、こうした立地上のメリットを最大限活かした活用を行っていく。



旧立川政府倉庫

(2) 都立公園の防災関連施設の整備

災害時に救援部隊の円滑な初動体制確保を支援するとともに、被災者に安全・安心な避難場所を提供するため、平成36年までに、避難場所や大規模救出救助活動拠点等となる19の都立公園を対象に防災機能強化のための整備を行う。

大規模救出救助活動拠点候補地として位置づけられている東村山中央公園等の5公園の震災時利用計画を策定した。また、防災照明設備、情報提供施設、非常用発電等の防災公園施設の設計指針となり、適切な管理の拠り所となるガイドラインを作成した。



狭山公園防災パーゴラ

＜行動戦略 15＞水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進

河川や下水道など治水施設が整備された地域では、浸水被害は減少しているものの、河川的目標整備水準を超える台風や局地的集中豪雨の発生は近年増加傾向にあり、これらへの対応が課題となっている。また、多摩地域には、がけ崩れや土石流、地すべりによる土砂災害のおそれや、交通途絶により孤立のおそれがある地域が存在している。さらに、平成26年2月の記録的な大雪の際には、集落の孤立等の事態が発生した。

水害や土砂災害を防止する対策を実施するとともに、雪害への備えを講じることにより、災害に対する安全性の向上を図る。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・多摩地域の特色の一つである河川周辺や山間部について、水害・土砂災害・雪害からの安全性を高めることによって、一層魅力的な地域とする。

②結集すべき官・民の力

- ・雨水浸透施設の普及、開発行為の規制、緑地の確保、除雪への協力など、都民や民間事業者も水害対策・土砂災害対策・雪害対策を担う重要な主体であることを踏まえ、自治体と一体となって取組を進めていく。

③構築すべき連携やつながり

- ・土砂災害対策・雪害対策の推進に向け、都と市町村の連携を強化する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 15-1 水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進

局地的集中豪雨に伴う水害に対応する治水対策や土砂災害を防止する対策を実施するとともに、雪害への備えを講じることにより、災害に対する安全性の向上を図る。

- ・豪雨対策の推進
- ・中小河川の整備
- ・土砂災害対策の推進
- ・山間部の防災性向上を図る道路整備
- ・雪害対策の推進 全5事業

1 平成 27 年度の都の取組と成果

行動戦略 15-1 水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進

(1) 豪雨対策の推進

- ・ 「東京都豪雨対策基本方針」を踏まえ、対策強化流域における「流域別豪雨対策計画」を改定した。同流域内で平成 36 年度までに時間あたり6ミリ降雨相当分の雨水流出の抑制に向けて、対策を推進している。
- ・ 河川や下水道への雨水の流出を抑制する流域対策を促進するため、対策強化流域内において、個人住宅への浸透ますの補助を行っている 10 市に対し、助成を行った。

(2) 中小河川の整備

- ・ 集中豪雨等により生じる洪水に対して安全を確保するため、護岸等の整備を推進した。整備に当たっては、治水機能を確保しつつ、うるおいのある水辺の形成、生態系の保全・再生、地域特性、多様な都民ニーズ等を適切に踏まえた整備を行った。
- ・ 空堀川、鶴見川、川口川などの護岸整備や、黒目橋調節池、残堀川調節池の整備を推進した。
- ・ 野川及び境川において、時間最大 65 ミリに対応した調節池の検討を実施している。

(3) 土砂災害対策の推進

- ・ 土砂災害から都民の生命と財産を保全するため、土石流危険渓流や地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等において、土砂災害対策の整備を実施している。
今年度は、土石流対策として海沢川、西川で砂防堰堤工や渓流保全工等を、地すべり防止対策として寺岡地区で集水工等を、急傾斜地崩壊防止対策として藤原地区、原地区、高尾地区で法枠工等を実施した。
- ・ 土砂災害のおそれのある箇所を明らかにする基礎調査を推進しており、14 市において調査を実施した。
- ・ 土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等の位置情報データの提供など、市区町村による土砂災害ハザードマップの作成を技術的に支援している。

(4) 山間部の防災性向上を図る道路整備

- ・ 日常的な巡回点検に加え、5年に一度の定期点検などにより、斜面の状況を的確に把握し、奥多摩町日原や檜原村数馬など、緊急度の高い箇所から計画的に法枠や落石防護柵の設置など多様な対策を実施している。
- ・ 既設グラウンドアンカーの経年劣化対策として、基礎調査を実施した。
- ・ 多摩川南岸道路の城山工区が平成 27 年5月に交通開放したほか、秋川南岸道路の荷田子地区などで整備を進めている。また、平成 28 年1月に日の出町の都道 184 号線と青梅市の都道 238 号線とを新たに結ぶ(仮称)梅ヶ谷トンネルの事業に着手した。

〔関連 行動戦略 11〕

(5) 雪害対策の推進

- ・ 都民に対し、大雪に関する気象情報などをホームページやツイッター等を活用して発信している。
- ・ 地元業者との雪害時の協力協定の締結による除雪協力体制の構築、除雪車両・機材の確保など、除雪体制の充実等を図っている。

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 雨水流出抑制対策の推進

一層の雨水流出抑制を推進するため、平成 27 年度から、区市が設置する一時貯留施設の工事費に対して補助制度を創設し、本制度を活用して 1 市が小学校に貯留施設を設置した。

(2) 地下調節池・分水路の予防保全型管理の推進

損傷が顕著になる前に適切な対策を行うことで、地下調節池・分水路を今後、100 年間造り替えることなく、健全な状態に保つことを目標とした、「河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画」を平成 28 年 3 月に策定した。

地下調節池・分水路は、水害を低減する重要な施設であるが、地下に設置されていることから、再構築が困難であるため、一層の長寿命化が必要であり、今後、鉄筋腐食対策や、コンクリートの損傷対策を推進していく。

平成 36 年度までに、本計画に基づき、分水路・調節池の補修工事に着手する。平成 27 年度は三沢川分水路で調査を実施した。



三沢川分水路



電磁波レーダ探査による調査状況

＜行動戦略 16＞低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市の実現

多摩地域の持続性や安全性を担保していくため、低炭素、快適性、防災力の三つを備えたスマートエネルギー都市の実現に向けて、あらゆる主体による省エネ・エネルギーマネジメントや低炭素化の取組を進める。

また、多摩地域の地域特性を活かした再生可能エネルギーの利用促進や、分散型エネルギーの推進を行う。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・豊かな森林等の自然資源や大規模な空間などを利用した、低炭素化・再生可能エネルギーの活用を行う。

②結集すべき官・民の力

- ・エネルギー事業者のみならず、金融機関、不動産事業者等と連携したまち全体のスマート化を展開する。

③構築すべき連携やつながり

- ・企業間、企業と住民、都域を超えた自治体間などの多様な連携による環境負荷の低減を図る。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 16-1 省エネとエネルギーマネジメントの推進等

2020年までに、都内のエネルギー消費量の2000年比20%削減に向けて、家庭、企業、産業のあらゆる主体によるエネルギー利用の効率化及び最適化とあわせて低炭素化を促進し、スマートエネルギー都市の実現を図る。

- ・エネルギーマネジメントの推進 など全4事業

行動戦略 16-2 分散型エネルギーの普及

都有施設や事業所・家庭での太陽エネルギーなどの再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム（CGS）の普及を促進し、多摩地域のエネルギーの安定的供給体制を構築する。

- ・太陽エネルギーの利用拡大 など全4事業

1 平成 27 年度の都の取組と成果

行動戦略 16-1 省エネとエネルギーマネジメントの推進等

(1) エネルギーマネジメントの推進

- ・ 家庭におけるエネルギー利用の効率化・最適化を推進する機器の普及を促進するため、HEMS(家庭のエネルギー管理システム)等の設置を条件に、CGS(燃料電池等)や蓄電池、ビークル・トゥ・ホームシステム等の導入を支援しており、4,129 件の補助を行った。(都内全域)
- ・ オフィスビル等所有者の民間事業者に対し、BEMS(ビルのエネルギー管理システム)を導入することを条件にコージェネレーション設備の設置費用の一部を支援している。
- ・ 潜在的需要の大きいマンションのエネルギーマネジメントを進めるため、MEMS アグリゲータによるエネルギー管理サービスを受けることを条件に、MEMS(マンションのエネルギー管理システム)の導入を支援している。
- ・ 中小医療・福祉施設や公衆浴場への CGS 等の創エネ機器や高効率な空調設備などの省エネ機器の導入を推進するため、CGS の導入等を条件に ESCO 事業者(エネルギーサービス事業者)を介して、機器の導入を支援している。
- ・ 建築物を新築・増築する場合の環境配慮を求める「建築物環境計画書制度」の再構築のため、建築物に係る市場状況調査を実施するとともに、事業者、技術者等との意見交換を行った。

(2) 事業所における地球温暖化対策の推進

- ・ 中小規模事業所の地球温暖化対策を効果的に推進するため、個々の事業実態に即した省エネ診断や、市区町村や業界団体と連携した研修会を実施しており、省エネ診断を 207 件、省エネ研修会等を 31 件行った。(都内全域)
- ・ 温室効果ガス排出事業者に対して、地球温暖化対策に関する知見及び技術を提供する事業者を「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」として登録・紹介しており、98 事業者を登録している。(都内全域)
- ・ 省エネ設備の普及促進を図るため、省エネ設備導入推奨機器を指定しており、38,085 機種の商品を指定している。
- ・ 中小規模事業所の自主的な二酸化炭素削減の取組を促進するため、地球温暖化対策報告書制度を推進しており、2,162 事業者、34,499 事業所から提出がなされた。(都内全域)また、地球温暖化対策報告書作成説明会の開催(平成 27 年6月)や作成相談会等を行い制度の周知を進めた。
- ・ 報告書を提出する事業者が、自己評価指標(低炭素ベンチマーク)に基づき、目標の設定や達成状況を確認できるようにするとともに、当該事業所の地球温暖化の対策の取組状況等を周知するための書面として「PR シート」を導入し、中小規模事業所の地球温暖化対策を推進した。

- ・ 地球温暖化対策の取組や達成状況をテナント入居者等へ示すことのできる「カーボンレポート」制度の周知や、17 件の低炭素モデルビルを公表することにより低炭素型建築物の普及を行った。(都内全域)
また、カーボンレポートの利用拡大を図るため、不動産市場に関わる様々な団体や有識者と意見交換を行う「中小テナントビル低炭素パートナーシップ」を立ち上げ、連絡会とセミナーを合計4回開催した。
- ・ 低炭素型の建築物が市場で高い評価を受けるよう、中小テナントビルの省エネ改修効果を見える化し、分かりやすく示す仕組みを構築するため、ベンチマーク評価の改善を条件に LED 照明設備等の高効率な省エネルギー設備の導入を支援する「中小テナントビル省エネ改修効果見える化プロジェクト」を実施し、70 件の交付決定を行った。(都内全域)

(3) 家庭部門における省エネ・節電行動の推進

- ・ 家庭における省エネ行動を推進するため、家庭との関わりが深く省エネのノウハウを持つ企業・団体と連携を図りながら、省エネアドバイザーを育成し、各家庭へのアドバイス活動を 8,406 件実施した。(平成 27 年 12 月末現在 都内全域)

(4) 都府施設での低炭素化の取組

- ・ 都庁の更なるスマートエネルギー化を進めるため、平成 28 年 3 月に「スマートエネルギー都庁行動計画」を策定した。この計画に基づき、照明・空調の運用対策の徹底、新築・改築時等の「省エネ・再エネ東京仕様」の適用による省エネ対策の推進、LED 化や高効率空調機等の導入推進、再生可能エネルギーの導入拡大など、率先的な取組を進めていく。
- ・ 脱水汚泥の水分量を削減することで、焼却炉で使用する補助燃料を削減できる「低含水率型脱水機」と炉内の燃焼方式などの改善により、エネルギー使用量を大幅に削減できる「高温省エネ型焼却炉」を組み合わせた「第二世代型焼却システム」の導入を推進しており、南多摩水再生センターでは平成 28 年度末の完成に向け、汚泥ガス化炉への更新工事を進めた。

行動戦略 16-2 分散型エネルギーの普及

(1) 太陽エネルギーの利用拡大

- ・ 「屋根ちから」ソーラープロジェクトとして、市区町村等と連携しながら、「東京ソーラー屋根台帳」を活用するとともに、都民や事業者を対象としたセミナー等の開催、相談窓口の設置等の取組を行った。
- ・ 集合住宅を中心とした新築住宅に設置可能な太陽熱利用の新技术を平成 23 年 7 月から公募し、これまでに 80 件採択した。採択された技術については 1,746 戸の新築住宅に導入を支援した。(都内全域)
- ・ また、中小医療・福祉施設への太陽熱利用システム導入に対して 2 件支援した。

(2)分散型電源として活用可能な次世代自動車の普及促進

- ・ 分散型電源の普及拡大のため、中小事業者や個人事業者に対して、外部給電可能な電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)等の購入を支援しており、135件の補助を行った。(都内全域)

(3)環境課題の解決に向けた中小企業の技術・製品開発支援

- ・ 都内の企業や大学などの交流・連携から生まれる様々なネットワークによる共同開発の取組を促すため、自立・分散型エネルギー源の確保やエネルギー利用の高効率化など、大都市東京が抱える課題の解決に役立つ高度な技術・製品を開発する取組を重点的に支援しており、15件の支援プロジェクトを採択した。(都内全域)

〔関連 行動戦略7〕

(4)都有施設等の再生可能エネルギーの活用と電力の自立化

- ・ 大規模停電など、不測な事態が生じた場合でも安定的な給水を可能とするため、浄水所等の重要施設に自家用発電設備を整備しており、4施設の整備を実施中である。
- ・ 再生可能エネルギーによる発電設備の導入を推進しており、鎌水小山給水所の配水池上部に太陽光発電設備(486kW)を整備した。
- ・ 流域下水道の水再生センターでは、再生可能エネルギー活用の拡大のため、南多摩水再生センターで1,000kW、八王子水再生センターで500kW、多摩川上流水再生センターで500kWの太陽光発電の整備を完了した。
- ・ また、南多摩水再生センターでは、これまで技術的に未利用であった低温域の焼却廃熱を活用した発電(120kW)の整備を推進した。
- ・ 都立学校や都営住宅への太陽光発電の導入により環境負荷軽減や環境教育の推進を図っており、都立学校では1校の屋上に太陽光発電設備を導入した。
また、省エネ設備機器等の導入により二酸化炭素削減に取り組む私立学校等42校に対し支援した。(都内全域)
- ・ 公衆浴場における太陽光発電システムやコージェネレーション設備の導入等を支援しており、38件の補助を行った。(都内全域)

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 水素エネルギーの活用拡大

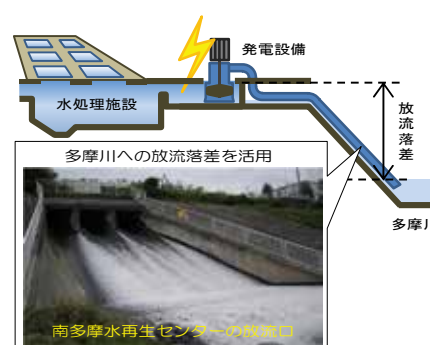
2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を契機に水素エネルギーの普及・拡大を図るため、水素社会の実現に向けた取組を推進しており、民間向けの燃料電池車等の購入に対する支援や、区市町村向けの燃料電池車等の購入に対する支援、水素ステーションの設置・運営に対する支援などを実施した。



八王子高倉水素ステーション
(出典: JX エネルギー株式会社)

(2) 水再生センターにおける小水力発電の導入

流域下水道の水再生センターでは、再生可能エネルギー活用の拡大のため、南多摩水再生センターにおいて、多摩川との放流落差を活かした小水力発電を導入していく。



小水力発電の導入

3 市町村・民間等の取組

• 地域エネルギー供給システムを導入したごみ処理施設（武蔵野市）

武蔵野市では、平成 29 年 4 月の稼働に向けて、新しいごみ処理施設を建設中である。

新施設は、ごみ発電設備とガス・コージェネレーション設備を取り入れ、エネルギー（電気・蒸気）を周辺の公共施設（市庁舎・総合体育館・コミュニティセンター・野球場）に供給する計画である。

創出するエネルギーの需要と供給のバランスを最適化する方策に関する検討結果を活かして、効率的に新施設を運営していく。



新クリーンセンターのエネルギー供給

• みどりのリサイクル事業（多摩市）

多摩市では、環境負荷の少ない循環型社会の構築のために、草枝ごみの減量と資源化を進めている。市民が剪定した枝を市資源化センターで受入れ、土壌改良材やウッドチップを生産しているほか、自治会等に腐葉土化バックを貸し出し、落ち葉や草の発生場所での資源化・循環利用（自区内処理）を推進している。



土壌改良材を攪拌している様子

＜行動戦略 17＞豊かな森林や多様な緑の保全と確保

多摩地域には森林をはじめ、市街地にも雑木林、公園、里山など、豊かで多様な緑が存在している。

これら地域ごとの個性ある緑が、多摩地域の大きな魅力となっており、それらを保全・確保していくため、森林の保全、都立公園等の整備などを行い、緑あふれる魅力あるまちづくりを進めていく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・森林や地域内の身近な緑など多様な緑を守り、暮らしの中でのやすらぎを感じられる魅力的なまちをつくる。

②結集すべき官・民の力

- ・森林所有者やNPO、民間企業など多様な民間の力を緑の保全に活用する。

③構築すべき連携やつながり

- ・市町村が行う地域に根ざした緑保全・確保の取組と連携し、支援していく。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 17-1 多摩の豊かな森林の保全

多摩地域の豊かな森林環境について、適度な伐採と植栽、間伐等により管理と再生を図る。

- ・多摩の森林再生
- ・花粉の少ない森につながる森林循環の促進
- ・森林環境の保全
- ・シカの食害対策 全4事業

行動戦略 17-2 多様な緑の確保

都立公園・里山・自然公園、農地等の多様な緑を整備・保全・再生する。

- ・多摩の魅力を引き出す丘陵地の都立公園の魅力向上
- ・都立公園等の整備
- ・自然公園や都民の森の活用
- ・緑確保の取組の推進
- ・在来種植栽の推進による生きものの生息空間の創出
- ・希少な動植物の保全や安全性の強化による保全地域の魅力向上 全6事業

1 平成 27 年度の都の取組と成果

行動戦略 17-1 多摩の豊かな森林の保全
(1)多摩の森林再生
<ul style="list-style-type: none"> 森林の公益的機能の改善を図るため、採算性の悪化等により管理がされず荒廃したスギ・ヒノキの人工林について、森林所有者と協定を締結して、間伐を 596ha 行った。 また、間伐の実施から3～5年が経過した森林を対象に、154ha の枝打ちを行い、花粉の発生量を削減するとともに、下層植生の再生を図った。
(2)花粉の少ない森につながる森林循環の促進
<ul style="list-style-type: none"> 都民共有の財産である豊かな森林を次世代に継承していくため、花粉飛散量の削減にもつながるスギ・ヒノキ林の伐採・更新規模を拡大するとともに、「とうきょう林業サポート隊」の創設により林業の新たな担い手の確保・育成を進めた。(伐採規模：24ha。とうきょう林業サポート隊の登録者数 218 名) <p style="text-align: right;">〔関連 行動戦略 10〕</p>
(3)森林環境の保全
<ul style="list-style-type: none"> 無許可伐採や盗掘などの森林法違反行為に対する監視や指導、山火事防止の普及啓発活動のため、東京都レンジャー4名による巡視等を実施した。 保健休養など公益的機能が高い松林について、市町村が実施する予防事業の支援等をしており、2市町に対して補助を行った。
(4)シカの食害対策
<ul style="list-style-type: none"> 「第4期第2種シカ管理計画」に基づき、シカの目標生息密度を実現するための捕獲頭数の管理を実施しており、シカの生息状況調査や 192 頭(平成 28 年1月末時点)のシカの管理捕獲を行うとともに、植生保護柵の設置・維持管理や被害地伐採影響調査等に取り組んだ。 シカ対策を総合的に推進するため、年間実施計画を策定しており、検討会等を4回開催した。
行動戦略 17-2 多様な緑の確保
(1)多摩の魅力を引き出す丘陵地の都立公園の魅力向上
<ul style="list-style-type: none"> 多摩地域の丘陵地に位置する都立公園を整備し、多摩の魅力を伝える拠点とするために、都立公園の活動体験等に関して、モデル公園選定の検討を実施した。 <p style="text-align: right;">〔関連 行動戦略 19〕</p>
(2)都立公園等の整備
<ul style="list-style-type: none"> 神代植物公園、東伏見公園、大戸緑地、野山北・六道山公園の整備等を行っている。 身近な緑の拠点となる市町立公園の整備推進と支援強化を進め、9市町の公園整備等に対して補助を行った。

(3) 自然公園や都民の森の活用

- ・ 自然公園において、増加する利用者が安全かつ快適に過ごせるように、園内の歩道や施設の改修を進めた。(都立自然公園歩道改修、東海自然歩道改修、琵琶滝線歩道改修、稲荷山線歩道改修 等)
- ・ ビジターセンターで生物多様性保全等の情報発信を行い、利用者の理解を深め、保全活動への協力意欲を醸成した。
- ・ 檜原都民の森において木製遊具の設置を行い、利用者の利便性の向上を図った。また、奥多摩都民の森において、台風等で被災した個所の復旧工事を行い、様々な利用者が安全に、かつ安心して自然環境を楽しめる環境を整えた。

[関連 行動戦略 19]

(4) 緑確保の取組の推進

- ・ 市町村と連携し、「緑確保の総合的な方針」に基づき、計画的に緑を保全した。
- ・ 街なかに残された屋敷林などの貴重な緑の保全のため、特別緑地保全地区の指定を推進しており、用地取得に係る補助を2市に交付した。
- ・ 「東京の緑を守ろうプロジェクト」に関する協定を結んでいるセブンイレブン記念財団と連携して、緑の保全や創出に係る市民活動を支援した。
- ・ 継続した既存の緑の保全を推進するため、都区市町村合同推進委員会等による検討を経て、「緑確保の総合的な方針」の改定に向け取り組んだ。
- ・ 「公開空地等のみどりづくり指針」の実効性をより高めるため、「公開空地等のみどりづくり指針に関する手引」を改定した。

(5) 在来種植栽の推進による生きものの生息空間の創出

- ・ 生物の生息空間の拡大に寄与する緑化を展開するため、生態系に配慮した在来種植栽等の先導的な取組を実施する市区町村に対して支援している。
平成 28 年度からは、「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」を活用し、引き続き市区町村による生きものの生息空間の拡大に寄与する緑化の取組に対して支援を継続する。

(6) 希少な動植物の保全や安全性の強化による保全地域の魅力向上

- ・ 保全地域内の希少動植物の保全を図るため、2地域で希少種保全のための柵設置等工事を実施するとともに、保全地域への適切な保全活動導入等のため、4地域でアドバイザーの派遣を行った。
また、保全地域内所有地の土砂災害特別警戒区域等に指定された場所について、環境に配慮した対策工事の工法の検討等のため、7か所で調査した。
- ・ 倒木等によって人等へ被害を及ぼすおそれのある危険木の伐採を25地域(733本)で実施した。

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 林業労働環境の整備

林業は他産業に比較し労働災害発生率が高いなど、より一層の労働環境の整備が必要である。労働環境を整備し、新規就業者の定着や、林業事業者の自立化を図るため、平成 28 年度から、事業者の体質強化及び労働者の就労環境整備のための支援、林業機械レンタル料の助成などを実施していく。

〔関連 行動戦略 10〕

(2) 都民の自然体験活動の促進

新たなボランティア人材の掘り起しと定着を図るため、未経験者等が緑地保全活動の良さを体感してもらうことをねらいとした体験プログラムを 10 地域で開催した。

また、都民が気軽に森林や緑地の保全活動に参加できるよう、活動希望者に各々のニーズとレベルに応じた活動情報を提供し、ボランティア団体等とのマッチングを行う森林・緑地保全活動情報センターを平成 27 年 7 月に設置した。



自然体験プログラムの様子

(3) 神代植物公園の拡張・再整備

都立の植物公園としての植物園機能や防災機能の向上などを図るため、都立神代植物公園の拡張・再整備を行う。

拡張・再整備後は、江戸時代から継承される貴重な園芸植物の保存や展示、植物多様性に関する普及啓発等を一層充実させる。

ガラス大温室は改修後（平成28年5月再開）、世界自然遺産である小笠原諸島の植物を展示するほか、技術協定を締結しているチリ国立ビーニャ・デル・マル植物園と植物交換を行い、展示内容を充実していく。



都立神代植物園・ガラス大温室



ガラス大温室内の展示植物

3 市町村・民間等の取組

• 北山公園の保全（東村山市）

貴重な里山の原風景が残る北山公園には、環境省や東京都のレッドリストに掲載されている希少生物をはじめ、様々な生物が生息している。東村山市では、北山公園における希少生物等の生息状況を調査し、生物保全対策や管理方法等の検討を行い、多様な生物が生息する公園づくりを進めている。



里山の原風景が残る北山公園

＜行動戦略 18＞美しく良質な水環境の実現

多摩地域は、河川や上水路等の水辺環境が豊富で、その多くは地域の緑とも結び付き、魅力ある景観にも寄与している。

水源地の森林や水環境の保全・管理を行い、良質な水の供給を維持していくとともに、緑化の推進、下水や生活排水への対策等により、美しい水環境の実現を図っていく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・都民の貴重な水源である多摩地域の水源林を守るとともに、歴史的な水辺空間である多摩地域の上水路・用水路などを活用していく。

②結集すべき官・民の力

- ・ボランティアなど民間団体の協力を得て、水資源の適切な管理を推進する。

③構築すべき連携やつながり

- ・河川等の性質を踏まえて、流域の自治体の広域的な連携・つながりを構築する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 18-1 水源林等の適正管理

水源地の森林保全、シカ食害対策等を行い、多摩の水源を保全する。

- ・多摩川水源森林隊
- ・民有林の購入による水源林の適正管理
- ・水道水源林におけるシカの食害対策
- ・小河内貯水池周辺のサクラ景観保全 全4事業

行動戦略 18-2 良好な水辺環境の実現

水辺の緑化、玉川上水などの整備保全により、多摩地域の良好な水辺空間を確保する。

- ・水辺空間における緑化の推進
- ・玉川上水の整備保全
- ・野火止用水等の清流復活
- ・多摩地域の水環境の維持・向上
- ・生活排水対策の推進 全5事業

1 平成 27 年度の都の取組と成果

行動戦略 18-1 水源林等の適正管理
(1)多摩川水源森林隊
<ul style="list-style-type: none"> 多摩川の上流域において、手入れが行き届かない民有人工林の間伐、枝打ち等の森林保全活動を、ボランティア(多摩川水源森林隊)の協力を得て141回行った。また、森林保全活動の見学や作業体験などを行う学習活動を7回実施した。
(2)民有林の購入による水源林の適正管理
<ul style="list-style-type: none"> 水源林を適正に管理するために、平成26年度までの公募で受け付けた民有林(約134ha)の購入に向けた手続を進めた。また、所有者が手放す意向のある民有林の新規募集を行い、申込みのあった民有林の現地調査を行った。
(3)水道水源林におけるシカの食害対策
<ul style="list-style-type: none"> シカの食害対策のために生息状況の調査を行うとともに、シカ侵入防止柵や単木ネットを設置した。また、地元自治体とシカ捕獲に関する協定を締結した。
(4)小河内貯水池周辺のサクラ景観保全
<ul style="list-style-type: none"> これまでに植栽した桜について適切に維持管理するとともに、桜の植栽されている「水源地ふれあいのみち(小河内ゾーン)」の歩道整備及び国道沿いのサクラ植栽を実施した。
行動戦略 18-2 良好な水辺環境の実現
(1)水辺空間における緑化の推進
<ul style="list-style-type: none"> 境川の改修済み護岸や河川管理用通路に芝生、低木、高木等の植物を植える緑化事業を進め、0.2haの緑地を創出した。
(2)玉川上水の整備保全
<ul style="list-style-type: none"> 史跡玉川上水の保全整備のため、素掘りの状況を活かした法面保護工及び危険木の伐採を行うとともに、眺望確保のため水路内の中低木の剪定や伐採を実施した。 名勝「小金井(サクラ)」並木保存のため、小金井市関野橋下流約150~270m両岸で桜に覆いかぶさる樹木の剪定、伐採を行い、苗木を補植する場所を提供した。 パンフレットの配布やホームページによるPRを行い玉川上水への理解を高めた。
(3)野火止用水等の清流復活
<ul style="list-style-type: none"> 流れの途絶えた野火止用水、玉川上水、千川上水に清流を復活させるため、流域下水道本部多摩川上流水再生センターの高度処理水を導水している。
(4)多摩地域の水環境の維持・向上
<ul style="list-style-type: none"> 合流処理区において、下水道法施行令の雨天時放流水質の基準に対応する施設の整備を完了した。(貯留量7万m³、高速ろ過導入1か所) 放流される汚濁負荷量を分流式下水道と同程度までに削減するための処理区別の基本計画を策定した。 関係市と連携し貯留施設の整備や下水道への雨水の流入を抑制する雨水貯留浸透事業を推進するための技術支援を実施した。

- ・ 水再生センターの準高度処理と高度処理を合わせた施設能力の割合は、平成 27 年度末で 59%まで向上した。
- ・ 多摩地域の水環境の向上と下水道事業の効率化を図るため、八王子市と立川市の単独処理区の流域下水道への編入に向けて、八王子水再生センター及び北多摩二号水再生センターで、単独処理区の下水を編入する水処理施設などの整備を進めた。
〔関連 行動戦略 20〕
- ・ 山間地域などにおける下水道施設の整備や今後の施設更新等を促進するため、市町村が施行する下水道事業を支援しており、24 市 2 町 2 村に対して補助を行った。

(5)生活排水対策の推進

- ・ 下水道の普及が見込まれない地域等において、個人や市町村が設置する 49 基の浄化槽の設置を支援した。

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 多摩地域の水環境の維持・向上

流域下水道では、従来の高度処理と比べ、同等な水質を確保しつつ、2割以上の電力削減が可能な新たな高度処理（嫌気・同時硝化脱窒処理法）の導入に向けて浅川水再生センターで設備の整備を進めた。

また、平成 27 年 7 月、八王子市の単独処理区の分流区域を先行して流域下水道へ編入した。

3 市町村・民間等の取組

・「あきしまの水」ブランド構築・推進事業（昭島市）

昭島市では、市内事業者等と連携し、都内で唯一水道水が深層地下水 100%であるという魅力に着目し、昭島市が上質な環境を提供できる自治体であるというイメージを発信する、「あきしまの水」ブランドづくりをスタートさせた。

この事業に賛同・共感した市内事業者・市民等に「あきしまの水」ブランドのマーク・フレーズを使ってもらい、あきしまの水とともにある人の暮らし（ライフスタイル）が素敵・魅力的と感じてもらうことを目指して、「あきしまの水」ブランドづくりを進めている。



「あきしまの水」ブランドのマーク

＜行動戦略 19＞豊かな自然環境を活かした観光の推進

多摩地域の魅力ある自然環境を保全しつつ、その魅力をアピールしていくことで、都心に近い立地を活かし、豊かな自然を観光資源としても活用していく。

＜戦略的視点＞

①最大化すべき多摩の強み

- ・多摩地域の豊かな自然環境を、地域の観光資源として活用する。

②結集すべき官・民の力

- ・専門的知識を有する人材やボランティア、観光協会、民間事業者などの力を結集し、自然環境の保全と利用の両立を図る。

③構築すべき連携やつながり

- ・豊かな自然環境を、地域の文化や歴史、特産物などの観光資源と結びつけ、回遊性や魅力の向上を図っていく。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 19-1 豊かな自然環境を活かした観光の推進

林道などを活用した観光ルートの整備や、森林観光の魅力発信を積極的に図るとともに、活用と保全のバランスを取りながら豊かな自然を活かした観光を推進する。

- ・森林資源を活用した観光振興
- ・多摩の魅力を引き出す丘陵地の都立公園の魅力向上
- ・自然公園や都民の森の活用
- ・東京都レンジャーによる自然公園の適正利用の促進
- ・多様な地域資源を活かした観光まちづくりを推進 全5事業

1 平成27年度の都の取組と成果

行動戦略 19-1 豊かな自然環境を活かした観光の推進	
(1) 森林資源を活用した観光振興	
<ul style="list-style-type: none"> 多摩地域の持つ自然の魅力を活かした観光振興を図るため、林道等において高木を伐採し眺望を確保するなど、森林観光ルートの整備に対する支援をしており、5市町村に対して補助を行った。 森林の魅力を紹介するパンフレット「癒しの郷 多摩」の作成等を行い、地域における自然を活かした観光を広くPRした。 [関連 行動戦略9] 	
(2) 多摩の魅力を引き出す丘陵地の都立公園の魅力向上	
<ul style="list-style-type: none"> 多摩地域の丘陵地に位置する都立公園を整備し、多摩の魅力を伝える拠点とするために、都立公園の活動体験等に関して、モデル公園選定の検討を実施した。 [関連 行動戦略 17] 	
(3) 自然公園や都民の森の活用	
<ul style="list-style-type: none"> 自然公園において、増加する利用者が安全かつ快適に過ごせるように、園内の歩道や施設の改修を進めた。(都立自然公園歩道改修、東海自然歩道改修、琵琶滝線歩道改修、稲荷山線歩道改修 等) ビジターセンターで生物多様性保全等の情報発信を行い、利用者の理解を深め、保全活動への協力意欲を醸成した。 檜原都民の森において木製遊具の設置を行い、利用者の利便性の向上を図った。また、奥多摩都民の森において、台風等で被災した個所の復旧工事を行い、様々な利用者が安全に、かつ安心して自然環境を楽しめる環境を整えた。 [関連 行動戦略 17] 	
(4) 東京都レンジャーによる自然公園の適正利用の促進	
<ul style="list-style-type: none"> 東京都レンジャーを配置(高尾3名、奥多摩3名、御岳3名、檜原3名)し、サポートレンジャーの支援を得た体制で、自然公園での巡回活動を行い、利用者に対する利用マナー等の普及啓発・指導等を実施した。 	
(5) 多様な地域資源を活かした観光まちづくりを推進	
<ul style="list-style-type: none"> 西多摩地域の観光資源の魅力を高めるため、市町村が行う案内板や標識などの整備などの取組を支援しており、7市町村に補助を行った。 [関連 行動戦略9] 	

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 自然公園のあり方の検討

都内の自然公園は、近年、登山客が増加し、トレイルランニングやペットの同伴など、利用形態が多様化している。このような利用者ニーズが多様化する中、自然公園がそのポテンシャルを発揮し、豊かな自然環境の保護と併せて利用促進を図るよう、新たな時代にふさわしい自然公園のあるべき姿や戦略的な施策展開を盛り込んだ「自然公園ビジョン」を策定する。



秩父多摩甲斐国立公園



明治の森高尾国立公園

3 市町村・民間等の取組

・清瀬みつばちプロジェクト（清瀬市）

清瀬市では、「花のあるまちづくりプロジェクト事業」の一環として市役所本庁舎の屋上に農地から飛散した土を再利用した花壇を作り、巣箱を設置して試験的にミツバチの飼育を実施し、緑の保全に努めている。

採れた蜂蜜は、イベントで販売されるほか、ふるさと納税の返礼品として活用されており、自然豊かな市の魅力を市内外に発信している。



屋上で採れた蜂蜜

＜行動戦略 20＞多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進

今後、多摩地域が直面する厳しい状況変化に対応するためには、地域の活力を維持向上するための振興策を総合的に推進することが不可欠である。

都は、これまでの各章に示してきたように、大規模団地の再生等による良質な住宅ストックの形成、橋梁や上下水道施設等の都市インフラの計画的な維持・更新、幹線道路ネットワークの整備といったハード面の取組はもとより、多様な保育サービスの提供による子育て環境の整備、高齢者や障害者の暮らしやすいまちづくり、製造業、農林水産業、観光など産業振興といったソフト面の取組も併せて、多摩振興に向けた取組を着実に推進していく。

また、本戦略の総論で示したとおり、ビジョン連携推進会議を活用して、民間等も含めた多様な主体との連携を図るとともに、市町村総合交付金も活用し、市町村への支援を引き続き推進していく。

こうした総合的な取組に加えて、持続可能な行政サービスの実現に向けた取組も進めていく。東京の自治のあり方に関する調査研究や、上下水道や環境の分野における基礎的自治体との連携を推進していく。

さらに、市町村による公共施設の適正配置や行政サービスの相互利用、多様な連携に係る取組を広く普及することで、市町村による主体的な取組を促していく。

＜戦略的視点＞

① 最大化すべき多摩の強み

- ・ 都民の生活を支える安定的なサービスを提供できる行政基盤を整える。

② 結集すべき官・民の力

- ・ 市町村への多面的な支援等を通じて都と市町村の協力を強化し、効果的・効率的な行政サービスを提供する。

③ 構築すべき連携やつながり

- ・ 地理的近接性や自然環境などの特性を踏まえた自治体間の連携体制を構築する。

＜行動戦略で定めている事業展開＞

行動戦略 20-1 多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進

将来の自治のあり方に関する調査研究を進めるとともに、上下水道、環境の分野での連携・協力により、効果的・効率的な行政運営を行う。

- ・ 上下水道事業における新たな連携 など全3事業

1 平成 27 年度の都の取組と成果

行動戦略 20-1 多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進

(1) 東京の自治のあり方の調査

- ・平成 26 年度で事業終了(平成 27 年 3 月に東京の自治のあり方研究会の最終報告をとりまとめた。)

(2) 上下水道事業における新たな連携

- ・水道局と多摩地区 26 市町との間で多摩水道連絡会(総会・ブロック会)を年 2 回開催するなど、災害対策や重要施策の推進に向けた連携・協力関係を構築している。
- ・多摩地域の水環境の向上と下水道事業の効率化を図るため、八王子市と立川市の単独処理区の流域下水道への編入に向けて、単独処理区の下水を受け入れる八王子水再生センター及び北多摩二号水再生センターで、水処理施設などの整備を進めた。また、立川市が施行する編入に必要な接続幹線について、接続方法の協議や技術支援を実施した。 [関連 行動戦略 18]
- ・下水道事業運営の効率化のため、水質検査の共同実施を多摩地域全 30 市町村に拡大するとともに、流域下水道と公共下水道の下水道台帳を同一のシステムで電子化し、維持管理に活用している。
- ・市町村と協同した広域的な維持管理体制を構築するとともに、維持管理業務などに関するノウハウを多摩地域の下水道事業運営に活用するため、流域下水道本部と多摩地域全 30 市町村との「下水道情報交換会」を実施している。
- ・市町村の下水道担当職員が減少している中、多摩地域の持続的な下水道事業運営に向け、課題の共有や情報発信を行うため、市町村の実務担当者を対象に、排水設備関連の勉強会や現場見学会などを開催している。
- ・緊急時における対応の強化に向けて、「災害時し尿の搬入・受入れについての覚書」に基づき、多摩地域全 30 市町村と流域下水道の全ての水再生センターで、「し尿の搬入・受入れ訓練」や、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」(多摩ルール)に基づき、緊急時の下水道の使用制限等を想定した訓練を実施した。

(3) 市区町村との連携による地域環境力の活性化

- ・都内の市区町村が実施する地域の多様な主体の連携や、地域特性・地域資源の活用など、地域の実情に即した取組のうち、東京の広域的環境課題の解決に資するものに対し必要な財政的支援を実施しており、15 市町村に対し補助を行った。
また、分析・測定等の環境専門分野に従事する実務担当者を対象とした研修を実施するなど、技術的支援を行っている。

2 行動戦略策定後の主な取組等

(1) 市単独処理区の流域下水道への編入

敷地が狭隘であるため、施設の更新や高度処理、耐震性の向上への対応が困難な単独処理区を流域下水道に編入し、多摩地域の水環境の向上と下水道事業運営の効率化を図るため、平成27年7月、八王子市単独処理区の分流区域を先行して編入した。

また、立川市が施行する編入に必要な接続幹線について、接続方法の協議や法手続きへの技術支援を実施している。



単独処理区の編入計画

[関連 行動戦略 18]

3 市町村・民間等の取組

・街のポテンシャルを魅力的に伝える（千葉県流山市）

流山市は、若年層の人口増加が継続的な発展の鍵という認識に立ち、定住人口を増やすため、自治体経営をマーケティング視点に当てはめ、発展し続ける仕組みづくりを検討している。

定住の対象を、担税能力が高いことや子供世代にも住み続けてもらい世代循環を図るために、30～40歳代前半の首都圏に住む共働き子育て世帯とし、定住に至るまでを段階に分け（知る→理解する→ファンになる→住む）、全ての段階に戦略的な施策を展開している。

また、PRポスターのモデルに市民を起用することで、市民の間に親近感がわき、市外への宣伝が、市民のシビックプライドを働かせる一つのツールにもなった。

以前の人口構成は60代が一番多かったが、この10年で40～44歳の層が一番となるとともに0～4歳の子供の数が増え、転入超過数は全国10位となるなど、着実に効果が出ている。



平成27年度首都圏PR広告

[関連 141 ページ]

・ **道路等の包括管理事業（府中市）**

府中市では、従来、道路の日常的な管理を、市の直営と複数の委託を合わせて実施してきたが、けやき並木通り周辺地区の19路線の維持管理については、平成26年4月から3年間、試行的に民間事業者への包括委託により実施している。

路面の清掃や舗装補修、街路灯の電球交換、街路樹の剪定・害虫駆除、不具合通報対応などの業務を一つの共同企業体に包括委託している。

包括委託により、民間のノウハウの活用やスケールメリットによる経費削減が図られるとともに、不具合通報などの24時間体制での対応が可能となり、市民サービスの向上にもつながっている。



平成 26～28 年度の委託範囲

・ **全国自治体等FM連絡会議多摩地域会の開催（府中市・武蔵野市・小平市ほか）**

平成26年度に開催した「多摩地域公共施設マネジメント研究会」を引き継ぎ、府中市・武蔵野市・小平市の3市が幹事市となり、全国自治体等FM連絡会議の分科会として多摩地域会を立ち上げた。

有識者による講義や多摩地域における取組の報告などを行う会議を計2回開催しており、本会議を通して築いた関係性を生かし、各自治体間で、積極的な情報の交換・共有化が図られている。



会議の様子

参 考 資 料

- 都事業費一覧
- 平成 27 年度 ビジョン連携推進会議 開催概要

都事業費一覧

(単位:億円)

区 分	H28事業費
第1章 持続可能な暮らしやすいまちづくり	2,639
行動戦略1 地域独自の魅力に根差した成熟したまちづくりの推進	119
行動戦略2 オリンピック・パラリンピック開催を見据えたスポーツ・文化の振興	364
行動戦略3 子育て環境の充実強化と将来を支える人材の育成	897
行動戦略4 高齢者が健康でいきいきと活躍する社会の実現	378
行動戦略5 障害のある人もない人も共に暮らす地域社会の実現	285
行動戦略6 健康と安心を支える医療体制の整備	595
第2章 高付加価値を生み出す企業活動の促進	55
行動戦略7 産業集積の強みを活かしたイノベーションの創出	32
行動戦略8 地域の特性を踏まえた雇用・就業の推進	23
第3章 地域資源を活かした産業の活性化	46
行動戦略9 地域の特性を踏まえた観光の振興	16
行動戦略10 農林水産物の付加価値を高め、地産地消を促進	30
第4章 地域を支える交通インフラの整備	439
行動戦略11 地域の内外を結び多摩を支える道路ネットワークの整備	403
行動戦略12 公共交通ネットワークの充実と快適な交通環境整備の促進	36
第5章 災害に強いまちづくり	1,124
行動戦略13 耐震化の促進による地震に強い都市の実現	786
行動戦略14 自助・共助・公助の推進による防災力の向上	135
行動戦略15 水害対策・土砂災害対策・雪害対策の推進	203
第6章 低炭素で自立分散型エネルギーのまちづくり	111
行動戦略16 低炭素・快適性・防災力を備えたスマートエネルギー都市の実現	111
第7章 豊かな自然の保全と活用	142
行動戦略17 豊かな森林や多様な緑の保全と確保	82
行動戦略18 美しく良質な水環境の実現	52
行動戦略19 豊かな自然環境を活かした観光の推進	7
第8章 「成熟・持続」に対応した行政サービスの展開	56
行動戦略20 多様な連携・協働による持続可能な行政サービスの推進	56
総 計	4,441

※各章の事業費は、行動戦略ごとの事業費を合計した上で四捨五入しているため、表中の各行動戦略の事業費の合計金額とは一致しない。
 ※各章及び各行動戦略の事業費は再掲事業を含み、総計は再掲事業を含まないため、各章の合計金額と総計欄の金額は一致しない。
 ※一部の事業については、多摩地域を含む東京都全体の事業費を計上している。

平成 27 年度 ビジョン連携推進会議 開催概要

1 開催

○ ビジョン連携推進会議

第 1 回 平成 27 年 6 月 1 日

第 2 回 平成 28 年 2 月 3 日

○ 分科会

第一分科会【定住】

第 1 回 平成 27 年 8 月 25 日

「分科会での議論を始めるにあたり」

「東京都における地方創生の状況について」 ※合同開催

第 2 回 平成 27 年 11 月 27 日

「街のポテンシャルを魅力的に伝える」

第 3 回 平成 28 年 1 月 26 日

「多摩地域における定住人口を増やす取組について」

第二分科会【交流】

第 1 回 平成 27 年 8 月 25 日

「分科会での議論を始めるにあたり」

「東京都における地方創生の状況について」 ※合同開催

第 2 回 平成 27 年 10 月 27 日

「多摩地域における交流人口を増やす取組」

第 3 回 平成 27 年 12 月 22 日

「多摩地域における民間団体の取組」

第三分科会【地域づくり】

第 1 回 平成 27 年 8 月 25 日

「分科会での議論を始めるにあたり」

「東京都における地方創生の状況について」 ※合同開催

第 2 回 平成 27 年 10 月 23 日

「多摩地域における取組事例～地域の担い手の活動～」

第 3 回 平成 27 年 11 月 25 日

「多様な主体と連携した地域づくり 論点整理（案）について」

第 4 回 平成 27 年 12 月 25 日

「地域活動の現場から」

第 5 回 平成 28 年 1 月 12 日

「多様な主体が連携する場」

「多様な主体と連携した地域づくり 論点整理（案）について」

2 ビジョン連携推進会議委員名簿（五十音順）

◎座長

氏名	所属等	氏名	所属等
青山 忠幸	産業労働局産業企画担当部長	篠原 敏幸	環境局環境政策担当部長
荒井 俊之	都市整備局企画担当部長	武市 玲子	生活文化局総務部長 (平成 27 年 7 月 16 日～)
伊藤 紀彦	八王子市都市戦略部長	田村 博敏	福生市企画財政部長
◎上野 淳	首都大学東京学長	傳田 純	東京都商工会連合会専務理事
大杉 覚	首都大学東京大学院 社会科学部研究科教授	内藤 達也	国分寺市政策部長
小野 幹雄	都市整備局都市づくりランド デザイン担当部長	中澤 基行	政策企画局調整部長
河野 康之	三鷹市企画部長	西村 泰信	総務局行政部長
菊地 俊夫	首都大学東京都市環境学部教授	檜山 啓示	武蔵野商工会議所専務理事
後藤 啓志	福祉保健局企画担当部長	桃原慎一郎	生活文化局総務部長 (～平成 27 年 7 月 15 日)
佐々木弘治	東久留米市企画経営室長	若菜 伸一	奥多摩町企画財政課長
佐々木秀之	総務局多摩島しょ振興担当部長		

ビジョン連携推進会議合同分科会 第 1 回 開催概要

日 時	平成 27 年 8 月 25 日 (火)
テーマ	① 分科会での議論を始めるにあたり (上野第一分科会長、菊地第二分科会長、大杉第三分科会長) ② 東京都における地方創生の状況について
臨時構成員	東京都総務局行政部振興企画課区市町村制度担当課長

議事要旨

○ 分科会での議論を始めるにあたり

《多摩ニュータウン：安心して住み続けられる街へ》

- ・ 多摩ニュータウンの諏訪・永山地区は昭和 46 年に初期入居が実現し、都心から約 30 キロメートル、公共交通機関で新宿から約 30 分、現在は約 24 万人が居住している。東西に約 14 キロメートルの広さがあり、日本最大のニュータウンである。
- ・ 他の郊外都市と同様に、少子化と高齢化の進行により、商店街の賑いが徐々に失われている。どのような住宅地、住宅団地も、経年によりいずれは、高齢化・超高齢化、そして住宅の老朽化の問題が宿命的に襲ってきて、対策をどのように講じていくかというのが課題である。
- ・ 在宅を継続する高齢者のための家の中のバリアを解決すること、住みやすくコンバージョンしていくこともこれからの大きな課題である。
- ・ 介護状態となった高齢者を手厚くサポートすることも大事であるが、その状況になる前に地域住民がさまざまな形で連携しながらサポートのできる場所づくりをしていくことも、これからの多様な地域の主体による連携という意味で重要である。

《自然と共生する居住空間の魅力》

- ・ 武蔵野台地は、多摩川水系と荒川水系に挟まれた部分にあり、基本的には火山灰土壌に覆われている関東ローム層であり、水が得にくい土地であることから、開発が遅れていた。
- ・ 江戸時代に多摩川水系と荒川水系の分水嶺のところに玉川上水がつくられ、多摩川の開発、多摩地域の開発へと繋がった。多摩地域は肥沃度の低い農地であったが、努力をして雑木林からの落ち葉を堆肥として農地に還元をしたおかげで現在は非常に良い農地となっている。
- ・ 宅地開発の進行により、農村的な要素が失われ、農村の伝統文化が少しずつ損なわれている。地域固有の資源、自然、文化をどのように残していくのが課題である。
- ・ 多摩地域の農家は多品目少量生産での農業を営み、地元の消費者に農産物直売所を通じて提供したり、農産物を加工しての販売や農家レストランで調理して提供している。さらに、都市住民の方に収穫体験や農業体験をしてもらうなど、様々な工夫をしている。
- ・ このような工夫は、農の空間と都市の空間が上手くコラボレーションする、共生することにより、農の空間が残っていることに起因する。
- ・ 多摩地域は、農村らしさ（ルーラリティ）もあり、都市らしさ（アーバニティ）もある。都市と農村がうまく共生するシステムがつくられている。
- ・ 多摩ライフ、多摩ブランド構築の基本的なモデルは、都市らしさと農村らしさをどのように結

びつけるのかであり、結びつけることにより、豊かな、そして、行きたくなる、また行きたくなるような多摩ライフが生まれる。

《新たな地域の担い手の創出と協働のネットワーク形成にむけて》

- ・ 地域資源がなければ、地域の人々が地域に愛着や誇りを持つことは難しい。また、優れた地域資源があっても、生かされなければ愛着や誇りに結びつかず、地域資源の価値を見きわめ、付加価値をつけていけるような地域人材が必要である。
- ・ 地域資源を生かし、支える人々の間に信頼関係、納得の関係をつくるためにも、地域の人々が自分たちの地域についてルール（地域ガバナンス）をつくることが重要である。
- ・ 日本では少子化、高齢化の問題に加え、今後、人口減少を迎える。これらの問題に対して、真摯に向き合うことが、まず重要である。具体的な課題を把握した上で、共有し、集中的・戦略的に対応するかが今、求められている。
- ・ 地域資源、地域人材とネットワークを活用して、地域人材と信頼、納得の関係をどのように築いていくのか。この役割の一番の担い手は、行政である。
- ・ 行政の基本的な理念である公平、平等、中立に加え、近年、行政改革、構造改革の流れの中で 3 E《効率性 (efficiency)、経済性 (economy)、有効性 (effectiveness)》が必要とされている。
- ・ これからの時代においては、3 C《頭数 (Per capita)、関わり (commitment)、組み合わせ (combination)》も併せて考慮しなければならない。
- ・ 公民連携というまちづくりのあり方により、全体を底上げしていく必要があり、その前提として、地域がどのようなビジョンを持ってまちづくりをしていくのか、その合意形成も必要となる。そこに行政がどのように関わっていくのか、どれだけ力を発揮できるかが問われている。
- ・ 自治体としてのあり方と同時に、職員のあり方も問われてくる。職員が地域と関わる際には、職員一人一人が、自分がリーダーだと思える意識を持つことが求められ、「現場実践する自治体職員」、「越境する自治体職員」とならなければ、地域の人たちの信頼は得られない。
- ・ 職員が地域の中に入り、達成感、充実感、共感を見える化をすることが重要である。

○ 東京都における地方創生の状況について

《地方創生に係る都及び都内区市町村の検討状況について》

- ・ 東京都版まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という）は東京都として地方創生に取り組むかどうかということも含めた検討から始まり、10 月までの策定に向けて検討を進めている。
- ・ 計画期間は、東京オリンピックの開催年度を見据えた総合戦略とする必要があるという認識から平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間としている。
- ・ 平成 26 年 12 月に策定した東京都長期ビジョンをベースに政策を地方創生に即した形で体系化していく。

- ・ 体系化の視点としては、①日本の首都、オリンピックを控えた団体としての視点と②少子化、高齢社会問題、雇用、働き方といった「ひと」「しごと」の視点、③安全・安心な暮らし・まちづくりという「まち」の視点の三本柱としている。
- ・ 各区市町村の取り組みに対して、東京都総務局では、各区市町村で地方版総合戦略を策定するに当たっての情報共有などの支援を行っており、①地方版総合戦略に係る連絡会の設置、②希望する区市町村との個別ヒアリング・意見交換を行っている。
- ・ 各区市町村の懸案事項として、①東京一極集中論に対する姿勢、②各団体に策定している長期計画との整合確保、③総合戦略の策定日程や検討体制の確保、④人口ビジョン策定に係る目標値の設定方法などが上がっている。

《意見交換》

- ・ 西多摩地区、山間部、島しょは東京都ではあるが、地方の状況に近い。高齢化率は 40%を超え、2040 年には人口が半数にまで減少するという推計である。
- ・ 一方、全国的に見て人口密度が高い自治体は、年齢構成の問題もあわせて、活力のある自治体として維持していくことが重要。
- ・ 総合戦略で求められる「まち」「ひと」「しごと」に対しては、都市として一定のレベルに達している。その中でやるべきことは、行政改革や公共施設の再編に対する取組との認識である。
- ・ 「まち」「ひと」「しごと」の創生事業の中で、いかに地域の活性化を担う人材を発掘し、人材育成をしていくかがポイントと捉えている。
- ・ 市域も狭く、「しごと」については、市内での就業機会を設けるよりも、周辺自治体を含めての経済圏という構想であることから、今後どのように施策を打ち出していくかが課題である。

- ・ 東京都における地方創生の取り組みに対し、多摩の底上げをしていく戦略を策定して貰いたいとの意見や、東京に人口を集中すると、日本全体の人口が構造的に減ってしまうので、東京都としては少子化に対する戦略に重点を置けば良いのではないかとの意見があった。

ビジョン連携推進会議第一分科会 第 2 回 開催概要

日 時	平成 27 年 11 月 27 日 (金)
テーマ	街のポテンシャルを魅力的に伝える
臨時構成員	千葉県流山市総合政策部マーケティング課メディアプロモーション広報官 河尻 和佳子氏

議事要旨

○ 千葉県流山市のマーケティング活動について

- 流山市は平成 16 年にマーケティング課を設置し、自治体マーケティングの先駆けとなっている。背景として、市民税の中で個人住民税が 93% を占め、個人住民税に依存する割合が高いというベッドタウン特有の歳入構造であり、将来的に高齢化が進むと市民サービスの維持が困難となることから、若年層の人口増加が継続的な発展の鍵という認識があった。
- 定住人口を増やすため、自治体経営をマーケティング視点に当てはめ、発展し続ける仕組みづくりを検討している。

①何が売れるか＝自治体の強みを知る。

流山市の場合は、つくばエクスプレス開業後都心に近くなった、閑静な住宅街が広がる、公園や森の数が多いという点が強みとなっている。

②誰に売るか＝対象を決める。

流山市の場合は、担税能力が高いことや子供世代にも住み続けてもらい世代循環を図るために、30～40 歳代前半の首都圏に住む共働き子育て世帯 DEWKS (Double employed with kids) を定住人口増加の対象にしている。

③どうやったら売れるか＝手段を考える。

流山市の場合は、定住に至るまでの段階 (知る→理解する→ファンになる→住む) に分け、全ての段階に手を打っている。

○ 各段階におけるマーケティング

(知る)

- 流山市は、首都圏でも知名度が低いことから、話題となることが重要と考え、「母になるなら、流山市」といった印象的なキャッチフレーズを使用した。首都圏駅広告 PR のポスターのコンセプトとして「母の自己実現」をテーマにし、都心に働きながら週末は地域活動をしている市民や地元で起業している市民をモデルにすることによって、「住むにも楽しい、自分としての何か夢もかなえられるまち」を表現している。市民をモデルとすることで親近感がわき、まちの人の温度もあがった。モデル自身も、元々まちが好きな人だったが、よりまちが好きになり、まちのことを自ら宣伝してくれるようになった。外に向けて宣伝していることが、市内のシビックプライドを働かせる一つのツールにもなった。

(理解する)

- ・ 理解するためには、まずは来てもらうことが必要であるが、流山市は観光資源がほとんどないため来るきっかけがない。そこで、魅力あるコンテンツを入れたイベントを開催し、来るきっかけを作っている。
- ・ イベントは、流山市に初めて来た人が「都心に近い」「若い人が多い」「何かすてきなまち」といった良いイメージを持ってもらえるように、市内各地で開催するのではなく、新たにできた流山おおたかの森駅前と南流山駅前で集中的に開催している。

(ファンになる、住む)

- ・ 住むことを決める段階では、事業や施策とリンクしていないと宣伝だけ上手いとなるため、施策も 30~40 代の DEWKS に徹底的にこだわって展開している。
- ・ 駅前送迎保育ステーションは、保護者が朝、駅前のステーションで子供を預け、その後、子供たちはバスで市内各地の保育所・保育園に送迎され、帰りにまた駅前のステーションでお迎えができる仕組みである。これは、待機児童対策のために始めたものである。共働き家庭が一番欲しいサービスは補助金などでなく、「保育園に入れる」という安心感であると考えた。そのため、この事業を最優先で実施した。
- ・ まちの住環境の価値を維持するために、「流山グリーンチェーン戦略」を行っており、開発時に植栽への協力呼びかけ、ヒートアイランドの抑制や緑の街並み・景観を維持している。また、戸建ての区割りを条例で規制すること等で景観を維持している。

(シビックプライド(郷土愛)の醸成)

- ・ フィルムコミッションは、他の首都圏の自治体と同様に経済的効果は厳しいが、シビックプライド醸成や市外への PR として活用している。地元が映画やドラマのロケ地となったことで、愛着心が向上し、市民が楽しく自分のまちについて市外の人に話すという効果がある。
- ・ 映画などとタイアップすると、映画の宣伝に併せてまちの宣伝もできる。流山市では、映画とのタイアップキャンペーンで、恋を応援する「恋届」を市で受け付けたところ大きな反響があった。

(まちの魅力の伝え方)

- ・ 良質な住環境、都心への利便性、安心安全などは、流山市に限らずどこの自治体にもある特徴で、差別化が非常に難しい。その中で、いかに魅力を伝えるかが非常に大事。
- ・ 自治体の広報は、市民に情報を伝えることが目的だが、シティセールスの場合は、伝えた先の訴求までを考える必要がある。シティセールス広報は、信頼性はもちろん、情報強度やインパクトがないと伝わらない。メディアリリースをメディアに取り上げてもらうには、メディアの視点を意識する。メディアでも、新聞とテレビと雑誌とでは琴線に触れるポイントは異なり、メディアによって文章やタイトルは分けて書くなど工夫が必要、つまり、お客様の視点で印象に残る情報発信が必要。

○ 効果検証

- ・ 現在、流山市の人口構成は、年齢別で 40 歳から 44 歳が一番多くなった。つくばエクスプレス線開業の平成 17 年は 60 代が一番多かったが、この 10 年で子育て世代が転入してきて、40 歳から 44 歳の層、0 歳から 4 歳の子供の数も増えた。
- ・ 転入超過数は全国で 10 位になり、その内容を年齢別で見ても、狙った層が増えている。

○ 意見交換

- ・ 新しい施策など庁内連携を進めるには、それぞれの部署で課題を共有することが重要である。流山市の場合は、施策の目的が、30 年後の高齢化社会を支えるため、市民サービスを低下させないためにこの施策を行っていることを庁内で共有することで、次第に部署間の連携が進んだ。
- ・ 情報発信をする際にインパクトをもって、マスコミに訴えていくが必要。行政サービスも子育てといっても様々に取りそろえているが、それをどうやって活用してもらうかという点で、「施策の推し」を住民に見せていくことが必要。
- ・ 定住人口増加という目標は、デベロッパーと目的がほぼ一緒であり、行政とデベロッパーが連携して、プロジェクトやイベントを行うことで双方に良い効果が生まれる。
- ・ 都市の計画づくりは、将来の住民生活がどうなるのかをよく見通して、先端技術開発や暮らしぶりなど、社会変化をよく見据え、福祉や産業政策の幅広い分野と連携しながらしていかなければならない。あるべき姿やこの地域は今後何で食べていくかをはっきりさせた上で、強みを知り、対処を決めて、手段を考えていくという手順が必要。
- ・ 広域的な連携は必要だが、「ビジョンなき広域連携」は非常に危険である。目的がない中で、一緒になればメディアに対するインパクトも強くなるのでは、というような、「目的なき・ビジョンなき連携」は、時間がかかるだけで結果が出せない。

ビジョン連携推進会議第一分科会 第3回 開催概要

日 時	平成 28 年 1 月 26 日 (火)
テーマ	多摩地域における定住人口を増やす取組について

議事要旨

○ 国立市の取組

- ・ 国立市でも、将来的な人口減少と高齢化の進行は避けられない状況である。
- ・ 人口移動の傾向として、市内に競争力の高い学校があることにより、学生の流入が多いが、卒業と共に転出してしまうという傾向がある。
- ・ 税収に占める個人住民税の割合が高く、生産年齢人口を引きとめるとともに、学生が卒業後も住み続けてもらう工夫が必要。
- ・ 市民の愛着や住み続けたいまちづくりに向けて「国立ブランドの向上」が人口の引き止めに向けて重要である。
- ・ 国立市のイメージとして、文教都市・学園都市としての認知度は高いが、それ以外のことはあまり知られていない現状である。
- ・ 認知度の向上にむけて、フィルムコミッション事業や市の歴史上のシンボルでもある旧国立駅舎の再築を目標としたふるさと納税を実施している。
- ・ 今後、市内の大学院と連携し、国立市のブランディング戦略やマーケティングを行う。

○ あきる野市の取組

- ・ 市域の 6 割が緑に覆われている自然豊かな環境を観光資源として PR していく手段として、専門部署を設置しフィルムコミッション事業を行っている。
- ・ あきる野市ではロケーションの誘致だけでなく、市を PR する映画や映像の作成を始めとするプロモーション活動を行っている。
- ・ ロケーションの誘致に向けて、市内の撮影候補地を紹介する専用ホームページを立ち上げ、独自に市内の景勝地の映像をストックし提供している。
- ・ プロモーション活動の一環として、市制施行周年記念映画を作成し、全国で公開されているが、市の職員がスタッフとして撮影し、多くの住民が出演するなど、あきる野市の魅力発信とともに、市民の郷土愛醸成のきっかけとなっている。
- ・ プロモーション活動により、あきる野市の知名度が上がり、実際に市を訪れる人や居住したいとの問合せが来るなど、活動の効果が出ている。
- ・ 東京都と連携して映画・テレビの撮影者向けのツアーや、企業と連携してマイカー利用者の誘致を目的としたパンフレットの配置、会報誌にあきる野市を PR する特集記事を掲載する取組を実施している。

○ 奥多摩町の取組

- ・ 奥多摩町では、人口が1万5,594人をピークに60年間で約1万人減少している。また、過疎化による少子高齢化の進行に伴い、出生数が減少し、近年においては年間出生数が20人を下回る状況が続いている。
- ・ このような状況を踏まえ、町では「奥多摩創造プロジェクト」を策定し、少子化対策と定住化対策の推進に取り組んでいる。
- ・ 少子化対策として、定住者・移住者ともに今後も奥多摩町に住み続けたいと思えるよう、15項目からなる町独自の「子ども・子育て支援推進事業」を行い、出会いから結婚までをサポートする「ふれ愛サポートセンター」を設置するなど、これまで行政が積極的に支援してこなかった事業についても、積極的に実施している。
- ・ また、地域全体で子どもを見守り、すべての親がゆとりを持って子育てができるように、子どもと家庭の総合相談、専門員による心理相談、遊びの広場などを活用した事業を子ども家庭支援センターにて展開している。
- ・ 定住化対策として、安価で入居できる賃貸住宅の整備や、宅地分譲地の整備を行い、加えて空き家バンクの設置などにより、空き家等の活用や遊休地を新たな宅地として創出し、家の購入やリフォームをした場合には補助を行うなど、若者の定住化に努めている。
- ・ 住民と行政が協働して少子化・定住化対策を推進するため、定住サポーター制度を創設。職員を町内の各自治体に配置し、地区における定住相談及び解決策の検討、空き家等の把握、空き家などの問題点の解決に関する助言、協力、その他実態把握の実務を行っている。
- ・ 人口増加により、防犯・防災対策などの地域の安全・安心の確保、地域コミュニティの活性化、それが最終的に高齢者対策につながると考え、少子化・定住化対策を町の最重要課題として取り組んでいる。

○ 意見交換

- ・ 定住促進にあたり、自治体の立場としては若者を中心に移住して欲しいと考えているが、リタイア世代の希望が多いという現状である。
- ・ 学生は、あまり地域を知らないまま過ごすため、卒業とともに転出してしまう。地域と学生が交流できるイベントを行い、まちに愛着を持ってもらうことが必要ではないか。
- ・ 団地にも空き部屋が増えてきている。空き部屋を学生や留学生に提供し、地域振興策に活かすような仕組みもよいのではないか。
- ・ 定住対策を進めるにあたっては、その地域で働けるよう、就労支援と合わせて呼び込みができるようにすることが必要であり、大きな課題でもある。
- ・ 例えば就労支援にあたっては近隣自治体間が連携して情報提供をするなど、特定の自治体が一入勝ちをする構造ではなく、近隣自治体間での連携が必要である。

ビジョン連携推進会議第二分科会 第 2 回 開催概要

日 時	平成 27 年 10 月 27 日 (火)
テーマ	多摩地域における交流人口を増やす取組について

議事要旨

○ 立川市の取組

- ・ 「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」を将来像と定め、交流に力を入れて取り組んでいる。
- ・ JR 立川駅は乗降客数が中央線沿線では新宿に次いで 2 番目であり、かつ、昼夜間人口比率は多摩地域で 1 位と交流人口が多い地域である。
- ・ 市内では、イルミネーション、花火大会、箱根駅伝の予選会など国営昭和記念公園でのイベントを中心に、地域の関係団体と横断的に組織を編成している。
- ・ 現在、立川駅周辺と多摩モノレール下の道路（都市軸）周辺に企業を誘致し、賑わいを創出している。今後は、東京オリンピック・パラリンピックなどを見据え、回遊性を確保することが課題。

○ 調布市の取組

- ・ 京王線地下化に連動した駅前広場等の整備や周辺の道路の整備など、中心市街地が大きく変貌していくことに加え、大型複合商業施設の開業やラグビーW杯、オリンピック・パラリンピックの開催など、魅力発信の機会が増加している。この機会を捉え、産業・観光以外にも、子育てや住みやすさなどを含め、「新生・調布」の魅力を生市内外に発信していく。
- ・ 調布の多様な魅力を集めた観光情報誌「調布 BRAVO!」などを通じた魅力の発信を行っている。
- ・ 調布市に「住んで良かった」「来て良かった」と思える、調布ならではの、多様な魅力を実感していただけるよう、今後も、魅力の発信を進めていく。

○ 西東京市の取組

- ・ 西東京市は、目立った観光資源や地域資源がないものの、住民は静かなまちというところに魅力を感じている傾向がある。市の将来的な展望を考えると、交流人口を増やしていくことや市民が気づいていない地域の魅力を PR することも必要と考えている。
- ・ 今年度、ラッピングトレインの運行、「まち歩き観光」の推進、観光アプリの作成を行うなど、市としては、ほぼ初めて観光視点での事業に取り組んだ。
- ・ 今後は、まちの魅力を向上し、市外へアピールして交流人口を増やすことが課題である。しかしながら、観光のまちを目指すのではなく、静かな住宅都市として進んでいくことが、市民合意が得られやすいと考えている。

○ 武蔵野商工会議所の取組

- ・ 食・特産品などの地域資源を生かした活性化事業として、毎年「Musashino ごちそうフェスタ」を実施。

- ・ 市内産の野菜の安全性や野菜栽培の楽しさを市民に理解してもらい、食に関する意識向上という趣旨で市役所の健康部署と連携。
- ・ 市域を超える地域活性化事業として、昨年度は武蔵村山市と広域連携の着地型観光事業「武蔵野 Oh! うどん街道」という多摩地域に残る小麦文化である武蔵野うどんを切り口に、それぞれの地域の店と連携した交流事業を実施。今年度は、中央線沿線の連携として、三鷹市、三鷹商工会と「WOW アニメーション 和食 in 中央ライン フェス&ウォーク」を開催予定。主に訪日・在日外国人を対象として、和食と地域の観光資源を体験することができる。
- ・ 今後の展望として、地域の経済団体も、子育て支援・子育て世帯への応援や高齢者への支援など、地域住民の生活支援につながるような産業展開をしていかなければならない。

○ 東京都商工会連合会の取組

- ・ 東京都商工会連合会は、多摩地域の 21 の商工会を支援しており、各商工会では交流人口を増やすため、様々なイベント等を開催している。
- ・ イベントは単発的な効果になりがちだが、様々な集客を行うことで、合計で年間約 90 回・約 330 万人を集客し、経済効果を出している。
- ・ 今後の課題として、多摩地域の交流人口を増やすためには、空港が遠いなどの理由からインバウンドが弱いため、交通の整備が必要。また、忘れられている地域資源に再度ストーリーをつけていくことや、多摩地域には宿泊施設が少ないため、古民家を活用した民泊などの検討が有効。

○意見交換

- ・ 多摩地域には、何が売りなのかというのが決めにくいという、住宅都市、都市部特有の問題がある。一方で、沿線で都市がつながっているという利点があり、そのつながった地域一帯で、「もてるまち」としてまちづくりを進めることがよいのではないか。都市部は課題から入るよりも、持っている魅力をどう生かしていくか、ということから課題を解決していくほうが向いている。
- ・ 多摩地域は緑が多く、非常に居住環境が良く、住宅地としての魅力もある。観光も大事だが、住むまちとしての位置づけも非常に重要であり、「住んでよし、来てよしの多摩」というのも、一つの戦略である。来訪者だけでなく在住者にも、地域を誇り、好きになってもらうことが、来訪者を呼ぶことにつながる。
- ・ 一過性で終わらない、持続的な地域の活性化や交流人口を増やしていく方策が必要である。そのためには、多摩地域で行われている様々な取組や地域資源を発信していくことが必要。
- ・ 既存の資源をいかに活用し、新しい資源を発掘し、地域外からの注目を集めるような仕掛けを構築するということが大事。そのためには、広域連携や行政と民間の連携、同時に地元を巻き込み、多様な主体との連携が必要なのではないか。
- ・ 広域連携は、できるところから模索していけばよい。例えば、コンテンツ、沿線、事業（イベント、広報）の一部など、どこなら一緒にできるかを模索していくべき。大上段に構えて何かやろうというのではなく、まず集まって、できることがあったらやってみようと、分野に関わらず、意見交換を行うことから始めることが必要。

ビジョン連携推進会議第二分科会 第3回 開催概要

日 時	平成 27 年 12 月 22 日 (火)
テーマ	多摩地域における民間団体の取組について
臨時構成員	株式会社グッドライフ多摩 代表取締役 石原 靖之氏 (多摩ソーシャル・ライターズ倶楽部 代表、多摩CBネットワーク 世話人、調布アットホーム 代表)

議事要旨

○ 多摩地域におけるこれまでの活動

- ・ 団塊世代が退職後に地域で豊かで暮らし、多摩地域にも活気を与えることをテーマに取材する中で、コミュニティビジネスに出会った。コミュニティビジネスは、地域課題を持続可能なビジネススタイルで解決を図るもので、取材中の 2009 年にちょうど「多摩CBネットワーク」という団体が立ち上がった。その後、多摩CBネットワークの世話人に就任し、現在活動している。
- ・ 多摩CBネットワークは、市民・企業・大学など約 450 名の会員がおり、コミュニティビジネスの手法を使って多摩地域を活性化しようとしている。
- ・ また、調布市に協働・共創の流れを増やそうと、コミュニティビジネスの中間支援団体である「調布アットホーム」を設立した。調布アットホームでは、毎月の定例会やコミュニティビジネス講座、市民とのワールドカフェなどを行っている。
- ・ 調布アットホームのコミュニティビジネスコンペで、「調布アイランド」という調布飛行場を使って、伊豆諸島の朝採れ魚を昼前に調布の店に卸すような地域活性化ビジネスも生まれた。
- ・ 「多摩ソーシャル・ライターズ倶楽部」は、デザイナー、イラストレーター、ライターなど業界人が集まり、それぞれの知識や経験を地域貢献に生かしている。

○ 活動の中から見えた課題

- ・ 「多摩CBネットワーク」、「調布アットホーム」、「多摩ソーシャル・ライターズ倶楽部」などの活動を行う中で、多摩地域で広域的な広報ができていないという課題が見えてきた。
- ・ 多摩地域は人口約 400 万人であり、この規模の県であれば地方新聞社やテレビ局があるが、多摩地域は 23 区の隣という地勢的な理由から、地方新聞社やローカルテレビ局はなく、雑誌やテレビなどの東京都の特集記事・番組でも多摩地域が取り上げられることはわずか。結局、広域広報はできない。
- ・ 地方新聞社のようなものがあれば、もう少し地域の情報や地域課題が見えてきて、住民の中に課題意識などが醸成されるが、23 区に隣接しているため無かった。これを何とかしない限り、市民、団体、企業の活動が地域課題への意識につながらないのではないかと思った。

- ・ 地域住民は、地域情報を知りたいと思っているが、現在、そのニーズを支えているのは、地域や市町村単位の地域メディアである。しかしながら、地域メディア情報も市町村別になっていた。そこで、今あるこれらの地域資源を活用し、ネットワーク化することで、広報と宣伝をワンストップで行う「多摩メディアセンター」を創り、コミュニティビジネスの手法を使い、課題解決をしようとした。

○ 今後の展開

- ・ 「多摩メディアセンター」は、企業・大学・団体・市民の広報したい、宣伝したい情報をワンストップで受け付け、プレスセンター・広告代理機能・製作機能を有し、クリエイター・シニア・主婦の仕事を創出することを基幹ビジネスとしている。
- ・ 多摩地域に関する情報を集約して検索できるサイトと観光サイトを設置するなど、多摩地域内外に情報発信できるインフラを提供し、多摩地域内外のメディアや市民のノウハウをマッチングし、起業創出を支援することも想定している。
- ・ これら事業に付随し、地域の人が、地域の課題や魅力を話し合いながら、誰がどのような知識・能力を持っているか、どういう事業ができるのか、という課題解決や地域活性化についてのワークショップやシンポジウムを開催していく。これらを通じて広域連携の必要性や多摩地域の魅力を再確認し進む方向を定めるための話し合う場を設けていく。

○ 意見交換

- ・ 住民が考える多摩は、行政が考えるものより狭い。そのなかで連携できる可能な範囲はおおよそ 8 自治体ぐらいではないか。
- ・ 連携する際には、隣接する自治体間でも問題の捉え方が異なる。広域連携は、「総論賛成・各論反対」になるところがあり、利害調整をする場が広域連携の中でも必要になってくる。
- ・ 自治体はそれぞれポリシーを持っているので、間に民間が入って上手くジョイントをしてもらうのがよい。民間が先導し、自治体がそれに追従する形で、広域連携というものが少しずつ進むということもある。
- ・ 連携することで付加価値がつくことがあり、まずは「おらがまち」というのを余り強調しないで、周辺と一緒に地域を盛り上げていく中で自分の自治体も盛り上がる形がよい。
- ・ 多摩地域外から人を呼ぶことも重要だが、地域内で人が交流していくような仕組みづくりも必要。
- ・ 各自治体が開催しているセミナーなどの情報を近隣自治体間で共有することによって、受講するチャンスを広げ、地域間で働く人・創業したい人の交流のきっかけを与えることも有効ではないか。
- ・ 最初に広域連携が簡単にできるのは情報である。多摩地域もいろいろな問題もあるが、まず情報発信や情報共有だけでも広域連携はできるのではないか。そして、次に人や物が自由に交流し、最後はお金が自治体間同士で自由に移動するような形になるのかもしれない。そうすることによって、真の広域連携が進むかもしれない。

ビジョン連携推進会議第三分科会 第 2 回 開催概要

日 時	平成 27 年 10 月 23 日(金)
テーマ	多摩地域における取組事例 ～地域の担い手の活動～

議事要旨

○ 八王子市の取組

- ・ 「はちおうじ未来塾」は市内の企業、特に中小企業の後継者を育成するために開校した人材育成塾であり、経営者としての気づきを得ることに重点を置いてカリキュラムを編成している。
- ・ 八王子市はものづくりのまちだが、製造業の減少や後継者問題が顕在化してきたことが背景としてある。
- ・ 受講終了後、卒塾生が、受講を通して得たネットワークの拡大やモチベーションの維持を目的とした自主運営組織を立ち上げた。中小企業で一番難しいのは、供給と需要のマッチングであり、コアな技術を有しているが横の連携が取れていないため、技術を活かしきれていないケースがある。この卒塾生のネットワーク組織は、半共同受注的な取組が行われるなど、新しいビジネスの可能性が出てきている。
- ・ 「はちおうじ志民塾」はシニア層をターゲットに、これまでの経験や知識を地域活動において活用し、地域活動の担い手の中心となる人材の育成に重点を置いている。
- ・ 背景として、団塊世代が大量退職し、地域に戻ってくる人を地域としてどう受けとめていくのかが大きな課題であった。
- ・ これまでの生涯学習講座は“学ぶ”ことを目的としているが、志民塾では“学ぶ”ことを目的化するのではなく、その結果をもとに“行動する”ことを目的としている。
- ・ 志民塾においても、卒塾生のネットワークが生まれ、講座の運営サポートなどを行う事例が出てきている。
- ・ 今後の課題は、実際の活動に結びついていない人を各ステークホルダーがしっかりと手を携えてフォローアップし、実際の活動につなげることや、卒塾生の選択肢が狭いため、より多くの活動を生み出してもらうための策を講じる必要がある。

○ 武蔵野市の取組

- ・ 武蔵野市は、自治会組織がなく、コミュニティセンターを拠点とした地域コミュニティが中心となっている。
- ・ 定年前後の方に地域活動の幅を広げてもらうことを目的として、「お父さんお帰りなさいパーティ」を行っている。
- ・ 生涯学習的な取組として、市内および周辺にある 5 大学と連携し、「地域自由大学」の取組を実施している。高齢者が多く参加しており、福祉施策としては有効であるが、地域活動につながっている例は少ない。

- ・ 長期計画を策定するに当たり市民無作為抽出ワークショップを行っているが、市民意見の聴取はもとより、市政情報の提供、市政参加意識の醸成に効果がある。また、地域の担い手となるような人の発掘に有効である。
- ・ 地域活動に対する行政の役割は、①資金の支援、②広報の支援、③各種情報の提供、④事務の支援である。①に注目されがちだが、②のような信頼度を与えるもの、③の行政ならではの豊富な情報量などの支援の方法がある。
- ・ 新たな人材を発掘するにあたっては、防災やお祭りなど、多くの人が興味を持つイベントを活用し、常にスカウトするという思いが必要である。

○ 東久留米市の取組

- ・ 「東久留米柳久保小麦の会」は、東久留米伝来の柳久保小麦の継承を目的として、生産から販売までの一連の作業（6次産業）を行っている団体である。
- ・ 背景として、住宅地の多い東久留米市において、多種多様な機能を持つ貴重な地域資源である農地の保全是重要な課題であった。
- ・ 地域産業振興会議の設立に向けた準備会において、柳久保小麦を特産品として市の産業に結びつけることができないかとの提言があり、農業者・商業者・有識者・市により検討を行った。
- ・ その後、「東久留米柳久保小麦の会」が発足し、生産者・生産量ともに増加し、多様な商品開発が進み、現在は、食品にとどまらず、小麦を使用した工芸品を作る「東久留米ヒンメリの会」など活動の裾野は広がってきている。
- ・ 行政のみならず、商業者や有識者も含めて一つのグループの中で進んだことで、商業と農業、工業と農業といった異業種による結びつきを生み出した。

○ 意見交換

- ・ 産業振興や地域人材の育成は、長期的なスパンで物事を考えていかなければならない。地元団体との信頼関係が重要であり、行政はマニュアルにより引き継げない部分、志や信頼関係をどうしていくかが課題。
- ・ 市民無作為抽出ワークショップは、若い人や地域活動の中で活動してもらえる人を発掘するという点で非常に有効であり、普段出てこないような層からいかに発掘するのが重要。
- ・ 人には活躍する場所が大切で、ポジションメイキングが非常に重要。ポジションに当てはめていく上で、団塊の世代は経験も積み、高いマネジメント能力を持っているので、比較的容易である。そうでない人に対しては、育てるということも必要。
- ・ 地域活動といっても漠然としていると活動しづらい。居場所をどう作っていくか、福祉を中心としたつながりも、まちづくりの一つのあり方として重要。
- ・ 地域資源に関してどう強みを発揮していくのかという時に、ポジティブなものを生み出していくと、プラス思考で働いていい物ができる。そういう場をどう設定するか、行政が引き過ぎても入り過ぎてもよくない。どこまで関与するかさじ加減が必要。

ビジョン連携推進会議第三分科会 第3回 開催概要

日 時	平成 27 年 11 月 25 日 (水)
テーマ	多様な主体と連携した地域づくり 論点整理 (案) について

議事要旨

○ 意見交換

- ・ 人によってやりたいもの、つながりたいものは違う。多様な目的で活動する団体がたくさんあり、その目的により、担い手自体も一つの団体にこだわるのではなく、様々な関わりを地域の中で持っていくということが必要。
- ・ 地域活動の切り口は、「地縁・志縁」、「組織化・非組織化」、「時限性・継続性」などで類型化できる。
- ・ 地縁型は、土地など住んでいることによるつながりであり、世代に偏りがなければ、担い手は順次供給されてくる。一方、新興住宅地のように世代に偏りのあるエリアは、一斉に高齢化したとき、コミュニティ組織のあり方や存在自体が危ぶまれることもある。
- ・ 地縁型の従来からのコミュニティである町会や自治会などに転入者や若い世代が根づかない問題があるが、防災や治安など、幅広い世代や団体が関心の高い話題で関心を持ってもらうことも有効である。
- ・ 志縁型は、地域の課題に着目をして、課題を解決したい人たち（志を持った人）の集まりであり、緩やかな組織化が図られている場合は、活動が継続しやすく、後継者も育ちやすい。
- ・ 地域課題を解決したいと漠然と思っている潜在的な人（担い手）を活動につなげることが難しい。活動している団体が、どういう活動をしているのか、わかりにくい面もあるとともに、活動している団体同士も集まる機会が少なくそれぞれの活動を把握していない。各団体が、それぞれの活動について説明し、潜在的な人（担い手）を勧誘する場が有効ではないか。
- ・ 担い手と団体を結ぶ中間支援団体の役割は非常に重要で、そういう組織が各分野でたくさん出てきて、最終的には行政がそれらを取りまとめるという形が良いのではないか。
- ・ 「よそ者・若者・ばか者」と言われるが、それだけで成功したかは疑義があるが、内部の人間だけだと、固定した評価になりがちで、外部の人間が入ることで視座を変えることができる。積極的に域外の方を活動に参画してもらうことは重要。
- ・ 多摩地域の方は、移住者が多く、外の感覚を持っている。もともと、その地域の人ではないということは、ある意味プラスにもマイナスにもなる。通勤・通学で、複数の自治体を見ることで外の感覚があり、可能性としては高いが、それが当たり前になり、むしろ根となる部分がなかったりする。

ビジョン連携推進会議第三分科会 第 4 回 開催概要

日 時	平成 27 年 12 月 25 日(金)
テーマ	地域活動の現場から
臨時構成員	特定非営利活動法人エヌピーオー・フュージョン長池 会長 富永 一夫氏

議事要旨

○ エヌピーオー・フュージョン長池について

- ・ 特定非営利活動法人エヌピーオー・フュージョン長池(以下「フュージョン長池」という)は、多摩ニュータウン南西部の八王子市長池公園を中心に、住民の暮らしを様々な角度から支援することを目的に活動を行っている。
- ・ 長池公園の指定管理者を担うとともに、地域の「お世話係」として、長池公園を中心に集まる多様な人のできること(役回り)と出番(活躍の場)をコーディネートしている。
- ・ 長池公園の管理では、公園利用者の要望に対し、スタッフが日常的にPDC Aサイクルを活用して取り組むなど細かなニーズ対応を行っており、利用者から非常に高い評価を得ている。また、開園当初、最大年間 12 万人の来園者を想定していたが、今は年間 17~18 万人となっているほか、視察など全国から年間 300 件来訪している。

○ 地域の担い手と地域の「お世話係」

- ・ 地域の担い手は、特別な人ではなく誰でも担い手であり、地域に住んでいる人がやる気を起こして活動を開始すると「担い手」となる。こうした小さな覚悟をする 1 人が活動を始めると、地域に住まう人たちに刺激を与え、刺激された人が活動すると考えており、活動する人々と活躍の場をコーディネートし、バランスをとる地域経営の「お世話係」の役割をフュージョン長池は担っている。
- ・ こうした「お世話係」の役割を継続していくため、フュージョン長池では早期に後継者に役職を譲り、先代が併走しながら次世代に活躍の場を与えることで成長を促しながら役割を継承している。(**「人間の萌芽更新」**)

○ 多摩地域のポテンシャル

- ・ 多摩ニュータウンの創設時の入居者は、全国から優秀な人が集まっており、人材のレベル・ポテンシャルが高い。そういった人たちが今、高齢者となり、「遊休人材」となって活躍の場所が見つけられずにいる。
- ・ また、その子供世代である若者たちも内在しているポテンシャルが高い。彼らに見られる、「人に優しく緑と一緒に暮らしたい」という人生観こそ、多摩地域が育んだ「里山スタイル」ではないか。心優しく、精神的に豊かで、たくましく生きる方法は、世界に誇れるものである。
- ・ 地域経営は、「人・物・金・情報」をどう扱うかということが重要であり、この 4 つが結合すると活性化し始めて動き始める。

- ・ 多摩地域は約 400 万人が住み、美しい自然があり、23 区よりはるかに多様な現場がある。地域の多様なものを、人・物・金・情報に分け、それらを合わせることに成功すると、約 400 万人が一気に開花し、世界に通用する東京多摩が生まれる。
- ・ 約 400 万の人口は、国家に相当するほどのパワーがあるが、全国的には知名度がない。今は、多様なものを多様なまま、まとめ切れていないが、東京都・市町村、多くの大学の先生・学生が覚悟を決めて、一生懸命考えて動くことが必要。

○ 協働の役割分担について

- ・ 地域には、多様な目的によって活動する団体がたくさんあり、目的により担い手自体も一つの団体にこだわるのではなく、様々なかかわりを地域の中で持っていくということが必要である。
- ・ それぞれの活動は、「協働の設計図」（別図）で考えると分かりやすい。
 - ◇ 行政：法令や制度など「岩盤」として支える。
 - ◇ 地域活動を支援する団体：「表土」として耕す。
 - ◇ 市民：活動が盛んになり「お花畑」のように豊かになる。
 - ◇ 外部評価：「太陽」の光が指す ⇒ますます肥沃な土地になる。

○ 行政や企業等に求めること

- ・ 都民がやってみたいと考えることを、まず条例ありきで規制しようとするのではなく、どうやったら実現できるかを一緒に考えてほしい。
- ・ 企業や大学は、地域にいるものの地域に興味がないように感じる。都民の求めをビジネスや研究で支援し、実現をする思いで手伝ってほしい。

○ 今後の展望（多摩地域でやってみたいこと）

- ・ 多摩地域全体のイメージブランドの確立が必要である。例えば、「東京・多摩里山スタイル」として、緑と都市と都会的田舎暮らしができる場としたい。
- ・ 多摩ニュータウンは、オールドタウンになると言われてきたが、画一的にできている街だからこそ、何かをやりやすいとポジティブに捉えていくべき。例えば、環境未来都市に一気に変化できるなど、世界に通用する新しいライフスタイルを提案したい。
- ・ 若者の創業を多摩地域にいるシニアが知恵と人脈を提供して、若者を育成する仕組みを作りたい。多摩地域なら 3 人のシニアが 1 人の若者を支えられ、若者がシニアを雇用するような制度設計を考えていくべき。

ビジョン連携推進会議第三分科会 第 5 回 開催概要

日 時	平成 28 年 1 月 12 日 (火)
テーマ	第一部 多様な主体が連携する場 ～東京学芸大学、株式会社タウンキッチン～ 第二部 多様な主体と連携した地域づくり 論点整理 (案) について
臨時構成員	東京学芸大学 副学長 藤井 健志氏 株式会社タウンキッチン 代表取締役 北池 智一郎氏

議事要旨

【第一部 多様な主体が連携する場 ～東京学芸大学、株式会社タウンキッチンの取組～】

○ note cafe 設立の背景について

- 東京学芸大学は、大学として地域連携を行いたいという思いがあり、教育研究成果をうまく地域に伝えることが課題であった。地域連携を進めるためには、大学を知ってもらうことが大事だが、形式的に知ってもらうのではなく、「実質的な連携」を生むことが必要である。
- 「実質的な連携」とは、大学と地域の人間との間に生産的な人間関係を構築し、大学と地域の人が集まり、いろいろ議論しながら新しいものを生み出すことができるような関係を想定している。そのような質のよい連携を構築する必要がある。
- これまでも東京学芸大学は、地元市・東京都等との間に包括協定を結んできたが、必ずしも「実質的な連携」ではなかった。物を生み出すことができるような実質的な連携にするためには、新しい発想を持つ新しいネットワークに大学をつなげ、実質的な連携をつくり出す核が必要であった。
- 地域の住民にとって、大学は入りづらいとの印象があるため、住民が気軽にキャンパスに入ってきて落ちつけるような場をつくり出し、大学と地域の住民が交流する場が必要ではないか、異質な人たちが集う場ができないかということ考えた。こうした場が連携の核を生み出すのではないかと期待したのである。
- note cafe は、店内にホワイトボードの地図やパンフレットを置く台を設置し、地域の情報がここに来れば得られると同時に、大学の情報もわかるという静的な情報を交換する場とした。
- 現在、地域の住民が利用する場としても活用が広がっており、既存の人間関係をベースに置いた交流の場としては機能している。ただし、新しい人間関係を生み出すまでには至っていないので、今後、大学と地域の間が一緒になってトークをするようなイベントを開催することを検討している。それによって note cafe を動的な情報交換ができる場にしたいと考えている。
- 異質な人間、異質な発想が結びつくことが重要であり、大学と地域の双方が既存の発想というものに相対化するということが必要である。大学のキャンパスの中に普通に大学以外の人がいるというようなことがあっていい。異質な人間が一つの共同体の中に存在するというような状況を私たちは積極的につくるべきである。

○ 株式会社タウンキッチンについて

- ・ 株式会社タウンキッチンは、地域社会の課題を解決する人材育成に取り組んでいる。主な事業は、小金井市の創業支援施設を指定管理者として運営しており、創業スクールや相談などを実施して、市内の創業者支援を行っている。また、小平市では、空き物件を活用し保健所の営業許可を取得したシェアキッチンを設置し、食の小商いをはじめようとする人の支援を行っている。
- ・ 地域で事業を行っている中で、大学の存在は大きいですが、一方でその敷居は高く感じていた。これまで以上に地域の活性化や経済振興などを行うには、大学と地域の関係性を見直していくことが重要だと感じていた。

○ note cafe について

- ・ note cafe の創設にあたり、大学と地域をつないでいくことを狙いとし、地域の人が大学のことを知り、大学の人が地域のことを知る。その中で新しい可能性を広げていくということを目指した。店のコンセプトを考えている中で、note=気づく、というキーワードが浮かび上がり、何か新しい気付きが得られるカフェにしていきたいという思いから、note cafe という名前にした。大学と地域の垣根を超え、多様な人と情報が行き交う創造的な学びと気づきの場というコンセプトの下、地域の人たちが気軽に来られるような場所づくりというものを念頭に置いた。
- ・ 今後、まちの情報、大学の知恵、交流と学びが重なり合う場所として、三段階のステップを考えている。

①静的なコミュニケーション：広報物やマップなどを通じて、学外の人が学内のことを知り、学内の人が学外のことを知る環境をつくる。

②積極的なコミュニケーション：トークイベントなどによる、大学の先生と地域の住民との対話を生む。

③地域と大学による協働プロジェクトが生む。

そのスタートとして、壁面マップとパンフレット類を置ける場所を設置し、各地域で行われている情報がわかるようにし、きっかけづくりを行っている。

- ・ 新しい協働を生み出していくために、地域住民と大学との交流の仕掛けを行っている。例えば、学芸大や近隣の大学生とカフェについてのワークショップや、地元の方と藤井副学長を講師としたトークイベント、学生や地域の住民に対する創業支援のセミナー・起業者の交流イベントなどを行っている。

○ 意見交換

- ・ note cafe のオープン後は、大学と市民レベルの交流ができたこともあるが、大学と行政などの交流が圧倒的に増えた。大学と行政が頻繁に顔を合わせるようになり、連携するきっかけができて、現場レベルでしっかり話ができるようになったことが、実は大いなる連携の第一歩ではないかと思う。

【第二部 多様な主体と連携した地域づくり 論点整理（案）について】

- ・ 学生は卒業によってメンバーが入れ替わり、世代間で温度差があることがある。教員やサークルなど核になる人を押さえることで、周辺にいる学生を巻き込め、継続的な活動につながる。
- ・ 連携に向けては、それぞれの主体間で情報共有を行うことが必要であり、多摩地域においては特に情報をかき回すことが重要。
- ・ 自治体を横断的に繋ぐインフラ企業（鉄道事業者や金融）の役割というのは非常に大きくなってきている。
- ・ 活動団体への支援は、その団体が発展過程のどの段階なのかが重要であり、それに応じてどのような支援が必要なのか、行政サイドも意識をする必要がある。
- ・ 行政に求めるのは、広報など側面的な支援に加え、安心感や信頼性など行政のもつ最大の武器を活かしてほしい。
- ・ 市民活動団体からコミュニティビジネスに発展させるには、大きな壁がある。コミュニティビジネスなどを進める際は、最後はリスクを持ってやっていくという覚悟が必要である。
- ・ 何かを始めるときは、誰か一人の初めの一步が重要で、その一步があれば、あとはいろいろな人やサポートへとつながる。初めの一步を踏み出すのは、個人に紐づく部分が大きく、地域活動はその誰か一人を増やしていくということに実は尽きるのではないか。
- ・ 行政が協働を行う時、行政側にも最初の一步が踏み出すことができる職員をつくらない限り、協働は両輪で回らない。最初の一步を踏み出す職員がいれば、あとは組織力がついてくる。どうやって一步を踏み出す勇気を持つことができるかである。
- ・ 企業や市民活動団体との連携において、行政側の職員が見合うスキルや知識を身につける必要がある。同じ目線で物事を見られて、議論ができるという状況にならない限り、恐らく地域づくりをコラボレーションして進めることはできない。
- ・ 行政の職員自身も地域の中では一住民であり、一般住民よりも地域やいろんな情報を知っている優位な立場にもあるということを行政の職員に意識してほしい。
- ・ 中間支援組織は、ただ増やせばいい、中間支援の力をアップすればいいというものではなく、質も問われる。
- ・ 行政は、情報が一番集まり、様々な部署を横串で刺し、どう実現していくかが問われており、究極の中間支援組織である。事業やプロジェクトとして、人、お金、情報などをつないでいくことが重要である。その役割を果たすのが行政である。

平成 28 年 6 月 発行

登録番号 (28) 21

新たな多摩のビジョン行動戦略 年次報告書 2015

編集・発行 東京都総務局行政部振興企画課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03 (5321) 1111 内線 24-791~4

印刷 株式会社シンソークリエイト
東京都新宿区中落合一丁目 6 番 8 号
電話 03 (3950) 7235

